

第3編

災害応急対策

第1章 地震災害応急対策	1
第1節 地震災害発生時の組織動員	1
第1 地震時の組織動員の概要	1
第2 活動体制の確立	1
第3 災害対策本部の設置	2
第4 警戒部の設置	4
第5 情報収集体制	5
第6 各課避難所担当職員による初動体制	5
第7 動員体制	5
第8 参集場所	9
第9 参集途上の活動	9
第2節 地震水防応急対策	10
第1 水門・樋門等の操作	10
第2 応急措置	10
第3 資機材の調達	10
第2章 風水害応急対策	11
第1節 気象予警報等の収集・伝達	11
第1 情報の収集	11
第2 気象予警報等の伝達系統	20
第2節 組織動員	29
第1 災害対策本部の設置	29
第2 警戒部の設置	31
第3 初動本部	32
第4 情報収集体制	32
第5 動員体制	33
第6 参集場所	36
第7 参集途上の活動	36
第3節 水防活動	37
第1 水防の責任者	37
第2 情報の収集	37
第3 予警報とその措置	38
第4 出動準備及び出動	39
第5 監視及び警戒	40
第6 水防作業	40
第7 水防解除	41
第8 水防報告と水防記録	41
第4節 土砂災害警戒活動	42
第1 警戒活動	42

第 2	情報収集	43
第 3	異常現象発見時の通報	45
第 4	ライフライン・交通等警戒活動	45
第3章	災害発生後の活動	47
第 1 節	情報の収集・伝達	47
第 1	情報の収集・伝達系統	47
第 2	被害状況の把握	48
第 3	被害状況等の集約・整理等	53
第 4	通信手段の確保	53
第 2 節	災害広報・広聴対策	55
第 1	災害広報	55
第 2	報道機関への情報提供等	57
第 3	広聴活動の実施	57
第 3 節	応援の要請・受入れ	59
第 1	応援要請の依頼	59
第 2	行政機関への応援の要請・受入れ	60
第 3	消防活動に係る応援の要請・受入れ	63
第 4	緊急災害対策派遣隊（T E C - F O R C E）の設置及び派遣	64
第 5	民間事業者等に対する協力要請	64
第 4 節	自衛隊に対する災害派遣の要請・受入れ	65
第 1	自衛隊に対する災害派遣要請	65
第 2	災害派遣部隊の受入れ	66
第 3	派遣部隊の救援活動	67
第 4	派遣部隊の撤収要請	68
第 5 節	職員の活動環境、安全確保等	69
第 1	職員の活動環境	69
第 2	職員の安全確保	69
第 6 節	消火・救助対策	70
第 1	災害発生状況の把握	70
第 2	消火活動	70
第 3	人命救助活動	72
第 4	行方不明者の搜索	72
第 5	各機関による連絡会議の設置	73
第 6	消防団の活動	73
第 7	地域住民との連携	73
第 8	惨事ストレス対策	73
第 7 節	応急医療対策	74
第 1	災害時医療救護体制の確保	74
第 2	現地医療対策	76

第3	後方医療対策	77
第4	医薬品等の調達・確保	78
第5	個別疾病対策	78
第8節	避難受入れ活動	79
第1	避難行動	79
第2	避難行動要支援者への支援	84
第3	避難所の開設・管理	86
第4	広域一時滞在	88
第9節	市有施設、空地等の運用	90
第1	市有施設、空地等の現況把握	90
第2	利用ニーズの申請	90
第3	施設・空地利用の調整・管理	91
第10節	緊急物資の供給	92
第1	給水活動	92
第2	食料の供給	94
第3	生活必需品の供給	95
第4	物資の緊急輸送拠点の設置・運営	96
第11節	緊急輸送活動	98
第1	陸上輸送	98
第2	航空輸送	100
第3	交通規制	101
第12節	二次災害の防止	103
第1	公共土木施設等	103
第2	建築物	106
第3	危険物施設等	107
第4	放射性物質（放射性同位元素に係る施設等）	108
第13節	ライフラインの確保	109
第1	上水道（市、大阪広域水道企業団）	109
第2	下水道施設（市、府）	110
第3	電力供給施設（関西電力株式会社）	110
第4	ガス供給施設（大阪ガス株式会社）	110
第5	電気通信施設（西日本電信電話株式会社）	111
第14節	交通の機能確保	112
第1	障害物の除去	112
第2	各施設管理者における復旧	112
第15節	農林関係応急対策	113
第1	農業用施設	113
第2	農作物	113
第3	畜産	114
第4	林産物	114

第16節 遺体の収容・処理及び埋火葬	115
第1 遺体の収容	115
第2 遺体の処理	116
第3 遺体の埋火葬	116
第4 府への応援要請	117
第17節 保健衛生活動	118
第1 防疫活動	118
第2 食品衛生管理	120
第3 被災者の健康維持活動	120
第4 動物保護・受入れ	121
第18節 建築物・住宅応急対策	122
第1 被害認定調査の実施	122
第2 住居障害物の除去	125
第3 被災住宅の応急修理	126
第4 被災家屋の解体	126
第5 応急仮設住宅の供与	128
第6 公営住宅等への一時入居	129
第7 市が管理する施設の応急対策	129
第8 住宅に関する相談窓口の設置等	129
第19節 応急教育等	130
第1 休校・休園措置	130
第2 学校園の応急対策	131
第3 応急教育の実施	131
第4 学校給食の措置	132
第5 就学援助等	132
第6 園児・児童・生徒の健康管理等	132
第7 保育所の応急対策	133
第8 社会教育施設等の管理及び応急対策	133
第9 文化財対策	133
第20節 災害廃棄物の処理	135
第1 第1 し尿処理	135
第2 ごみ処理	137
第3 災害廃棄物等処理	138
第4 死亡・放浪動物対策	139
第5 環境保全対策	140
第21節 避難行動要支援者への支援	141
第1 避難行動要支援者の被災状況の把握	141
第2 社会福祉施設の被災対策	142
第3 被災した要配慮者への支援活動	142
第4 被災した外国人への支援活動	142

第22節	自発的支援の受入れ	144
第1	災害ボランティアセンターの開設・運営	144
第2	災害ボランティアの募集・派遣要請	145
第3	災害ボランティアセンターの業務	146
第4	災害ボランティアの支援	146
第5	義援金・救援物資の受入れ及び配分	146
第6	海外からの支援の受入れ	147
第7	日本郵便株式会社の援護対策等	148
第23節	社会秩序の維持	149
第1	市民への呼びかけ	149
第2	警戒活動の強化	149
第3	物価の安定及び物資の安定供給	149
第4	災害緊急事態布告時の対応	150
第24節	災害救助法の適用	151
第1	災害救助法の適用基準	151
第2	滅失世帯の算定基準	151
第3	災害救助法の適用申請	151
第4	救助の実施	152
第5	救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	152
第4章	大規模火災及びその他の災害の応急対策	153
第1節	大規模火災	153
第1	警戒活動	153
第2	応急対策	154
第2節	危険物等災害応急対策	160
第1	危険物災害応急対策	160
第2	高圧ガス災害応急対策	162
第3	火薬類災害応急対策	163
第4	毒物・劇物災害応急対策	164
第5	管理化学物質災害応急対策	164
第3節	大規模交通災害応急対策	165
第1	大規模交通災害の種類	165
第2	応急対策	165
第3	その他突発災害応急対策	168

第1章 地震災害応急対策

第1節 地震災害発生時の組織動員

第1　地震時の組織動員の概要

震度5弱以上を観測した場合、市長を本部長とする「柏原市災害対策本部」を自動的に設置して職員の動員配備を行い、活動体制を確立する。

また、震度4を観測した場合、災害情報の収集など災害応急対策を実施するために警戒部を設置する。

配備職員は、休日や夜間等の勤務時間外であっても、観測した震度に応じて参集指令を待つことなく、自主的に所属の勤務場所もしくはあらかじめ指定された場所に自主参集する。

第2　活動体制の確立

地震が発生した場合、震度を速やかに把握するとともに、観測した震度に応じた活動体制をとる。

1　震度の判定

震度は、気象庁が発表する柏原市又は隣接市町（八尾市、藤井寺市、羽曳野市、香芝市、王寺町、三郷町）の震度又は市役所に設置された計測震度計の震度階による。勤務時間外において、下記の表に該当する震度を観測した場合、職員配備対象者は、それぞれ参集指令の有無にかかわらず、自主参集する。

2　活動体制

観測した震度に応じた活動体制をとり、情報収集及び必要な災害応急対策を実施する。

- (1) 震度5弱以上の場合、災害対策本部を自動的に設置する。
- (2) 震度4の場合、警戒部を自動的に設置する。
- (3) 震度3であっても被害が予想される場合は、情報収集体制をとる。
- (4) その他の場合は、市長が必要と認めた体制をとる。

【地震発生時の活動体制】

ア　観測した震度に応じて災害対策の活動組織・動員体制を決定する。

観測した震度	災害応急対策の体制	配備区分
震度5強以上を観測	災害対策本部	C号配備
震度5弱を観測		B号配備
震度4を観測	警戒部	警戒配備

震度3を観測	情報収集体制	危機管理課
--------	--------	-------

第3 災害対策本部の設置

市長は次の設置基準に該当する場合に災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

1 設置基準

(1) 震度5弱以上を観測した場合（自動設置）

東海地震警戒宣言が発表された場合

(2) その他、市長が必要と認めた場合

2 廃止基準

(1) 本部長が、市域において災害応急対策がおおむね完了したと認めた場合

(2) 調査の結果、市域に大きな被害がないと本部長が認めた場合。なお、この場合は、必要に応じて被害状況に即した体制（警戒部の設置や状況に応じた動員配備）に移行する。

3 組織及び運営

(1) 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織、運営については、別に定める災害対策本部組織及び事務分掌に基づく。

災害対策本部においては、本部長、副本部長及び本部員で構成する本部会議を重要な節目ごとに開催し、災害応急対策に関する重要事項について協議し、災害応急対策活動実施の指令を行う。

(2) 災害対策本部会議

災害対策本部会議は災害応急対策に関する重要事項について検討し、実施の指令を行うため、本部長が必要に応じて招集する。ただし、本部長は、極めて緊急を要し災害対策本部会議を招集するいとまがない場合は、副本部長又は一部の本部員との協議をもってこれに代える。

ア 構成員

災害対策本部会議の構成員は、次のとおりである。

職名	構成員
本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、災害対策本部体制下の各対策部長及び副部長

イ 協議事項

- (ア) 災害応急対策に関すること。
- (イ) 動員・配備体制に関すること。
- (ウ) 災害対策本部の廃止に関すること。
- (エ) 各対策部間調整事項に関すること。
- (オ) 市民への避難勧告、避難指示及び警戒区域の設定に関すること。

- (カ) 府及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (キ) 自衛隊災害派遣要請に関すること。
- (ク) 他の市町村への応援要請に関すること。
- (ケ) 災害救助法の適用要請に関すること。
- (コ) 激甚災害の指定の要請に関すること。
- (サ) 災害復旧に関すること。
- (シ) その他災害応急対策の実施及び調整に関すること。

ただし、協議の重要な点は、それまでに行った災害対策活動の単なる活動報告ではない。これらについて書類等にとりまとめるなど最小限にとどめ、会議の後に実施する災害対策活動について必要な意思決定に時間を割くことが重要である。

ウ 事務局

事務局は総括班が行う。

エ 決定事項の通知

本部会議等の決定事項のうち必要と認める事項は、その都度、各関係機関に通知する。

4 設置及び廃止の通知

災害対策本部を設置又は廃止した場合は、各班、知事、関係機関等にその旨を通知する。

5 災害対策本部の設置場所

本部は、市役所本館2階市長室に設置する。ただし、当該施設が使用不可能と判断される場合、又は災害の規模その他の状況により応急対策の推進を図るために必要な場合は、市長の判断により市民文化会館等の市施設に設置する。災害対策本部を設置する場合、総括班は、直ちに設置される場所の安全を点検し、必要な機器等を配置する。

6 災害対策本部表示の掲示

災害対策本部が設置された場合、市役所正面玄関及び本部の入口等に「柏原市災害対策本部」の標識を掲示する。

7 職務・権限の代行

(1) 災害対策本部の本部長は市長があたり、市長が何らかの事情により不在の場合には、副市長、総務部長の順位で代行する。

(2) 各対策部及び班長の代行は、各対策部においてあらかじめ指名した副部長、副班長が行う。

8 対策の実施

各対策部は、それぞれの組織を整備し、本部の決定に基づき災害応急対策活動を実施する。

9 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害応急対策を局地的又は特定地域を重点的に実施する必要がある場合、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、本部長が指示する業務内容に応じて必要な人材を確保し、弾力的に構成する。

10 府との連携

府が現地災害対策本部を設置した場合は、この組織と連携を図ることとし、職員を連絡要員として

派遣する。

第4 警戒部の設置

市長は、次の設置基準に該当する場合、総務部長を指揮者とする警戒部を設置し、災害対策本部に準じた体制によって災害応急対策活動を実施する。

1 設置基準

- (1) 震度4を観測した場合(自動設置)
 - 東海地震予知情報が発表された場合
- (2) その他、市長が必要と認めた場合

2 廃止基準

(1) 市長が、災害応急対策の必要がないと認めた場合、又は災害応急対策がおおむね完了したと認められた場合

(2) 調査の結果、災害対策本部を設置して災害応急対策を実施する方が望ましいと市長が認めた場合

3 組織及び運営

(1) 警戒部の組織

- ア 警戒部の組織体制は、指揮者を総務部長として各対策部、班で構成する。なお、対策部、班は、動員配備指令(震度4を観測した場合は「警戒配備」)に応じて構成する。
- イ 総務部長は、災害対策活動のうえで必要な場合、前項アで構成される者のほか、関係職員を配置させることができる。

(2) 事務分掌

災害対策本部の事務分掌に準じる。

(3) 警戒部会議

総務部長は、各対策部の部長、副部長で構成する警戒部会議を必要に応じて招集・開催し、災害応急対策に関する事項について協議し、災害応急対策活動実施の指令を行う。

ア 警戒部会議の構成

- (ア) 各対策部の部長、副部長その他市長が必要と認める者で構成する。
- (イ) 必要に応じて市長、副市長、教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者が会議に出席する。

イ 協議事項

- (ア) 災害応急対策に関すること。
- (イ) 各対策部間調整事項に関すること。
- (ウ) 動員・配備体制に関すること。
- (エ) 府及び関係機関との連絡調整に関すること。

4 設置及び廃止の通知

警戒部を設置した場合又は廃止した場合は、各対策部に通知するとともに、必要に応じて知事、関係機関等にその旨を通知する。

第5 情報収集体制

次の基準に該当する場合、必要に応じて情報収集体制をとる。

1 体制をとる基準

震度3を観測した場合

2 体制を解消する基準

(1) 調査の結果、市域に被害がない場合

(2) 災害対策本部、又は警戒部が設置された場合

3 構成

危機管理課の職員とする。

4 所掌業務

災害情報の収集・伝達を行う。

第6 各課避難所担当職員による初動体制

次の活動基準に該当する場合、初動期の応急対策を実施するため、各課避難所担当職員はあらかじめ定められた地震災害に対応する指定緊急避難場所を開設するとともに初動体制を確立する。

1 活動基準

震度5弱以上を観測した場合

指定緊急避難場所開設の指令が本部よりあったとき

2 活動内容

(1) 被害状況の把握

ア 避難所担当職員は、あらかじめ定められた指定緊急避難場所への途上における被害状況の概略把握を行いながら、開設を担当する指定緊急避難場所に参集する。

イ 参集途上では、地域の被害情報収集にも努める。

ウ 指定緊急避難場所に参集後、社会教育班へ把握した被害状況を報告する。

エ 社会教育班は、避難所担当職員からの概略被害状況を集約・整理して、総括班に報告する。

(2) 指定緊急避難場所の開設

ア 指定緊急避難場所は、原則として避難所担当職員が開設するが、災害の状況等によっては施設管理者等の協力を得て、開設する。

イ 指定緊急避難場所を開設する場合は、速やかに施設を点検のうえ、安全を確認後開設する。

ウ 開設後は、当該施設に留まり、施設管理者の協力を得て運営を行う。

以下、「第3章第8節 避難受入れ活動」に定めるところによる。

第7 動員体制

迅速かつ的確に災害応急対策が実施できるよう、災害が発生した状況又は発生すると予測される状況に応じて職員を動員配備する。

1 勤員配備

職員の勤員配備の基準は次のとおりとする。

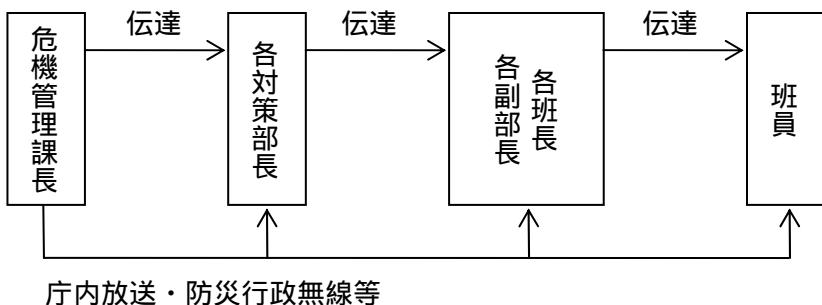
配備体制	配備基準	配備内容	配備人員 〔避難所 担当除く〕
事前配備	<ul style="list-style-type: none">・東海地震に関する調査情報が発表された時・災害の発生の恐れがある気象警報等が発表される等通信情報活動の必要がある時・その他必要によって市長が当該配備を指令する時	<ul style="list-style-type: none">・防災に関する必要最低限の人員で通信情報活動を実施する体制	25名程度
警戒配備	<ul style="list-style-type: none">・震度4を観測した時・災害の発生の恐れがある気象警報等が発表され、小規模な災害が発生する恐れがある時・災害が拡大し、事前配備では対処できない時・その他必要によって市長が当該配備を指令する時	<ul style="list-style-type: none">・通信情報活動及び小規模の災害応急対策を実施する体制	35名程度
A号配備	<ul style="list-style-type: none">・東海地震予知情報が発表された時・災害発生の恐れがあるが、時間、規模等の推測が困難な時若しくは、小規模の災害が発生した時・災害が拡大し、警戒配備では対処できない時・その他必要によって市長が当該配備を指令する時	<ul style="list-style-type: none">・その災害の発生を防ぎよするため、通信情報活動、物資・資機材の点検整備等並びに小規模の災害応急対策を実施する体制	70名程度
B号配備	<ul style="list-style-type: none">・震度5弱を観測した時・東海地震警戒宣言が発表された時・相当規模の災害が発生し又は、発生する恐れがある時・災害が拡大し、A号配備では対処できない時・その他必要によって市長が当該配備を指令する時	<ul style="list-style-type: none">・相当規模の災害応急対策を実施する体制	90名程度
C号配備	<ul style="list-style-type: none">・震度5強以上を観測した時・特別警報（震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合）が発表された時又は発表が予測される時・大規模の災害が発生し又は発生する恐れがある時・災害が拡大し、B号配備では対処できない時・その他必要によって市長が当該配備を指令する時	<ul style="list-style-type: none">・市の全力をあげて防災活動を実施する体制	全職員

2 勤務時間内の勤員方法

(1) 連絡体制

危機管理課長は、勤務時間内に地震情報を確認した場合は、勤員配備基準に基づき、その活動体制について庁内連絡を実施する。

【勤務時間内の伝達図】

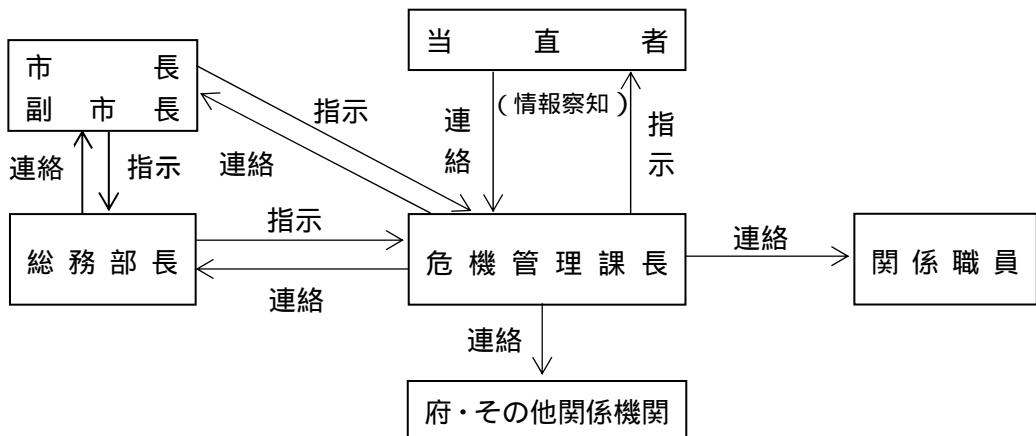


(2) 活動体制への移行

連絡を受けた場合、平常の勤務体制から各班を編成して直ちに災害応急活動体制に切り替える。

3 勤務時間外の動員方法

- ア 職員はあらゆる手段を用いて災害情報の収集に努め、動員基準に定める災害の発生等を確認した場合は、直ちに参集する。
- イ 当直者は、柏原市役所に設置された計測震度計により震度階を確認した場合や大阪府防災行政無線等により災害発生の情報を察知したときは、危機管理課長に連絡する。
- ウ 通信網の途絶等により、配備指令の伝達が困難な状態となった場合は、C号配備が出されたものとする。



4 動員状況の報告及び連絡

- (1) すべての職員は参集後、所属班長に参集を報告する。
- (2) 各班長は、参集職員の氏名、参集時刻、参集免除者等の班員参集状況を対策部長に報告する。
- (3) 各対策部長は、各班の参集状況を人事班へ報告する。
- (4) 人事班は、各対策部の参集状況をとりまとめ、総括班へ報告する。
- (5) 総括班はその状況を速やかに府へ報告する。

資料46 非常招集報告書

5 過渡的措置

各対策部長は、勤務時間外に非常時の配備体制が必要となった際に、過渡的措置として職員の参集状況に応じた応急的な班編成を行い、正規の班編成と異なる体制をもって順次緊急の応急対策活動を実施する。

- (1) 被害状況の把握（市民からの情報提供、職員からの報告）
- (2) 府及び関係機関との連絡調整
- (3) 職員の参集状況の把握
- (4) 災害対策本部会議等の事前準備
- (5) 登庁した職員への引継ぎ

6 増員の要請

各対策部長は、各対策部の防災活動遂行において、現状の人員で対応しがたいと判断される場合には、部内で配備人員を増員し、その旨を人事班へ報告する。

また、対策部内の人員で対応しがたいと判断される場合には、人事班は総括班と協議のうえ、速やかに可能な範囲内で、応援要員の派遣を行う。

7 平常業務の機能確保

C号配備体制下では、地震発生からの時間経過とともに、平常業務の機能を確保していく必要があるため、これらの業務機能確保については、各課長の判断又はBCP（業務継続計画）策定後は、その計画に基づき、災害対策業務に支障のない範囲で順次平常業務を確保していく。

8 災害時における職員の服務

(1) 職員は、この計画の定めるところにより、上司の指揮に従って防災活動に従事しなければならない。

(2) 職員は、出動指令が出されたときはもちろん、災害が発生し、又は発生するおそれのあることを知った場合は、配備区分に従い速やかに所定の勤務場所に参集しなければならない。

9 勤員対象から除外する職員

次に掲げるいずれかに該当する職員は、地震発生直後の勤員対象から除外する。これに該当する職員は、可能な限り速やかに所属班長に連絡し、以後の指示を受ける。ただし、参集を妨げる事態が収束でき次第、直ちに参集しなければならない。

- (1) 公務のため管外出張中の場合
- (2) 職員自身が地震発生時に療養中又は災害の発生によって傷病の程度が重傷である場合
- (3) 親族に死亡者又は重傷の傷病者が発生し、当該職員が付き添う必要がある場合
- (4) 自宅から火災が発生し、又は周辺で火災が発生し、延焼するおそれがある場合
- (5) 同居する家族に高齢者、障害者、乳幼児等があり、当該職員の介護や保護がなければ、その者の最低限の生活が維持できない場合
- (6) 当該職員が居住する自宅が全壊、全焼した場合
- (7) その他事情により特に所属班長がやむを得ないと認めた場合

第8 参集場所

職員の参集場所は、各課避難所担当職員等、特に定められた場合を除き、日常業務の勤務場所とし、地震発生時に勤務場所に不在の場合は次の要領で参集する。

1 勤務時間内

職員は、勤務時間内に勤務場所に不在の場合、地震発生直後、勤務場所に帰庁する。

2 勤務時間外

職員は、地震発生直後、勤務場所に参集する。なお、勤務時間外で交通途絶等のため勤務場所に参集困難な場合は、あらゆる手段を検討し、参集を図るものとする。また、避難所担当等あらかじめ定められている場合は、その指定場所に参集する。

第9 参集途上の活動

職員は、参集途上において、情報収集活動等以下の事項に十分留意して参集するものとする。

1 被災状況等の情報収集

参集途上の職員は、被災状況等の概況把握を行い、参集場所に参集後、直ちに総括班に報告するものとする。情報収集事項は次のとおりとする。

- (1) 道路交通施設の被害状況、道路の渋滞状況
- (2) 鉄道施設の被害状況及び運行状況
- (3) 建築物等の倒壊等被災状況
- (4) 河川・ため池等の被災状況及び水位の状況
- (5) 崖崩れ等の土砂災害の状況
- (6) 火災発生状況
- (7) 被災者・避難者の状況
- (8) その他被災状況

2 被災者の救助・救護活動

人命救助を必要とする被災現場、火災等に遭遇した場合は、府警察（柏原警察署）柏原羽曳野藤井寺消防組合に通報するとともに、状況に応じた救助・救護活動を行う。

第2節 地震水防応急対策

河川・水路又はため池の洪水、決壊、溢水による水害を防止し、被害を最小限に抑制するため、関係機関と連携して、適切な水防応急対策を実施する。

第1 水門・樋門等の操作

水門等の管理者は、水防管理者（市長）と連絡を密にし、必要な場合は門扉を開閉する。以後、水位の変動及び状況に応じて門扉等の適正な開閉を行う。

第2 応急措置

地震によって堤防等が被害を受け危険と思われる場合は、必要な応急措置を講じる。

1 警戒区域の設定

水防管理者（市長）は、水防活動上必要がある場合、警戒区域を設定し、応急活動に係わらない者の立ち入りを禁じ、又は制限する。

2 水防工法

土木水防班は、府水防計画に定める工法によって水防作業を実施する。

3 決壊後の措置

水防管理者（市長） 消防長及び消防団長は、水防に際し、堤防その他の施設が決壊した場合、直ちにその旨を関係者に通報する。

また、水防管理者（市長） 水防団長又は消防長は、決壊後においても可能な限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。

第3 資機材の調達

土木水防班は、水防活動に必要な資機材を調達する。資機材は水防倉庫の備蓄資材を優先的に活用するが、それでもなお不足する場合は、現地調達又は協定業者等及び八尾土木事務所等から調達を行う。

土木水防班は、支援要請として被害状況・応急復旧規模、業者委託の情報を調達班に提供する。調達班は、建設重機・復旧資材といった資機材、軽油・ガソリンといったエネルギー、登録業者といった外部人材等の必要な情報を土木水防班に提供する。

第2章 風水害応急対策

第1節 気象予警報等の収集・伝達

大阪管区気象台から発表される気象予警報等の情報を収集し、あらかじめ定めた経路によって、関係機関及び市民に迅速に伝達する。

第1 情報の収集

大阪管区気象台から一般及び水防活動の利用に供するため二次細分区域「東部大阪」に発表される気象等の注意報、警報、特別警報の種類及びその基準は次のとおりである。

二次細分区域「東部大阪」に該当する市町村

守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、大東市、柏原市、門真市、東大阪市、四條畷市、交野市

【特別警報の種類及び基準】

種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降水量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨となると予想される場合である。
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合である。
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合である。
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合である。

注 表中の「数十年に一度」の現象に相当する降水量等の客観的な指標は気象庁ホームページで公表する。

【警報の種類及び基準】

種類		基準	
一般の利用に適合するもの	気象警報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起る恐れがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で20m/s以上になると予想される場合。
		暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が起る恐れがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い、平均風速が陸上で20m/s以上になると予想される場合。
		大雨警報	大雨によって重大な災害が起る恐れがあると予想される場合で、具体的には別表3の条件に該当する場合である。
		大雪警報	大雪によって重大な災害が起る恐れがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で20cm以上、山地で40cm以上になると予想される場合。
	地面現象警報	地面現象警報(ア)	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起る恐れがあると予想される場合。
	浸水警報	浸水警報(ア)	浸水によって重大な災害が起る恐れがあると予想される場合。
	洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起る恐れがあると予想される場合で、具体的には別表4の条件に該当する場合である。
(イ) 水防活動の利用に適合するもの	水防活動用気象警報	大雨警報	一般の利用に適合する大雨警報と同じ。
	水防活動用洪水警報	洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報と同じ。

- (注) 1 基準欄に記載した数値は、府における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。
 2 ※(ア)は、標題を出さないで、気象注意報・警報に含めて行う。
 ※(イ)は、一般の利用に適合する大雨、洪水の各注意報・警報に代えて行い、水防活動用の語は用いない。
 3 注意報・警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表される時は、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。

【注意報の種類及び基準】

種類		基準
一般の利用に適合するもの	気象注意報	風雪によって災害が起る恐れがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い、平均風速が陸上で12m/s以上になると予想される場合。
		強風によって災害が起る恐れがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で12m/s以上になると予想される場合。
		大雨によって災害が起る恐れがあると予想される場合で、具体的には別表1の条件に該当する場合である。
		大雪によって災害が起る恐れがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で5cm以上、山地で20cm以上になると予想される場合。
		濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じる恐れがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 濃霧によって視程が陸上で100m以下(ウ)になると予想される場合。
		雷注意報 落雷等により被害が予想される場合。
		乾燥注意報 空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 実効湿度が60%以下(ウ)で、最小湿度が40%以下(ウ)になると予想される場合。
		なだれ注意報 なだれによって災害が起る恐れがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 積雪の深さが20cm以上あり、降雪の深さが30cm以上になると予想される場合。 積雪の深さが50cm以上あり、最高気温が10℃以上(ウ)、又はかなりの降雨が予想される場合。
		着雪注意報 着雪によって通信線や送電線等に被害が起る恐れがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で20cm以上、山地で40cm以上あり、気温が-2℃～+2℃になると予想される場合。

種類		基準	
一般の利用に適合するもの	気象注意報	霜注意報	4月15日以降の晚霜によって農作物に著しい災害が起る恐れがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が4以下になると予想される場合。
		低温注意報	低温によって農作物等に著しい災害が起る恐れがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が-5以下になると予想される場合。
	地面現象注意報(ア)	地面現象注意報(ア)	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起る恐れがあると予想される場合。
	浸水注意報	浸水注意報(ア)	浸水によって災害が起る恐れがあると予想される場合。
	洪水注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起る恐れがあると予想される場合で、具体的には別表2の条件に該当する場合である。
	(イ)に水防活動する利用	水防活動用気象注意報	一般の利用に適合する大雨注意報と同じ。
(イ)に水防活動する利用	水防活動用洪水注意報	洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報と同じ。

- (注) 1 基準欄に記載した数値は、府における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。
- 2 ※(ア)は、標題を出さないで、気象注意報・警報に含めて行う。
※(イ)は、一般の利用に適合する大雨、洪水の各注意報・警報に代えて行い、水防活動用の語は用いない。
※(ウ)は、気象台の値。
- 3 注意報・警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表される時は、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。

【別表1 大雨注意報】

二次細分 区域	市町村	雨量基準	土壤雨量指数 基準
東部大阪	守口市	R 1=20 and R T=50 , R 3=40	121
	枚方市	R 1=20 and R T=50 , R 3=40	84
	八尾市	R 1=20 and R T=50 , R 3=40	74
	寝屋川市	R 1=20 and R T=50 , R 3=40	74
	大東市	R 1=20 and R T=50 , R 3=40	74
	柏原市	R 1=20 and R T=50 , R 3=40	70
	門真市	R 1=20 and R T=50 , R 3=40	121
	東大阪市	R 1=20 and R T=50 , R 3=40	72
	四條畷市	R 1=20 and R T=50 , R 3=40	81
	交野市	R 1=20 and R T=50 , R 3=40	81

【別表2 洪水注意報】

二次細分 区域	市町村	雨量基準	流域雨量指数 基準
東部大阪	守口市	R 1=20 and R T=50 , R 3=40	-
	枚方市	R 1=20 and R T=50 , R 3=40	-
	八尾市	R 1=20 and R T=50 , R 3=40	-
	寝屋川市	R 1=20 and R T=50 , R 3=40	-
	大東市	R 1=20 and R T=50 , R 3=40	-
	柏原市	R 1=20 and R T=50 , R 3=40	-
	門真市	R 1=20 and R T=50 , R 3=40	-
	東大阪市	R 1=20 and R T=50 , R 3=40	-
	四條畷市	R 1=20 and R T=50 , R 3=40	-
	交野市	R 1=20 and R T=50 , R 3=40	-

【別表3 大雨警報】

二次細分 区域	市町村	雨量基準	土壤雨量指数 基準
東部大阪	守口市	R 1=40 , R 3=70	-
	枚方市	平坦地 : R 1=50 , R 3=70 平坦地以外 : R 1=60 , R 3=110	120
	八尾市	R 1=45 , R 3=70	107
	寝屋川市	R 1=45 , R 3=70	106
	大東市	R 1=40 , R 3=80	106
	柏原市	R 1=45 , R 3=70	100
	門真市	R 1=40 , R 3=70	-
	東大阪市	平坦地 : R 1=40 , R 3=70 平坦地以外 : R 1=60 , R 3=110	103
	四條畷市	平坦地 : R 1=50 , R 3=100 平坦地以外 : R 1=60 , R 3=110	117
	交野市	平坦地 : R 1=60 , R 3=100 平坦地以外 : R 1=60 , R 3=110	117

【別表4 洪水警報】

二次細分区域	市町村	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準
東部大阪	守口市	R 1=40 , R 3=70	-	-
	枚方市	平坦地：R 1=50 , R 3=70 平坦地以外：R 1=60 , R 3=110	天野川流域=17	-
	八尾市	R 1=45 , R 3=70	-	-
	寝屋川市	R 1=45 , R 3=70	-	-
	大東市	R 1=40 , R 3=80	-	-
	柏原市	R 1=45 , R 3=70	-	-
	門真市	R 1=40 , R 3=70	-	-
	東大阪市	平坦地：R 1=40 , R 3=70 平坦地以外：R 1=60 , R 3=110	-	-
	四條畷市	平坦地：R 1=50 , R 3=100 平坦地以外：R 1=60 , R 3=110	-	-
	交野市	平坦地：R 1=60 , R 3=100 平坦地以外：R 1=60 , R 3=110	天野川流域=17	-

- 1 大雨及び洪水の欄中、R 1、R 3はそれぞれ1、3時間雨量を示し、R Tは総雨量を示す。例えば、「R 1 =70」であれば、「1時間雨量70mm以上」を意味する。
- 2 大雨及び洪水の欄中、「and」は2つの指標による基準を示す。例えば、「R 1=70 and R 3=150」であれば、「1時間雨量70mmかつ3時間雨量150mm以上」を意味する。
- 3 大雨及び洪水の欄中、「,」は2つの基準を示す。例えば「R 1=30, R 3=70」であれば、「1時間雨量30mm以上あるいは3時間雨量70mm以上」を意味する。
- 4 大雨及び洪水の欄中においては、「平坦地、平坦地以外」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- 5 土壤雨量指数基準値は1km四方毎に設定しているが、別表1及び3の土壤雨量指数基準には、市町村内における基準値の最低値を示している。
- 6 洪水の欄中、「○○川流域=30」は、「○○川流域の流域雨量指数30以上」を意味する。

<参考>

土壤雨量指数：土壤雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壤中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。

流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。

※流域雨量指数基準は、流路延長がおおむね15km以上の河川流域を対象としている。また、対象区域内の洪水の危険度を最も効果的に判断できる河川に対し設定される。このため、基準が設定されていない河川もある。

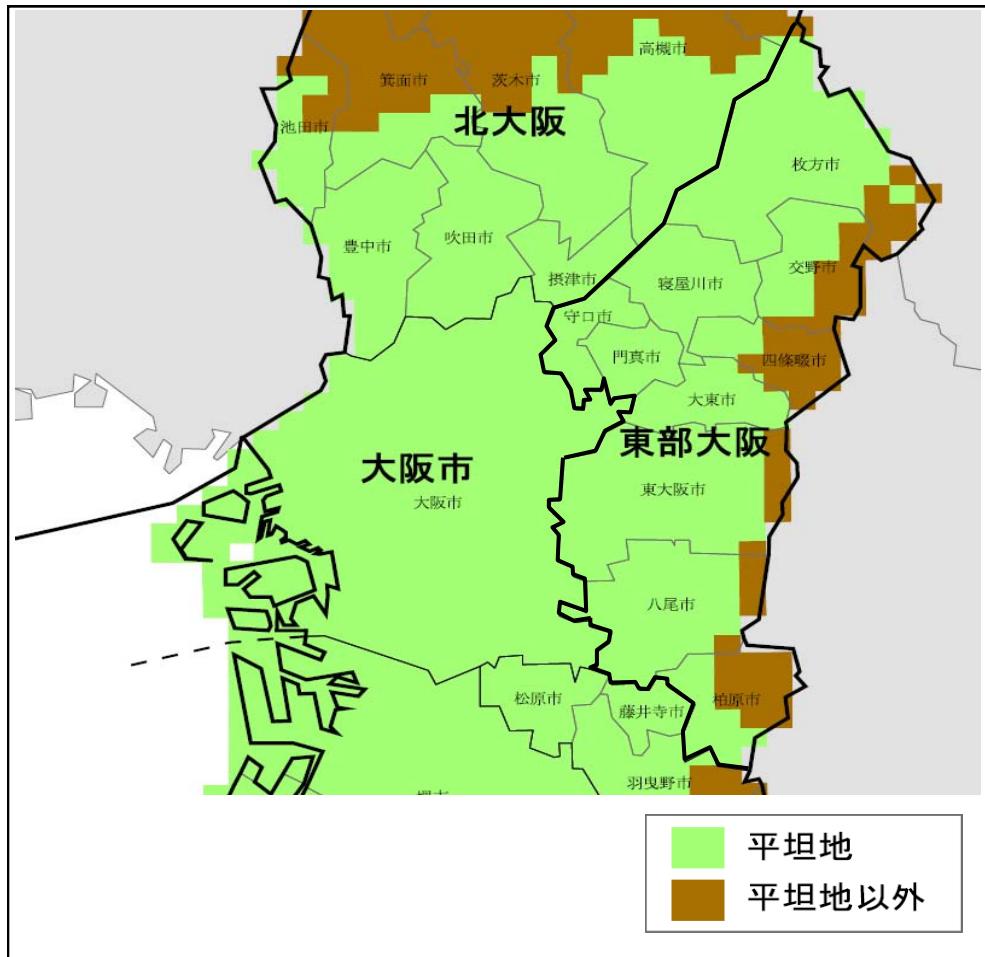
※平坦地、平坦地以外の定義（「平坦地、平坦地以外」等の地域は別図1を参照。）

平坦地：おおむね傾斜が30パーミル以下で、都市化率が25パーセント以上の地域

平坦地以外：上記以外の地域

※パーミル：千分率（30パーミルは3パーセント）

【別図1】



1 気象情報

大阪管区気象台は、気象等の予報に関する台風、大雨、竜巻等突風、及びその他の異常気象等についての情報を市民及び関係機関に対して発表する。なお、竜巻注意情報は、雷注意報を補足する情報として、各地の気象台が担当地域を対象に発表する。

2 大阪管区気象台と近畿地方整備局が共同で発表する洪水予報

大和川下流洪水予報は、大和川洪水予報実施要領に基づき、大阪管区気象台と近畿地方整備局大和川河川事務所が共同で行う。（気象業務法第14条の2第2項及び水防法第10条第2項）

【大和川下流洪水予報】

標題(種類)	発表の基準
大和川下流氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点(柏原)の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達し、さらに水位の上昇が見込まれる時。
大和川下流氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点(柏原)の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれる時、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれる時。
大和川下流氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点(柏原)の水位が氾濫危険水位に達した時。

大和川下流氾濫発生情報
(洪水警報)

洪水予報区間内で氾濫が発生した時。

大阪管区気象台と近畿地方整備局大和川河川事務所は、大和川について、洪水の恐れがある時は水位又は流量を示してその状況を府に通知し、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。府は、この通知を受けた時は、直に府水防計画で定める水防管理者等にその内容を通知する。

3 大阪管区気象台と府が共同で発表する洪水予報

石川洪水予報、寝屋川流域洪水予報(寝屋川、第二寝屋川、恩智川、平野川、平野川分水路、古川、楠根川)は、寝屋川流域洪水予報実施要領に基づき、大阪管区気象台と府が共同で行う。(気象業務法第14条の2 第3項、水防法第11条)

【石川、寝屋川流域洪水予報】

標題(種類)	発表の基準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達し、さらに水位の上昇が見込まれる時。
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれる時、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれる時。
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達した時。
氾濫発生情報 (洪水警報)	洪水予報区域内で氾濫が発生した時。

4 土砂災害警戒情報等

土砂災害警戒情報は、大阪管区気象台と府が共同で発表するもので、大雨による土砂災害の恐れがある時に、市長が避難勧告等を発令する際の判断に用いる情報である。

また、府は、土砂災害警戒情報が発表される前に、土砂災害警戒準備情報(避難の準備の目安)を発表する。

【土砂災害警戒情報等】

情報の種類	解説
土砂災害警戒準備情報	3時間後予測雨量で、土砂災害発生基準線を超過時に発表され、避難の準備の目安となる。
土砂災害警戒情報	2時間後予測雨量で、土砂災害発生基準線を超過し、かつ大阪管区気象台の土壤雨量指数が基準を超過した時に発表され、市長が避難勧告等を発令する際の判断に用いる。

(1) 大阪管区気象台と府が共同で発表する土砂災害警戒情報

府と大阪管区気象台は、大雨警報発表後、府が観測する降雨量及び大阪管区気象台が計測する土壤雨量指数が基準を超過し、土砂災害の発生の恐れが高いと認められる時、土砂災害警戒情報を作成し、市民及び関係機関に対して伝達する。市は、土砂災害警戒情報に基づき避難勧告等必要な措置を講じる。(災害対策基本法 第51条、第55条、気象業務法 第11条、第13条、第15条)

《発表基準》

大雨警報が発表中の市町村が属する格子の土壤雨量指数の履歴順位が、気象庁の作成する降雨予測に基づき、「北大阪」「東部大阪」「南河内」「泉州」で第3位以上に達すると予想される場合、かつ土砂災害発生基準雨量が超過すると予想される場合に土砂災害警戒情報を市町村単位で発表する。

《解除基準》

土砂災害発生基準雨量と土壤雨量指数の発表基準をともに下廻り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される時解除する。ただし、無降雨時間が長時間継続しているにもかかわらず、発表基準を下回らない場合は、災害発生の状況及び、土壤雨量指数の第2タンクの下降を確認した場合に府と気象台の協議の上解除する。

※土砂災害発生基準雨量：

過去に当該地域で土砂災害をもたらした累積雨量の下限値であり、土砂災害発生の目安となる。

※土壤雨量指数：

土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壤中に貯まっている状態を示す指数。「これまでに降った雨」と「今後数時間に降ると予想される雨」をもとに、全国くまなく5km四方の領域ごとに算出する。

また、土壤雨量指数と土砂災害の危険度との対応を分かりやすく表現するため、5km四方領域ごとに、過去10年間に出現したひと雨毎の土壤雨量指数を、高い順に並べたものを履歴順位といい、一般に、履歴順位が高いほど土砂災害発生の危険度が高い。

※土砂災害警戒情報の留意点：

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を特定するものではないことに留意する必要がある。

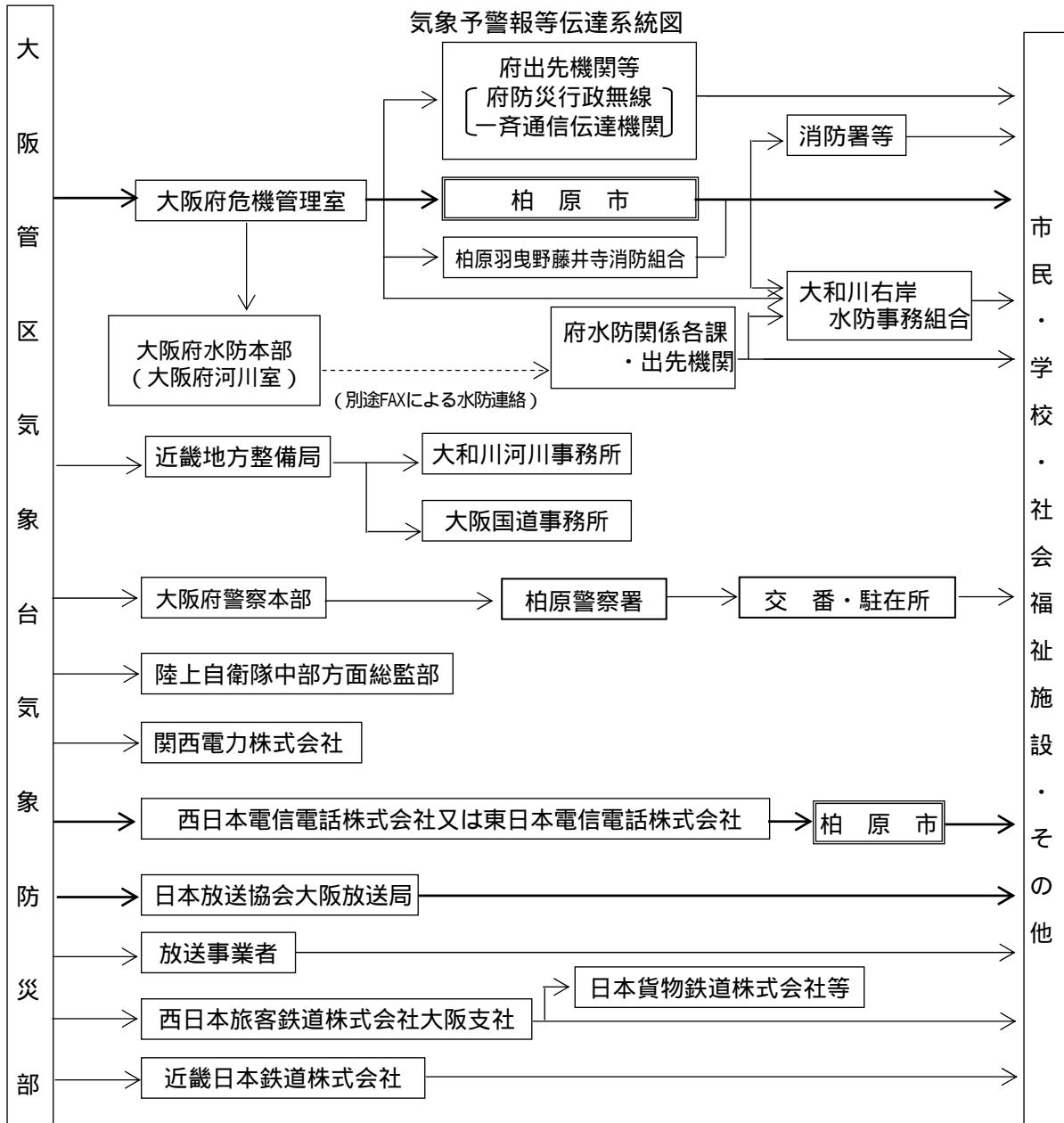
また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。

(2) 府が発表する土砂災害警戒準備情報

府は、土砂災害警戒情報が発表される前に、土砂災害警戒準備情報（避難の準備の目安）を発表する。

第2 気象予警報等の伝達系統

1 大阪管区気象台が発表する気象予警報等の伝達系統図



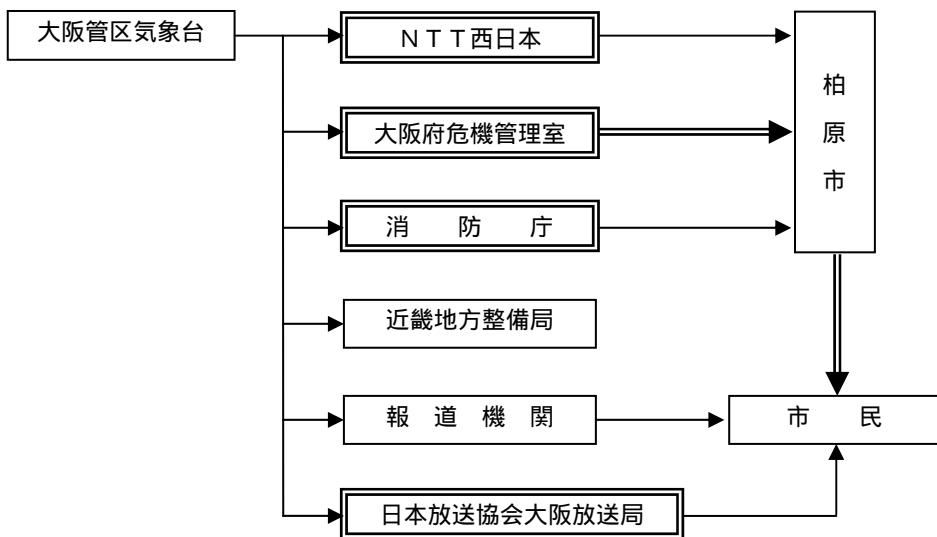
※注：1 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。

2 ☆印は警報のみ。

3 放送事業者とは、朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪の5社である。

4 報道各社とは、朝日新聞大阪本社、日本経済新聞大阪本社、読売新聞大阪本社、産業経済新聞大阪本社、共同通信社、毎日新聞大阪本社の6社である。

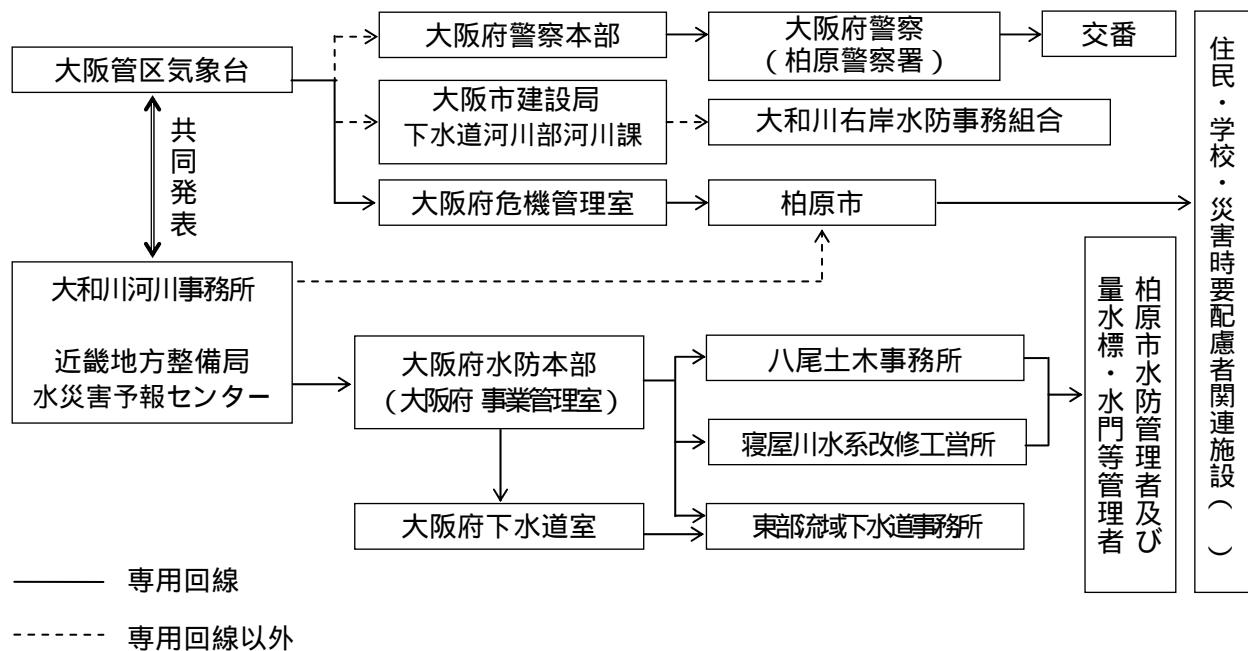
特別警報の関係機関への伝達経路



- (注) 1 二重線枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先である。
2 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている。

2 大和川洪水予報連絡系統図

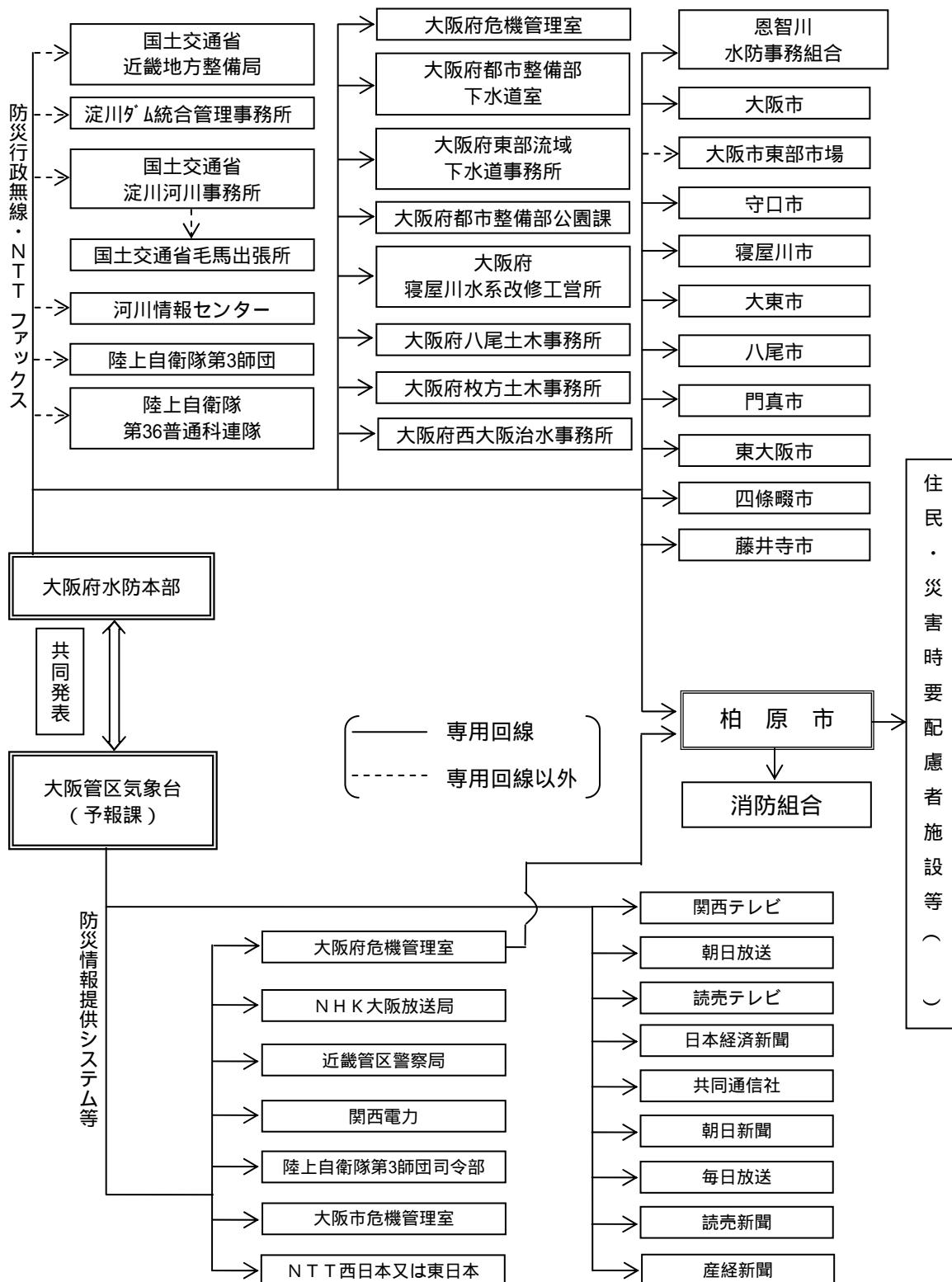
【大和川洪水予報連絡系統図】



※浸水想定区域内の高齢者、障害者、乳幼児その他の防災上配慮を有する者が利用する施設（水防法第15条）

(1) 寝屋川流域(寝屋川、第二寝屋川、恩智川、平野川、平野川分水路、古川、楠根川)洪水予報連絡系統図

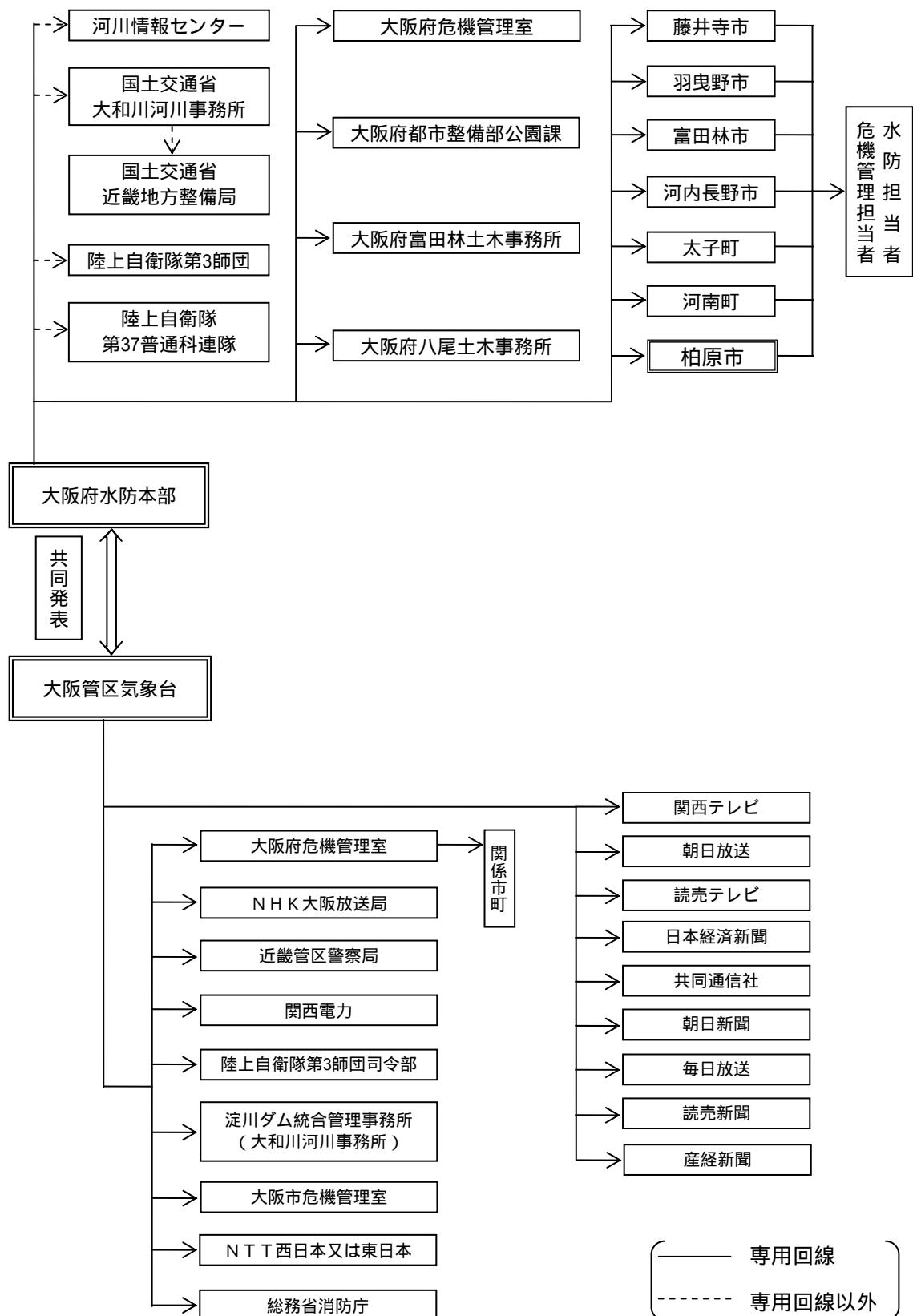
【寝屋川流域洪水予報連絡系統図】



※浸水想定区域内の高齢者、障害者、乳幼児その他の防災上配慮を有する者が利用する施設（水防法第15条）

(2) 石川洪水予報通信連絡系統図

【石川洪水予報通信連絡系統図】



3 市民への周知

市は、避難所開設準備を整えた上で、必要に応じ、防災行政無線、広報車、インターネット、エリアメール、緊急速報メール、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等を利用又は状況に応じて自主防災組織等の市民組織と連携して、市民に対して予警報等を伝達するとともに、予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。

4 都市型水害対策

（1）情報の提供

市は、地下駐車場、地下街（地階）、ビルの地下施設等の地下空間の管理者等に対し、市の防災行政無線やコミュニティFM、インターネット、広報車等を通じて気象予警報等の浸水の危険性に関する情報を提供する。

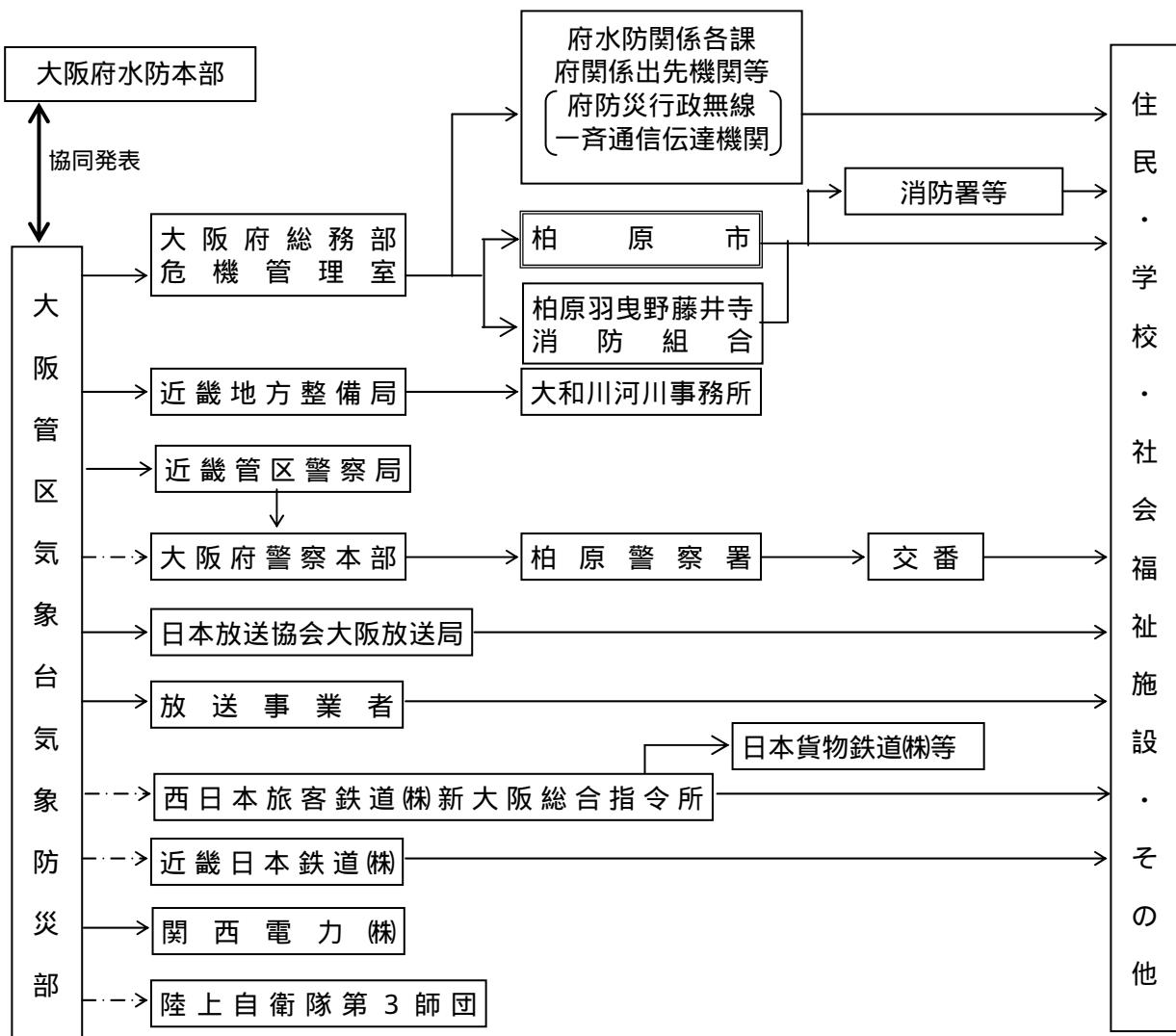
また、地下空間の管理者等は、災害時に利用者等が迅速かつ的確に避難できるよう、情報の伝達体制（利用者等への案内放送等）の確立に努めるとともに、気象警報等に基づいて、浸水の発生について判断できるように、気象に関する情報等の入手に努める。なお、浸水の危険性及び対応方法については、防災マップや広報誌、インターネット等により周知する。

（2）避難体制の整備

地下空間において、浸水被害が発生又は発生する恐れがある場合に、迅速かつ的確に避難勧告等を行えるよう体制を整備する。

地下空間の管理者等は、利用者等に対する避難誘導体制を整備するとともに、平常から非常出口、非常階段、避難設備の設置場所等の広報に努める。

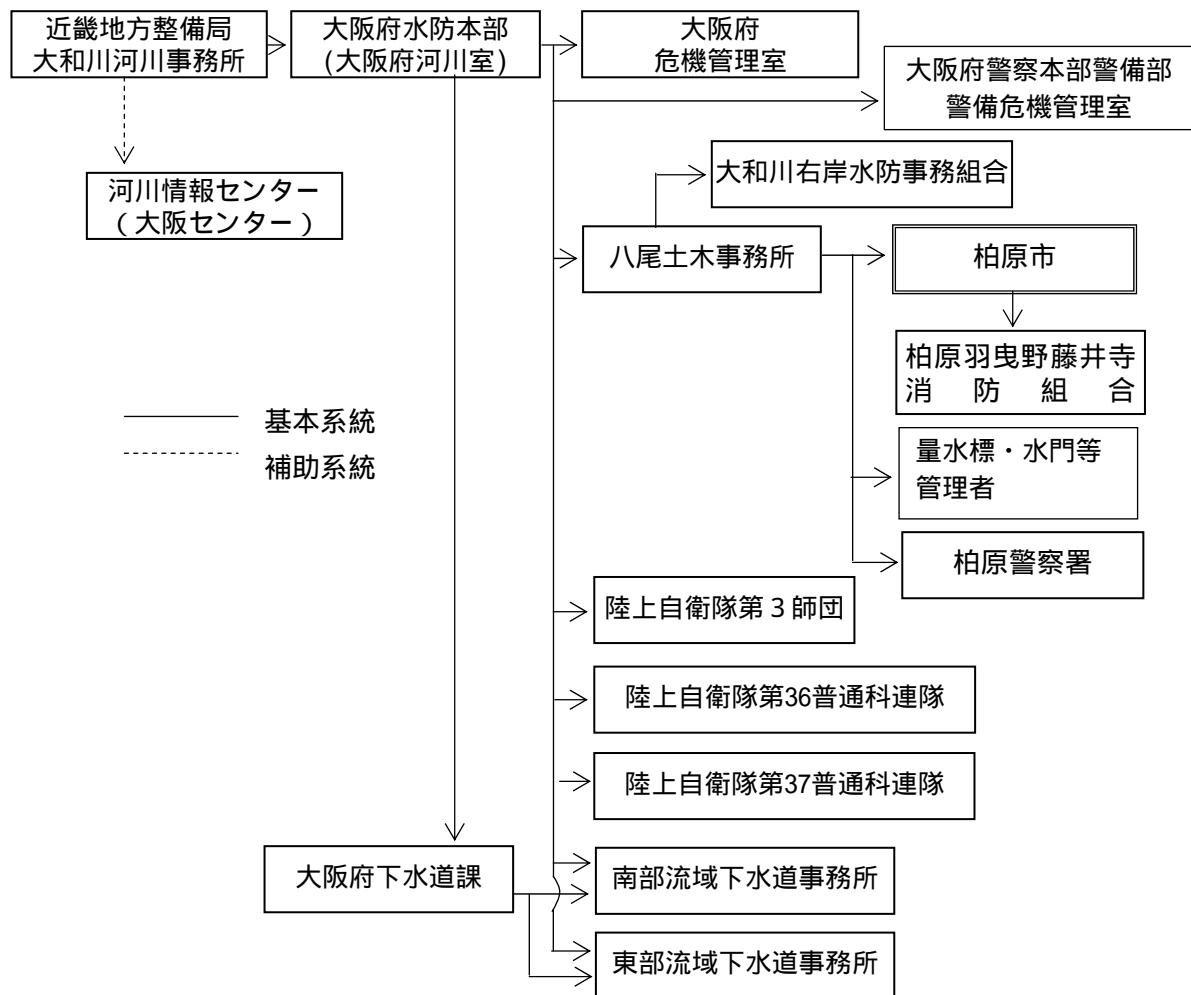
【土砂災害警戒情報の伝達系統】



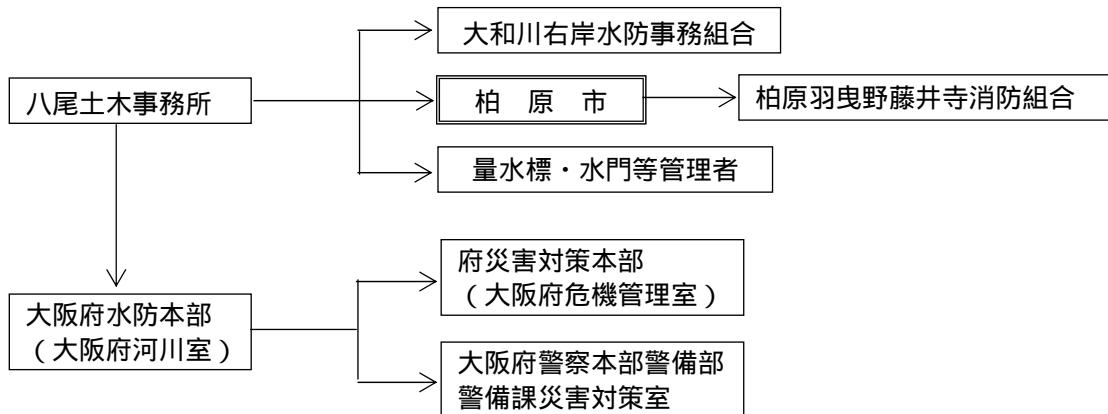
- 1 放送事業者とは、朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ株式会社、関西テレビ株式会社、株式会社エフエム大阪の5社である。

2 大阪管区気象台からの伝達経路で---> 及び放送事業者の株式会社エフエム大阪は専用回線外である。

【近畿地方整備局が発表する大和川水防警報の情報連絡系統】



【知事が発表する水防警報伝達系統】



5 庁内の伝達系統

自然災害、突発性事故等における配備体制等、職員への情報伝達は、危機管理課（災害対策本部及び警戒部体制下では、総括班）が庁内 LAN、電話、庁内放送等で行う。

また、勤務時間外においては、各職員が大阪府防災情報メールからの情報を入手するほか、配備体制増強等の必要がある時には、危機管理課から各職員に対し職員安否確認システムを用いて行う。

第2節 組織動員

市は、市域内に災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、迅速かつ的確に災害予防対策及び災害応急対策を実施するため、災害の規模に応じた組織動員体制をとるものとする。

第1 災害対策本部の設置

市長は次の設置基準に該当する場合に災害対策本部を設置し、災害予防対策及び災害応急対策を実施する。

1 設置基準

- (1) 特別警報が発表された時又は発表が予測される場合
- (2) 大雨、洪水、暴風等の警報が発表され、その対策が必要と認められる場合
- (3) 災害救助法が適用される程度の災害が発生した場合
- (4) 大規模な災害の発生が予測され、その対策を要すると認められる場合
- (5) その他、市長が必要と認めた場合

2 廃止基準

- (1) 市域において、災害発生のおそれが解消した場合
- (2) 本部長が、市域において災害応急対策が概ね完了したと認めた場合
- (3) 調査の結果、市に大きな被害がないと本部長が認めた場合。なお、この場合は、必要に応じて被害状況に即した体制（警戒部の設置や状況に応じた動員配備）に移行する。

3 組織及び運営

(1) 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織、運営については、別に定める災害対策本部組織及び事務分掌に基づく。

災害対策本部においては、本部長、副本部長及び本部員で構成する本部会議を重要な節目ごとに開催し、災害応急対策に関する重要事項について協議し、災害応急対策活動実施の指令を行う。

(2) 災害対策本部会議

災害対策本部会議は災害応急対策に関する重要事項について検討し、実施の指令を行うため、本部長が必要に応じて招集する。ただし、本部長は、極めて緊急を要し災害対策本部会議を招集するいとまがない場合は、副本部長又は一部の本部員との協議をもってこれに代える。

ア 構成員

災害対策本部会議の構成員は、次のとおりである。

職名	構成員
本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、災害対策本部体制下の各対策部長及び副部長

イ 協議事項

- 本部会議の内容は、概ね次のとおりとする。
- (ア) 災害予防、災害応急対策に関すること。
 - (イ) 動員・配備体制に関すること。
 - (ウ) 災害対策本部の廃止に関すること。
 - (エ) 各対策部間調整事項に関すること。
 - (オ) 市民への避難準備情報、避難勧告、避難指示及び警戒区域の設定に関すること。
 - (カ) 府及び関係機関との連絡調整に関すること。
 - (キ) 自衛隊災害派遣要請に関すること。
 - (ク) 他の市町村への応援要請に関すること。
 - (ケ) 災害救助法の適用要請に関すること。
 - (コ) 激甚災害の指定の要請に関すること。
 - (サ) 災害復旧に関すること。
 - (シ) その他災害応急対策の実施及び調整に関すること。

ただし、協議の重要な点は、それまでに行った災害対策活動の単なる活動報告ではない。これらについて書類等にとりまとめるなど最小限にとどめ、会議の後に実施する災害対策活動について必要な意思決定に時間を割くことが重要である。

ウ 事務局

事務局は総括班が行う。

エ 決定事項の通知

本部会議等の決定事項のうち必要と認める事項は、その都度、各関係機関に通知する。

また、職員に周知を要するものについては、速やかに周知徹底を図るとともに、総括班は各部相互間の連絡調整を迅速に行うものとする。

4 設置及び廃止の通知

市長は、災害対策本部を設置又は廃止した場合は、各班、知事、関係機関、防災会議構成員、報道機関、市民等にその旨を通知する。

5 災害対策本部の設置場所

本部は、市役所本館2階市長室に設置する。ただし、当該施設が使用不可能と判断される場合、又は災害の規模その他の状況により応急対策の推進を図るため必要がある場合は、市長の判断により市民文化会館等の市施設に設置する。この場合、各班、知事、関係機関、防災会議委員、報道機関等に電話等によって周知徹底を図るものとする。

総括班は、災害対策本部を設置する場合、直ちに設置される場所の安全を点検し、必要な機器等を配置する。

6 災害対策本部表示の掲示

災害対策本部が設置された場合、市役所正面玄関及び本部の入口等に「柏原市災害対策本部」の標識を掲示する。

7 職務・権限の代行

(1) 災害対策本部の本部長は市長があたり、市長が何らかの事情により不在の場合には、副市長、総

務部長の順位で代行する。

(2) 本部員(各部長)及び班長の代行は、各部においてあらかじめ指名した副部長、副班長が行う。

8 対策の実施

各班は、それぞれの組織を整備し、本部の決定に基づき災害応急対策活動を実施する。

9 府との連携

府が現地災害対策本部を設置した場合は、この組織と連携を図ることとし、職員を連絡要員として派遣する。

10 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害応急対策を局地的又は特定地域を重点的に実施する必要がある場合、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、本部長が指示する業務内容に応じて必要な人材を確保し、弾力的に構成する。

第2 警戒部の設置

市長は、次の設置基準に該当する場合、総務部長を指揮者とする警戒部を設置し、災害対策本部に準じた体制によって警戒活動及び応急対策活動を実施する。

1 設置基準

(1) 大雨、洪水、暴風等の警報が発表され、災害の発生が予測される場合

(2) 市域に小規模若しくは中規模の災害が発生した場合又発生するおそれがある場合

(3) その他、市長が必要と認めた場合

2 廃止基準

(1) 市長が、災害応急対策の必要がないと認めた場合、又は災害応急対策が概ね完了したと認めた場合

(2) 調査の結果、災害対策本部を設置して災害応急対策を実施する方が望ましいと市長が認めた場合

3 組織及び運営

(1) 警戒部の組織

ア 警戒部の組織体制は、指揮者を総務部長として各対策部、班で構成する。なお、対策部、班は、動員配備指令(事前配備、警戒配備、A号配備、B号配備)に応じて構成する。

イ 総務部長は、災害対策活動のうえで必要な場合、前項アで構成される者のほか、関係職員を配置させることができる。

(2) 事務分掌

次の事項について実施するほか、災害対策本部の事務分掌による。

ア 気象情報、災害情報の収集及び伝達

イ 災害危険箇所等の巡視及び警戒

ウ 被害情報の把握

エ 救助及び避難勧告等の対策

- オ 水防活動
- カ 関係機関との情報連絡及び調整
- キ 防災資機材の点検
- ク その他、必要と認める事項

(3) 警戒部会議

各対策部の部長、副部長で構成する警戒部会議を必要に応じて招集・開催し、災害応急対策に関する事項について協議し、災害応急対策活動実施の指令を行う。なお、必要に応じて市長、副市長、教育長、上下水道事業管理者が会議に出席する。

(協議事項)

- (ア) 災害応急対策に関すること。
- (イ) 各対策部間調整事項に関すること。
- (ウ) 動員・配備体制に関すること。
- (エ) 府及び関係機関との連絡調整に関すること。

4 設置及び廃止の通知

市長は、警戒部を設置した場合又は廃止した場合は、各部に通知するとともに必要に応じて知事、関係機関等にその旨を通知する。

第3 初動本部

1 設置基準

風水害対策における初期の配備体制を決定するために、初動本部を設置する。

- (1) 大雨・洪水・暴風の警報が発表された時又は事前に警報の発表が予測される場合
- (2) 市域に小規模な災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合

2 組織体制

初動本部の組織体制は指揮者を総務部長として、民生対策部、土木水防対策部、上下水道対策部、医療対策部、文教対策部の部長で構成する。なお、勤務時間外において、配備体制の強化が必要と認められる場合、危機管理課長は総務部長に連絡し本部の設置と本部員の招集を要請する。

3 事務分掌

- (1) 災害応急対策の基本方針に関すること。
- (2) 配備体制に関すること。

第4 情報収集体制

次の基準に該当する場合、必要に応じて情報収集体制をとり、災害に備える。

1 体制をとる基準

災害発生のおそれがある気象情報等を入手し、総務部長が災害に備えて気象情報等の収集を実施する必要があると認めた場合

2 体制を解消する基準

- (1) 市域において、災害発生のおそれが解消した場合
- (2) 災害対策本部、又は警戒部が設置された場合

3 構成

総務部危機管理課の職員とする。

4 所掌業務

気象情報の収集・伝達を行う。

第5 動員体制

迅速かつ的確に災害応急対策が実施できるよう、災害が発生した状況又は発生すると予測される状況に応じて職員を動員配備する。

1 動員基準

職員の動員配備の基準は次のとおりである。

配備区分	配備基準	配備内容	組織体制
事前配備	1 市域に気象警報（大雨・洪水警報等）が発表されたとき。 2 その他必要により市長が当該配備を指令するとき。	情報収集活動を実施する体制	初動本部
警戒配備	1 災害の発生のおそれがある気象警報等が発表され、小規模な災害が発生するおそれがあるとき。 2 その他必要により市長が当該配備を指令するとき。	情報収集活動、物資、資機材の点検・整備、指定緊急避難場所の開設準備等を実施する体制	
A号配備	1 災害発生のおそれがあるが、時間、規模等の推測が困難な時若しくは、小規模の災害が発生したとき。 2 その他必要により市長が当該配備を指令するとき。	小規模又は中規模の災害応急対策を実施する体制	警戒部
B号配備	1 相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。 2 その他必要により市長が当該配備を指令するとき。	相当規模の災害応急対策を実施する体制	災害対策本部
C号配備	1 大規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 2 特別警報が発表された時又は発表が予測されるとき。 3 その他必要により市長が当該配備を指令するとき。	市の全力をあげて防災活動を実施する体制	

2 出動指令の決定

職員の災害出動は、配備の区分に従い決定し指令を出すものとする。

なお、初期の配備体制については、初動本部会議が決定する。

3 勤務時間内の動員方法

(1) 連絡体制

危機管理課長は初動本部会議において決した配備体制について、庁内連絡を実施する。

(2) 活動体制への移行

連絡を受けた場合、平常の勤務体制から各班を編成して直ちに災害応急活動体制に切り替える。

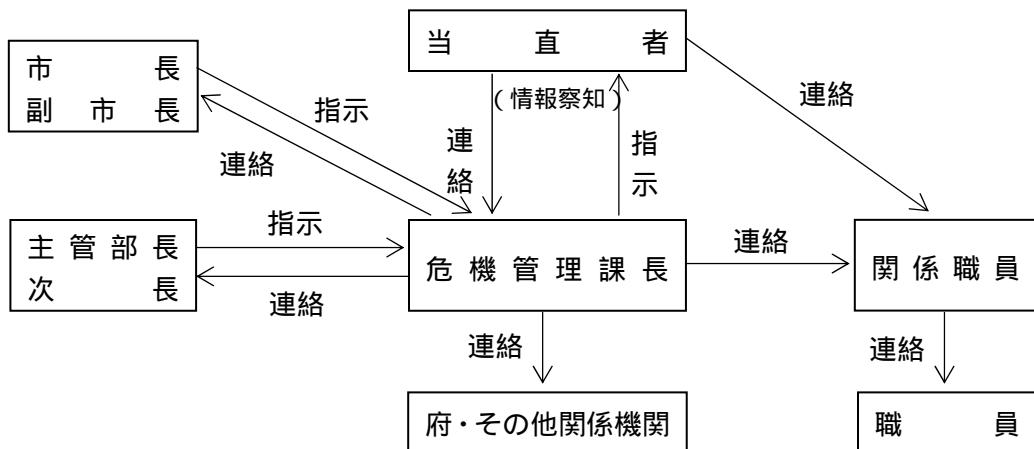
4 勤務時間外の動員方法

(1) 職員はあらゆる手段を用いて災害情報の収集に努め、気象警報等の発表を確認した場合は、直ちに参集する。

(2) 配備体制の増強を必要とする時は、危機管理課から職員安否確認システムを用いて行う。

(3) 当直者は、災害発生等の情報を察知したとき、直ちに次の方法により連絡して指示を仰ぎ、必要に応じて危機管理課長に連絡する。

(4) 通信網の途絶等により、配備指令の伝達が困難な状態となった場合は、C号配備が出されたものとする。



5 勤員状況の報告及び連絡

(1) すべての職員は参集後、所属班長に参集を報告する。

(2) 各班長は、参集職員の氏名、参集時刻、参集免除者等の班員参集状況を対策部長に報告する。

(3) 各対策部長は、班ごとの参集状況を人事班へ報告する。

(4) 人事班は、防災活動を実施するため職員を動員した場合は、総括班を通じて、その状況を速やかに府に報告する。

資料46 非常招集報告書

6 勤員状況の報告及び連絡

(1) 職員は、参集場所に参集後は、直ちに各班長へ参集の報告を行う。

(2) 各班長は、参集状況を人事班に報告する。

(3) 人事班は、各班の参集状況をとりまとめ、総括班に情報共有を行う。

7 過渡的措置

各対策部長は、勤務時間外に非常時の配備体制が必要となった際に、過渡的措置として職員の参集状況に応じた応急的な班編成を行い、正規の班編成と異なる体制をもって順次緊急の応急対策活動を実施する。

- (1) 被害状況の把握（市民からの情報提供、職員からの報告）
- (2) 府及び関係機関との連絡調整
- (3) 職員の参集状況の把握
- (4) 災害対策本部会議等の事前準備
- (5) 登庁した職員への引継ぎ

8 増員の要請

各対策部長は、各対策部の防災活動遂行において、現状の人員で対応しがたいと判断される場合には、部内で配備人員を増員し、その旨を人事班へ報告する。

また、対策部内の人員で対応しがたいと判断される場合には、人事班は総括班と協議のうえ、速やかに可能な範囲内で、応援要員の派遣を行う。

9 平常業務の機能確保

C号配備体制下では、地震発生からの時間経過とともに、平常業務の機能を確保していく必要があるため、これらの業務機能確保については、各課長の判断又はBCP（業務継続計画）策定後は、その計画に基づき、災害対策業務に支障のない範囲で順次平常業務を確保していく。

10 災害時における職員の服務

(1) 職員は、この計画の定めるところにより、上司の指揮に従って防災活動に従事しなければならない。

(2) 職員は、出動指令が出されたときはもちろん、災害が発生し、又は発生する恐れのあることを知った場合は、配備区分に従い速やかに所定の勤務場所に参集しなければならない。

11 動員対象から除外する職員

次に掲げるいずれかに該当する職員は、非常招集を免除する。これに該当する職員は、速やかに所属班長に連絡し、以後の指示を受ける。但し、参集を妨げる事態が収束でき次第、直ちに参集しなければならない。

(1) 職員自身が災害発生時に療養中又は災害の発生によって傷病の程度が重傷である場合

(2) 親族に死亡者又は重傷の傷病者が発生し、当該職員が付き添う必要がある場合

(3) 公務のため、灌漑出張中の場合

(4) 同居する家族に高齢者、障害者、乳幼児等があり、当該職員の介助や保護がなければ、その者の最低限の生活が維持できない場合

(5) 当該職員が居住する自宅が全壊、流失、床上浸水等の被害を受け、職員が保護・保全しなければ居住者及び財産の安全が確保できない場合

(6) その他事情により特に所属班長がやむを得ないと認めた場合

第6 参集場所

職員の参集場所は、各課避難所担当職員等、特に定められた場合を除き、日常業務の勤務場所とし、出動指令時に勤務場所に不在の場合は次の要領で参集する。

1 勤務時間内

職員は、勤務時間内に勤務場所に不在の場合、直ちに勤務場所に帰庁する。

2 勤務時間外

非常招集を受けた場合、直ちに勤務場所に参集するものとする。勤務時間外で交通途絶等のため勤務場所に参集困難な場合は、あらゆる手段を検討し、参集を図るものとする。

また、避難所担当等、あらかじめ定められている場合は、その指定場所に参集する。

第7 参集途上の活動

勤務時間外等において参集場所に参集する場合、参集途上において、情報収集活動等以下の事項に十分留意して参集するものとする。

1 被災状況等の情報収集

参集途上の職員は、被災状況等の概況把握を行い、参集場所に参集後、直ちに総括班に報告するものとする。情報収集事項は次のとおりとする。

(1) 浸水被害の状況

(2) 道路交通施設の冠水、倒木、落石崩壊等の状況

(3) 河川・ため池等の被災状況及び水位の状況

(4) 崖崩れ等の土砂災害の状況

(5) その他必要な状況

2 被災者の救助・救護活動

参集途上の職員は、人命救助を必要とする被災現場に遭遇した場合は、府警察（柏原警察署）柏原羽曳野藤井寺消防組合に通報した上で、参集場所に参集する。

第3節 水防活動

災害の発生に備えるため、正確な気象情報を収集、把握し、状況に応じた水防活動を行う。

第1 水防の責任者

1 水防管理者（市長）

水防管理者（市長）は、柏原羽曳野藤井寺消防組合及び柏原市消防団、大和川右岸水防事務組合、その他の関係機関と緊密な連絡をとりながら、本市域における水防にあたる。

水防管理者（市長）は、市内の河川・水路の巡視を行い、洪水や堤防の決壊等のおそれがある場合は、大阪府水防本部、近畿地方整備局大和川河川事務所、八尾土木事務所、大阪府中部農と緑の総合事務所等の関係機関に通知する。

2 ため池管理者等

各ため池の管理者等は、洪水や堰堤の決壊等によって水害が予想される場合は、水防管理者（市長）の指揮のもとに監視通報その他必要な措置を講じる。

3 大和川右岸水防事務組合

大阪市長が管理者である大和川右岸水防事務組合は、水防警報が発表された場合、及びはん濫注意水位（警戒水位）に達した場合、又はその他気象状況によって水防上必要があると組合管理者が認めた場合は、直ちに水防本部を設置し、組合水防計画に定めるところに基づき水防活動を実施する。

（1）防ぎよ区域

名 称	防ぎよ区間	堤防延長（m）
柏原水防区	国豊橋上流 200mの地点から、柏原市、藤井寺市境界に至る間	2,700

（2）水防分団員

名 称	人 員 (人)					
	分 団 長	副 分 团 長	部 長	班 長	班 員	計
柏原水防区	1	1	5	9	8 8	1 0 4

（平成27年4月現在）

第2 情報の収集

1 雨量・水位等の観測通報

水防管理者（市長） 消防長、消防団長は、気象予警報等、雨量、水位の状況等の把握に努め、相互に通報する。

2 関係機関との連絡

水防管理者（市長）は、常に近畿地方整備局大和川河川事務所、八尾土木事務所、大阪府中部農と

緑の総合事務所、府警察（柏原警察署）大和川右岸水防事務組合、水利組合、その他関係機関と連絡をとり情報の収集に努める。

第3 予警報とその措置

水防管理者（市長）は、水防に関する予報、警報、情報等が発表された場合、又は水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達した場合、その他水防上必要があると認める場合は、土木水防班、消防長、消防団長及び関係機関の管理者に対し出動の準備又は出動を連絡する。

洪水予報等については、「第2章第1節気象予警報等の収集・伝達」を参照のこと。

1 水防警報

（1）近畿地方整備局が発令する水防警報

大和川の指定区間外区間ににおいて、洪水が生じる恐れがあると認められる場合は、大和川河川事務所長は、水防警報を発表し、大阪府水防本部長（知事）に通知する。

大阪府水防本部長は、直ちに関係水防管理者及び関係現地指導班長に通知する。

（2）知事が発令する水防警報

知事が指定する河川において、洪水が生じるおそれがあると認められる場合は、八尾土木事務所長は直ちに水防警報を発し、関係水防管理者に通知するとともに、水防本部に通知する。その内容は、大阪府水防計画の定めるところによる。知事による指定河川は、石川、恩智川、平野川である。

（3）水防警報発令の段階

ア 洪水・高潮時の河川の場合

段階	種類	内 容	発表基準
第1	待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるよう待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況等により、必要と認められるとき。
第2	準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量と他の河川状況により、必要と認められるとき。
第3	出動	1) 水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。 2) 出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）・亀裂等河川の状況を示し、その対応策を指示するもの。	1) 泛濫注意情報等により、又は水位、流量その他の河川状況により、泛濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。 2) 泛濫警戒情報等により、又は既に泛濫注意水位（警戒水位）を越え、災害のおこるそれがあるとき。

第4	解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
----	----	--	--

(注)観測施設の故障、損壊等によって水防警報を発表できないときは、理由を附して関係機関に通知する。

イ 水防警報発令の時期

	国土交通大臣指定	大阪府知事指定
河川名	大和川（柏原）	洪水区域
第1段階 待 機	氾濫注意（警戒）水位に達する約4 時間前	
第2段階 準 備	氾濫注意（警戒）水位に達する約3 時間前	水防団待機水位（通報水位）に達したとき（ただし、降雨が全く無く、感潮による影響のみの場合は別途判断する）
第3段階 出 動	氾濫注意（警戒）水位に達する約2 時間前	氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき 氾濫注意水位（警戒水位）に近づき、達するおそれがあるとき、あるいは、超えることが予想されるとき
第4段階 解 除	水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下になり、水防活動を必要としなくなったとき。	
準備解除		水防団待機水位（通報水位）を下回ったとき、又は、水防団待機水位（通報水位）を上回っている状況で大雨（洪水）注意報が解除されたとき

第4 出動準備及び出動

水防管理者（市長）は、洪水予報、水防警報等に基づき災害対策本部の配備体制に準じて職員の配置を行う。

1 出動準備

水防管理者（市長）は、河川・水路及びため池の水位が上昇し、洪水の危険が予想される場合、土木水防班、消防長、消防団長及び関係機関の管理者に対し出動の準備を連絡する。

2 出 動

水防管理者（市長）は、水防警報が発表された場合、河川・水路及びため池の水位が警戒水位に達した場合、又は堤防の漏水、決壊等の危険がある場合は、土木水防班、消防長、消防団長及び関係機関の管理者に対し出動を連絡する。

3 状況の通報

土木水防班、消防長及び消防団長は、出動した者から現場の状況等の情報を収集し、逐次、水防管理者（市長）に通報する。

第5 監視及び警戒

1 非常監視及び警戒

消防長及び消防団長は、出動命令を受けたときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として、堤防の表側と天端と裏側をよく巡視させ、特に次の状態に注意し、異常を発見した場合、直ちに水防管理者（市長）近畿地方整備局大和川河川事務所、八尾土木事務所、大阪府中部農と緑の総合事務所、大阪府水防本部、ため池管理者に報告するとともに、水防活動を開始する。

- (1) 裏法の漏水等による亀裂及び欠け崩れ
 - (2) 表法で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
 - (3) 天端の亀裂又は沈下
 - (4) 堤防の溢水
 - (5) 樋門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
 - (6) 橋りょうその他の構造物と堤防の取付等の異常
- なお、ため池については、上記のほか、さらに次の点に注意するものとする。
- (7) 取入口の閉塞状況
 - (8) 流域山崩れの状態
 - (9) 流入水並びにその浮遊物の状態
 - (10) 全水吐及び放水路付近の状態
 - (11) 重ね池の場合のその上部のため池の状態
 - (12) 樋管の漏水による亀裂及び欠け崩れ

2 警戒区域の設定

水防管理者（市長）は、水防活動上必要がある場合、警戒区域を設定し、関係者以外の立ち入りを禁じ、又は制限する。

第6 水防作業

1 施設の操作

水防管理者（市長）は、築留土地改良区、青地井出口土地改良区等の水門、ため池等の管理者と連絡を密にし、気象等の状況及び水位の変動に応じて門扉等の適正な開閉を行うよう要請する。

また、市管理の水防施設については、状況等から判断し門扉の閉鎖等の措置をとる。

2 水防工法

水防管理者（市長）は、大和川右岸水防事務組合、柏原羽曳野藤井寺消防組合及び消防団と協力して水防作業を必要とする漏水、堤防法面の亀裂及び欠け崩れ、溢水等のそれぞれの異常状態によって、適した工法を採用し、迅速に施工する。

3 決壊後の措置

水防に際し、堤防その他の施設が決壊した場合は、水防管理者（市長）消防長及び消防団長は、直ちにこれを近畿地方整備局大和川河川事務所、八尾土木事務所、大阪府中部農と緑の総合事務所、大阪府水防本部、ため池管理者、隣接水防管理団体等に通報するとともに、氾濫による被害の拡大を

防止する応急措置を講じる。

第7 水防解除

水防管理者（市長）は、気象予警報や水防警報が解除されたとき等に水防解除を命じ、これを一般に周知させるとともに、近畿地方整備局大和川河川事務所、八尾土木事務所、大阪府中部農と緑の総合事務所に対してその旨を報告する。

第8 水防報告と水防記録

水防が終結したときは、消防長、水防団長、消防団長は遅滞なく次の事項をとりまとめ、市長並びに八尾土木事務所、大阪府中部農と緑の総合事務所に報告する。

- 1 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- 2 警戒出動及び解散命令の時刻
- 3 消防機構に関する者の出動の時刻及び人員
- 4 水防作業の状況
- 5 堤防その他の施設等の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- 6 使用資材の種類及び員数と、その消耗分及び回収分
- 7 水防法第28条による収用又は使用の器具、資材の種類、員数及び使用場所
- 8 障害物を処分した数量及びその事由並びに除去の場所
- 9 土地を一時使用したときは、その箇所及び所有者、住所、氏名とその事由
- 10 応援の状況
- 11 居住者出動の状況
- 12 警察の援助状況
- 13 現場指導者及び官公吏氏名
- 14 立退きの状況及びそれを指示した事由
- 15 水防関係者の死傷
- 16 功労者及びその功績
- 17 以後の水防につき考慮を要する点、その他消防長、水防団長、消防団長の所見
- 18 堤防その他の施設に緊急工事の必要が生じた時は、その場所及びその損傷状況
- 19 その他必要な事項

第4節 土砂災害警戒活動

豪雨、暴風雨によって、土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、適切な情報を収集・伝達するとともに、斜面判定士ならびに府との連携によって、土砂災害危険箇所の巡回・点検を行う。

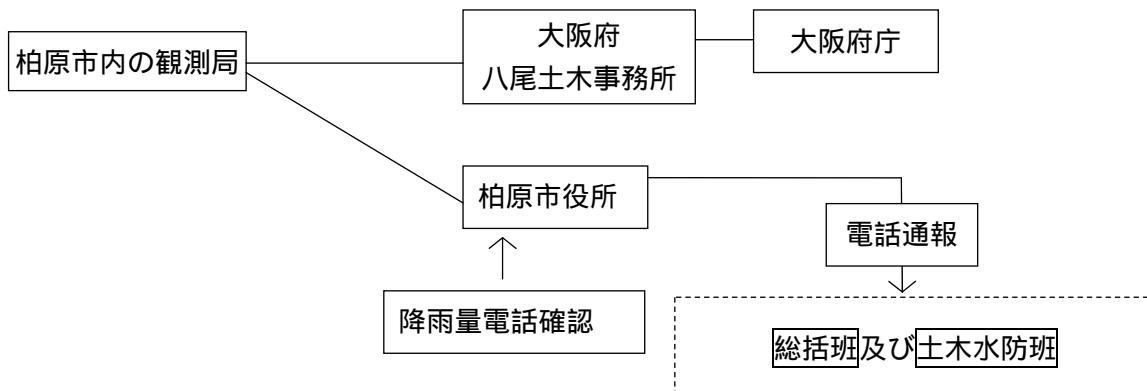
第1 警戒活動

市及び府は、豪雨等によって生ずる土砂災害に備え、警戒活動を行う。

1 雨量観測体制

府により、土石流危険渓流付近に観測局5局が設置され自動的に雨量観測を行い、八尾土木事務所及び柏原市へ無線により雨量データを送信している。

【土石流危険渓流付近 観測局5局における観測体制】



2 警戒活動の基準と内容

警戒活動をとる基準は、次の雨量状況を基準とする。

(1) 土砂災害危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流）・土砂災害警戒区域

ア 第1次警戒体制

- 基準

予測雨量で、土砂災害発生基準雨量を超過時（土砂災害警戒準備情報が発表された時）

- 警戒活動

総括班は、気象予警報等及び雨量等の情報収集を行う。

土木水防班は、状況に応じ土砂災害の恐れのある区域について防災パトロールを実施し、前兆現象の把握に努める。

総括班は、必要に応じ自主防災組織等に防災パトロール等の防災活動を要請する。

必要がある場合は、警戒区域の設定を行う。

市民等に避難の準備を行うよう広報を行う。

イ 第2次警戒体制

- 基準

土砂災害警戒情報が発表された時

- 警戒活動

市は適時・適切に、災害対策基本法に基づく避難勧告を行う。
土木対策班は、防災パトロール等の監視体制を強化する。
市は、土砂災害に関する情報を広報する。
市は、災害対策本部又は災害警戒本部を設置する。

(2) 地すべり危険箇所、山地災害危険地区、宅地造成工事規制区域

(1) を参考に警戒活動を開始する。

ア 土砂災害警戒情報

大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村を特定し、府と大阪管区気象台が共同して発表する情報。

なお、発表は、気象台の短時間降雨予測に基づき、府の土砂災害発生基準雨量及び気象台の土壤雨量指数が基準を超過することが見込まれる場合、該当市町村に発表される。

イ 土砂災害発生基準雨量

過去に当該地域で土砂災害をもたらした下限値であり、土砂災害発生の目安となる。(おおさか防災ネットの土砂災害の防災情報を参照することとなっている。)

ウ 土壤雨量指数

土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壤中に貯まっている状態を示す指数。「これまでに降った雨」と「今後数時間に降ると予想される雨」をもとに、全国くまなく5km四方の領域ごとに算出する。

また、土壤雨量指数と土砂災害の危険度との対応を分かりやすく表現するため、5km四方領域ごとに、過去10年間に出現したひと雨毎の土壤雨量指数を、高い順に並べたものを履歴順位といい、一般に、履歴順位が高いほど土砂災害発生の危険度が高い。

3 斜面判定制度の活用

市は、必要に応じて、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会等との連携により、斜面判定士による土砂災害危険箇所の点検巡視を行う。

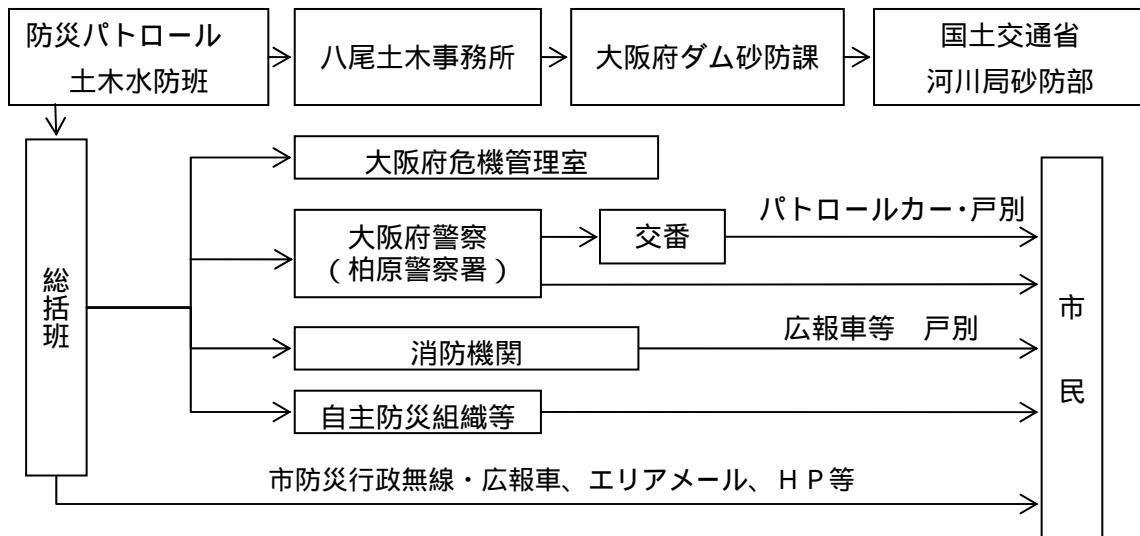
4 情報交換の徹底

市、府をはじめ関係団体は、気象観測情報等の交換に努める。

第2 情報収集

1 土砂災害危険箇所に関する情報の収集・伝達総括図

【土砂災害危険箇所に関する情報の収集・伝達体制】



2 伝達情報の内容

- 気象予警報等の情報
- 降雨量の状況
- 前兆現象の監視、観測状況の報告
- 避難準備情報、避難勧告、避難指示
- その他応急対策に必要な情報

3 前兆現象等の把握

市及び府は、警戒雨量を超えた場合又は土砂災害の発生が予想される場合には、関係機関の協力を得て、市域内の危険箇所のパトロールを実施して、次の前兆現象及び必要情報の把握をする。

- 危険箇所及びその周辺の降雨状況
- 斜面の地表水、湧水（濁り、涸渇等）、亀裂状況
- 斜面及び斜面上下段の竹木等の傾倒状況
- 斜面の局部的崩壊
- 溪流、ため池、水田等の急激な減水
- 人家等建物の損壊状況
- 市民及び滞留者数
- その他必要な情報

4 市民等への周知徹底

総括班は、市長が避難の勧告、指示を行った場合、当該地域住民等に次の事項について、防災行政無線、広報車、緊急速報メール、SNS、市ホームページ、ケーブルテレビ等により情報伝達を行うほか、警察官、消防団、自治会（町会）等の協力を得て周知徹底を図り、避難行動要支援者の避難に配慮するとともに、必要事項について府及び大阪府警察（柏原警察署）に報告する。また、市民に対し、事前に防災マップや広報誌等を配布することにより、土砂災害についての知識の普及啓発を行う。なお、避難勧告等の解除については、必要な場合、国土交通大臣及び府知事に助言を求めることができる。

- 避難先
- 避難経路
- 避難時の注意事項
- 土砂災害の前兆現象

5 避難所の開設

総括班は、避難の勧告又は指示を行った地域ごとに、最寄りの安全な指定避難所のうちから、そのつど選定し社会教育班に開設を指示する。

6 府への報告

総括班は、土砂災害が発生した場合、被害状況の報告を大阪府危機管理室に対して行うとともに、八尾土木事務所に次の様式のより報告を行う。

- 地すべり、急傾斜地災害報告
- 土石流、土砂流用災害報告

第3 異常現象発見時の通報

災害が発生する恐れがある次のような異常現象を発見した者は、その旨を遅滞なく施設管理者、市長、警察官等に通報する。

通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に、また市長は必要に応じ大阪管区気象台、府及び関係機関に通報するとともに、市民に対して周知徹底を図る。

1 水害（河川、海岸、ため池等）

堤防の亀裂又は欠け・崩れ、堤防からの溢水、堤防の天端の亀裂又は沈下等

2 土砂災害

土石流	山鳴り、降雨時の川の水位の低下、川の流れの濁り及び流木の混在等
地すべり	地面のひび割れ、沢や井戸水の濁り、斜面からの水の吹き出し等
がけ崩れ	わき水の濁り、がけの亀裂、小石の落下等
山地災害	わき水の量の変化（増加又は枯渇）、山の斜面を水が走る等

第4 ライフライン・交通等警戒活動

1 ライフライン事業者

ライフライン事業者は、豪雨、暴風等によって起こる災害への備えとして、次の事項を実施する。

(1) 水道（上水道班）

- 緊急対策要員の確保（待機及び動員体制の確立）
- 応急対策用資機材の確保

2 下水道（下水道班）

- 緊急対策要員の確保（待機及び動員体制の確立）
- 応急対策用資機材の確保

3 電力（関西電力株式会社）

- 応急対策要員の確保(待機及び動員体制の確立)
- 応急対策用資機材の確保

4 ガス（大阪ガス株式会社）

- 応急対策要員の確保(待機及び動員体制の確立)
- 応急対策用資機材の点検、整備、確保
- ガス製造設備、主要供給路線、橋梁架管、浸水の恐れのある地下マンホール内整圧器等の巡回点検

5 電気通信（西日本電信電話株式会社）

- 情報連絡用回線の作成及び情報連絡員の配置
- 異常事態の発生に備えた監視要員又は防災上必要な要員の措置
- 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等の実施
- 災害対策用機器の点検、出動準備又は非常配置及び電源設備に対する必要な措置の実施
- 防災のために必要な工事用車両、資機材の準備
- 電気通信設備等に対する必要な防護措置
- その他安全上必要な措置

6 放送事業者（日本放送協会、民間放送事業者）

放送事業者は、気象情報等の収集に努める。

- 電源設備、給排水設備の整備、点検
- 中継・連絡回線の確保
- 放送設備・空中線の点検
- 緊急放送の準備

7 交通施設管理者

交通施設管理者は、気象情報等の収集に努め、必要に応じ警戒体制をとるとともに、施設設備の点検及び利用者の混乱を防止するため適切な措置を講じる。

(1) 鉄軌道施設（近畿日本鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、大阪市交通局）

定められた基準により、列車の緊急停止、運転の見合せ若しくは速度制限を行う。適切な社内放送、駅構内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。

(2) 道路施設（市、府、近畿地方整備局、西日本高速道路株式会社、大阪府警察（柏原警察署））

定められた基準により、通行の禁止、制限若しくは速度規制を行う。交通の混乱を防止するため、迂回、誘導等適切な措置を講じる。

(3) 空港施設（大阪航空局）

定められた基準により、航空機離着陸の制限若しくは空港閉鎖を行う。適切な案内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。

第3章 災害発生後の活動

第1節 情報の収集・伝達

災害発生後、府及び関係機関との連携協力のもと、直ちに防災行政無線や府防災情報システム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集並びに伝達活動を行う。

第1 情報の収集・伝達系統

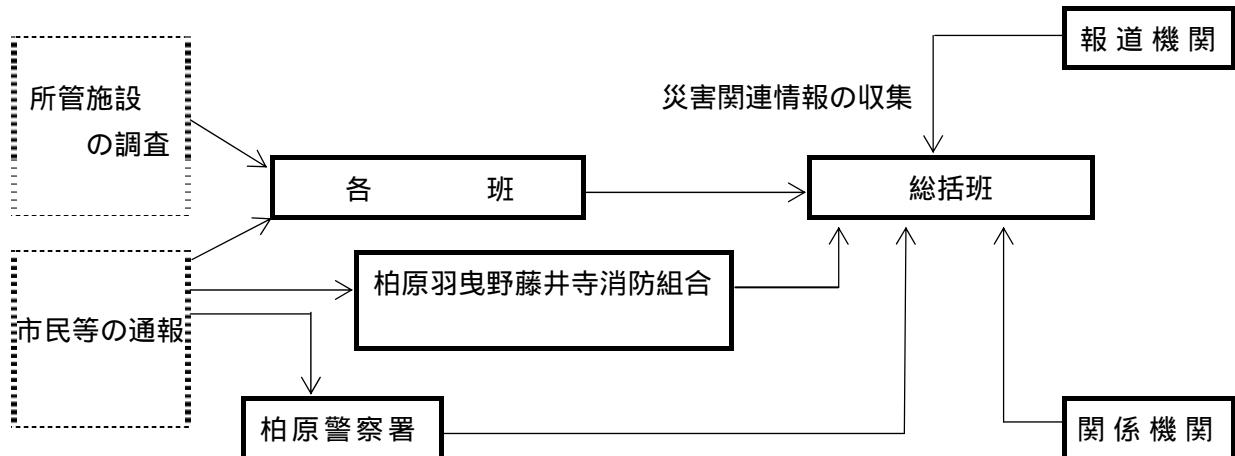
収集した情報を、有効かつ適切に利用できるよう、各班及び関係機関相互の迅速かつ的確な伝達系統を確保する。

1 情報の収集・伝達手段

- (1) 防災行政無線
- (2) 電話、携帯電話、FAX等の通信手段
- (3) バイク、自転車を用いた伝令

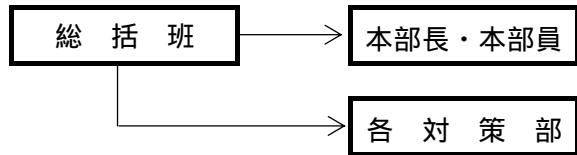
2 情報収集・伝達系統

- (1) 情報収集系統

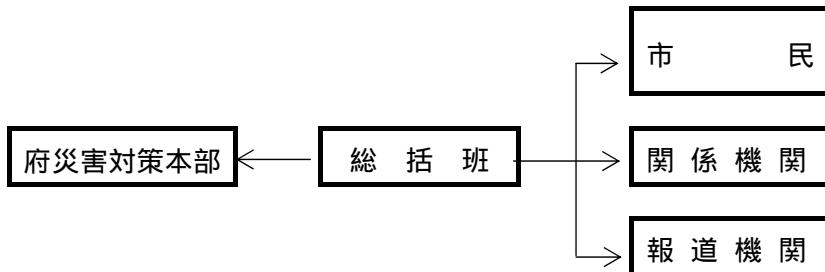


(2) 情報伝達系統

ア 庁内伝達系統



イ 市民及び関係機関との伝達系統



資料47 通信窓口一覧

第2 被害状況の把握

1 概略被害状況の把握

(1) 概略被害状況の内容

迅速かつ的確な応急対策活動の実施に必要な被害概況について、災害発生後、なるべく早期に把握するとともに、関係機関、市民等の協力を得て、詳細な被害状況を把握する。

- 消防機関への通報状況
- 警察署からの情報(通報状況等)
- 防災関係機関からの情報
- 自主防災組織、市民等からの情報
- 各出先機関及び災害現地に派遣した職員からの情報
- 庁舎周辺の状況
- その他

(2) 府及び国への報告

被害状況等の報告は、災害対策基本法第53条第1項により、府に対して行う（府に報告できない場合は、内閣総理大臣に対して行う。）。ただし、地震が発生し、柏原市内で震度5強以上の震度を観測したときは、被害の有無を問わず直接消防庁に報告することとし、応急措置が完了した後は速やかに府に災害確定報告を行う。なお、府への報告は、原則として府防災情報システムによるが、システムが使用できない場合には、府防災行政無線、電話及びファクシミリ等の手段による。

なお、火災等に関する報告については、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）により、府に対して行う。ただし、「直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、

総括班は、第一報を府に加え、消防庁に対しても報告する。即報に当たっては、区分に応じた様式に記載しファクシミリ等により報告するものとする。また、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、電話による報告も認められるものとする。

資料49 被害状況等報告様式

2 被害概況の把握

(1) 実施担当

各班は、事務分掌に基づき、被害概況を把握し総括班に報告する。なお、勤務時間外の場合は、出勤途上の情報も把握する。

(2) 把握する内容

- ア 人的被害の発生状況
- イ 床上浸水・床下浸水、流失家屋等の状況
- ウ 土砂災害等の二次災害の発生状況、危険性
- エ 避難の状況、市民の動向
- オ 冠水等道路交通の状況
- カ ライフラインの被害状況、供給等の停止状況
- キ 消防機関への通報状況
- ク 警察署からの情報（通報状況等）
- ケ 防災関係機関からの情報
- コ 自主防災組織、市民等からの情報
- サ 各出先機関及び災害現地に派遣した職員からの情報
- シ 庁舎周辺の状況
- ス その他災害の拡大防止措置上必要な状況

(3) 把握の手段

- ア 防災行政無線を用いる。
- イ 電話、携帯電話、FAX等を用いる。
- ウ 市が所有する車両の乗り合い利用、職員のバイク・自転車の借り上げ、徒步等によって行う。

3 被害概況の集約

総括班は、各班からの報告に基づき、被害概況を隨時取りまとめる。

取りまとめる被害概況は、次のとおりである。

(1) 人的被害

死者、行方不明者、負傷者の状況

(2) 建物被害

床上浸水・床下浸水、全壊（流失）半壊、全焼・半焼の状況

(3) 公共土木施設等の被害

ア 道路、橋梁の状況

イ 河川、水路、ため池の状況

ウ 土砂災害の状況

- 工 道路交通、公共交通機関の状況
 - オ ライフラインの状況
- (4) その他の
- ア 消火・人命救助活動の状況
 - イ 医療活動の状況
 - ウ 避難の勧告又は指示、警戒区域の設定の状況
 - エ その他必要な情報

資料48 被害概況報告書

4 詳細被害状況の把握

各班は、自己の班に属する被害状況を把握する。なお、自己の班に属さない被害であっても、緊急の報告を受けた場合は、速やかに総括班へ報告する。

また、被害状況を専門的に把握するために必要と認められる場合は、班内で調整のうえ、他班の協力によって調査を行う。

把握する内容及び実施担当は、次のとおりである。

把握する内容		実施担当
人的被害	死者、行方不明者の状況	各班
	負傷者の状況	各班
住家被害	全壊・半壊・一部損壊の状況	調査班
	応急危険度判定	都市計画班
非住家被害	公共建物（市有建物等）	都市計画班・各部
	その他（倉庫、土蔵、車庫、納屋）	調査班
その他被害	田畠の被害状況	調達班
	文教施設の被害状況	学校教育班・社会教育班
	医療機関の被害状況	医療班
	道路、橋梁の被害状況	土木水防班
	河川、水路、ため池の被害状況	土木水防班
	土石流、地すべり、急傾斜地等の被害状況	都市計画班
	上水道施設の被害状況	上水道班
	下水道施設の被害状況	下水道班
	ごみ処理施設等の被害状況	環境班
	電気、ガス、電話、鉄道の被害状況	庶務班

【被害状況等報告基準】(災害報告取扱要領 (昭和45年 4月10日消防庁長官通知 最近改正平成13年6月))

被害項目		報 告 基 準
死 者		当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者とする。
行方不明		当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
負傷者 重傷者 軽傷者		当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、「重傷者」とは1ヶ月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1ヶ月未満で治療できる見込みの者とする。
住 家 被 害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全 壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構造要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半 壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構造要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部損壊	全壊および半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごくちいさなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものおよび全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。	
その他の被害	流失埋没	耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能となったものとする。
	冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川もしくは他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。

被害項目	報 告 基 準
砂 防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
清掃施設	ごみ処理およびし尿処理施設とする。
鉄道不通	汽車、電車等の通行が不能となった程度の被害とする。
被害船舶	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったものおよび流失し、所在が不明になったもの、ならびに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
水 道	上水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
り 災 者	り災世帯の構成員とする。
火 灾 発 生	地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
公立文教施設	公立の文教施設とする。
農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
公 共 土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設および公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

第3 被害状況等の集約・整理等

1 被害状況等の集約・整理

総括班、庶務班は、各部から収集した被害状況等の情報及び資料を集約・整理するとともに、各部や関係機関からの求めに応じて速やかに報告できるよう準備する。

また、必要に応じて次に掲げる資料を作成する。

(1) 災害関連情報、配備指令等の状況、被害状況等

(2) 被害分布図等

2 集約・整理の注意事項

総括班、庶務班は、被害状況等の集約・整理にあたっては、次の点に留意する。

(1) 確認された情報と未確認の情報（至急確認すべき情報）を区別すること。

(2) 確認された情報に基づき災害の全体像を把握すること。

(3) 応援要請等に係る情報を整理すること。

(4) 情報の空白地を把握すること。

(5) 被害が軽微な地区又は被害がない地区を把握すること。

3 被害状況等に基づく判断

総括班は、市単独では災害応急対策が困難であると判断された場合、府に対して応援要請を行う。

第4 通信手段の確保

1 無線通信機能の点検及び復旧

総括班は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行う。また、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線も活用し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。

西日本電信電話株式会社（大阪支店）は、電気通信設備が被災した場合、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。

2 電気通信設備の利用

庶務班は、西日本電信電話株式会社に対し、加入電話の疎通確保、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施するよう要請する。

庶務班は、必要に応じて西日本電信電話株式会社に対して非常電話を申し込み、電気通信設備の優先利用による非常通信を行う。

3 電話途絶時の措置

電話途絶のため、災害情報の収集・伝達に支障をきたす場合は、次のような措置を講じる。

(1) 府、近隣市町村との連絡

各班は、府、近隣市町村等との連絡は府防災行政無線を利用して行う。

また、必要に応じ消防無線、水道無線、警察無線、非常通信、衛星電話、携帯電話を活用するとともに、状況によっては伝令の派遣を行う。

(2) 関係機関との連絡

総括班は、関係機関に対し、災害対策本部（通信班）への職員の派遣及び所属機関との連絡用無線機等を可能な限り携行するよう要請する。

（3）消防電話・警察電話等の利用

総括班は、他に通信連絡の手段がなく緊急を要する場合、消防組合又は大阪府警察（柏原警察署）に業務用専用回線の利用を要請する。

（4）非常無線通信の利用

総括班は、電話が途絶し、かつ防災行政無線による通信が困難な場合、電波法第52条に基づき次に掲げる機関の無線局を利用し、災害に関する通信の確保を図る。

- 関係機関（警察、鉄道会社等）が保有する無線
- 放送局の有する無線
- 近畿地方非常通信協議会に加入する機関の無線
- アマチュア無線等

4 通信機器の確保

総括班は、災害現場や情報拠点施設との連絡等を確保するために、携帯電話、衛星電話、無線機の確保に努めるとともに、近畿総合通信局が貸出しする無線機も活用する。また、非常電源の確保又は発電容量増大等により通信電源の確保に努める。

5 災害現場等出動者との連絡

各班は、災害現場等に出動している各班職員との連絡を、防災行政無線、携帯電話、衛星電話、伝令（自転車、バイク、徒歩等）等の適切な手段によって行う。

第2節 災害広報・広聴対策

情報不足による混乱の発生を防止するため、関係機関と協力のうえ、被災者をはじめ、広く市民に対して正確な情報の広報活動を実施する。

また、被災者の不安や悩みの解消に努めるため、特別相談窓口を設置し、きめ細かな広聴活動を実施する。

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日				
		1	3	6	12	1	3	7	14	30
広報班	災害時の広報体制の確立									
	災害広報									
	要配慮者への広報									
	災害情報の報道依頼									
	災害情報の提供									
市民班	特別相談窓口の開設									
	特別総合行政相談所の開設の要請									
	要望の処理									
市民班・広報班・各班	特別相談窓口の体制構築									

第1 災害広報

災害発生直後の速やかな災害情報の広報は、人心の安定やパニック防止等を図るうえで重要であることから、広報班は、関係機関と協力のうえ、市民向けの広報活動を実施する。

1 災害時の広報体制

(1) 広報班による情報の一元化

広報班は、取りまとめられた情報を基に、関係機関との協議により広報内容・時期を決定する。

(2) 広報資料の作成

広報班は、広報活動用資料を作成するとともに、具体的な広報手段・対象（人・地域）の選定を行い、広報活動を実施する。

(3) 防災関係機関との連絡調整

広報班は、新聞・放送機関等の報道機関と連絡調整を図る。

2 広報の内容

広報班は、次の事項を中心に広報活動を実施する。なお、広報内容は簡潔で誤解を招かない表現に努める。

(1) 地震発生直後の広報

ア 地震の規模・余震・気象の状況

- イ 市民に対する避難勧告等の状況
- ウ 出火防止、初期消火の呼びかけ
- エ 要配慮者への支援の呼びかけ など

(2) 風水害発生直後の広報

- ア 気象等の状況
- イ 市民に対する避難勧告等の状況
- ウ 災害時要配慮者への支援の呼びかけ
- エ 土砂災害（二次的災害）の危険性 など

(3) その後の広報

- ア 二次災害の危険性
- イ 被災状況とその後の見通し
- ウ 被災者のために講じている施策
- エ ライフラインや交通施設等の復旧状況
- オ 医療機関などの生活関連情報
- カ 交通規制情報
- キ 義援物資等の取扱い など

3 広報の方法

- (1) 防災行政無線（同報系）による地区広報
- (2) 広報車、携帯マイク等による現場広報
- (3) 広報誌の掲示、配布等による広報
- (4) 指定避難所への職員の派遣による広報（広報誌、ちらしの掲示・配布）
- (5) 自治会等住民組織による広報
- (6) 報道機関による広域報道
- (7) 携帯メールや緊急速報メール
- (8) インターネット（市ホームページ、ソーシャルネットワーキングサービス等）の活用
- (9) ケーブルテレビ等への情報提供

4 要配慮者への広報

要配慮者への広報は、文字放送や手話、FAX、テレフォンサービスやパソコン通信等のメディアを活用するほか、一般ボランティアなどの協力を得て手話、点字、外国語等による広報を行う。

(1) 障害者への情報提供

広報にあたっては、ラジオ放送の充実、手話通訳・字幕入放送・文字放送の活用など、障害者に配慮した広報を行う。

(2) 外国人への情報提供

広報班は、必要に応じ、株式会社FM802(FM CO.CO.LO)に対し、外国語による緊急放送の要請を行うよう府に要請する。

(3) 避難行動要支援者への情報提供

広報にあたっては、避難行動要支援者に配慮した広報に努める。

第2 報道機関への情報提供等

広報班は、情報不足による混乱の発生を防止するため、報道機関と連携して総合的な災害情報を提供する。

1 災害情報の報道依頼

広報班は、各班からの災害情報の報道依頼を取りまとめ、新聞等の報道機関へ報道を依頼する。

テレビ・ラジオ等については、府を通じて「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、日本放送協会大阪放送局等の報道機関に対し放送要請する。

2 災害情報の提供

広報班は、災害情報を総括し提供するためのプレスセンターを設置し、広報担当者が報道機関に対し定期的に情報の発表を行う。なお、個人情報については十分にプライバシー保護に配慮する。

3 情報提供の内容

情報提供の主な項目は、次のとおりである。

- (1) 災害発生の場所及び発生日時
- (2) 被害状況
- (3) 応急対策の状況
- (4) 市民に対する避難勧告等の状況
- (5) 市民に対する協力及び注意事項
- (6) 支援施策に関すること

第3 広聴活動の実施

災害によって家や財産が滅失した被災者の不安や悩みを解消し、生活再建を支援するため、特別相談窓口を開設し、積極的な広聴活動を実施する。

1 特別相談窓口の開設

市民班は、被災地域の市民の要望事項等を把握するとともに、市民からの各種問い合わせや及び相談に総合的に対応するため、市役所等に特別相談窓口を開設する。

2 特別相談窓口の実施体制

- (1) 各班から広聴担当者として対応職員を派遣し、電話及び市民応対業務全般について実施する。
- (2) 広報班は、特別相談窓口の設置について様々な広報手段を通じて市民へ周知する。
- (3) 相談窓口には、専用電話及び専用FAXを備える。
- (4) 相談窓口には、男性・女性の両方の相談員を配置する。
- (5) 窓口に要配慮者が来訪した場合は、福祉班に連絡する。

3 要望の処理

- (1) 市民班は、聴取した相談内容・要望等を記録し、とりまとめた上、総括班に連絡する。
- (2) 市民班は、特別相談窓口で聴取した要望事項は、直ちに関係各班及び関係機関へ連絡する。関係各班は、相談事項・要望事項の早期解決に努める。
- (3) 被災者の安否について照会があった時は、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう

配慮しつつ、消防、救助等人命にかかるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り、総括班より提供を受けた安否情報を回答するよう努める。その際、安否情報の適切な提供が必要と認める時は、関係地方公共団体、消防機関、大阪府警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

4 特別総合行政相談所の開設の要請

市民班は、各種行政諸手続等に対するニーズが高い場合、近畿管区行政評価局行政相談課に対して行政機関等が一堂に会し、ワンストップで相談を受け付ける「特別総合行政相談所」を開設することを要望する。

特別総合行政相談所を開設する場合には、市民班は、当該相談所を開設できる場所を確保する。

第3節 応援の要請・受入れ

市民の生命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、速やかに関係法令や協定に基づき、府、他の市町村等に応援を要請するとともに、受入れ体制を整備し、災害応急対策に万全を期する。

また、被害が比較的少なかった場合は、自力での災害対応に努めるとともに、被害の甚大な地域に対して、積極的に支援を行う。

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日				
		1	3	6	12	1	3	7	14	30
本部長	地方公共団体、指定行政機関等への応援要請									
柏原羽曳野 藤井寺消防 組合	応援の要請（消防活動）									
	応援隊の受入れ（受援活動）									
人事班	応援要請の判断									
	応援要請									
	応援の受入れ									
	受入れ要員の宿泊場所確保									
調達班、各班	民間事業者等への協力要請									
各班	応援要請の依頼									

第1 応援要請の依頼

1 応援要請の依頼

各班は、あらかじめ定めた事務分掌にしたがって災害応急対策を実施するとともに、各班のみで対応できない場合、人事班に対して速やかに人員の派遣を要請する。

2 応援要請の判断

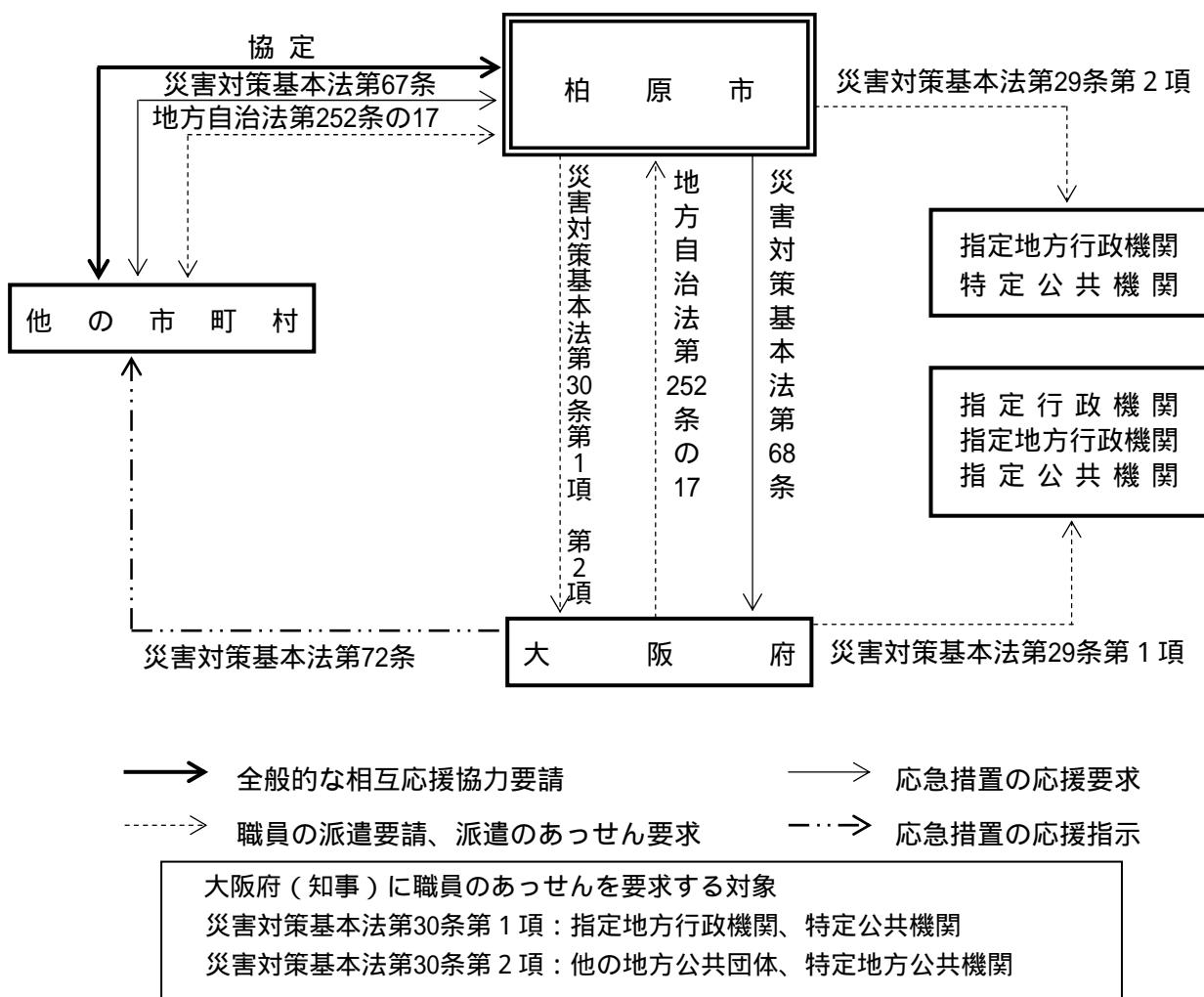
人事班は、地方公共団体、指定行政機関等への応援要請の判断を行う。

緊急消防援助隊の応援要請を必要と判断した場合は、総括班は人事班と調整後、府を通じて消防庁への応援要請を行う。また、府に連絡できない場合、直接消防庁へ応援要請を行う。

相互応援協定を結んだ自治体への応援要請について必要と判断した場合は、総括班が行う。判断基準は以下のとおりとする。

- 各班相互の協力体制をもっても応急対策の実施が困難であり、他の地方公共団体等の応援が必要と認められる場合
- 特別な技術・知識・経験等を要する職員が不足し、他の地方公共団体等の職員の応援が必要と認められる場合

【法律、協定に基づく応援協力の要請系統】



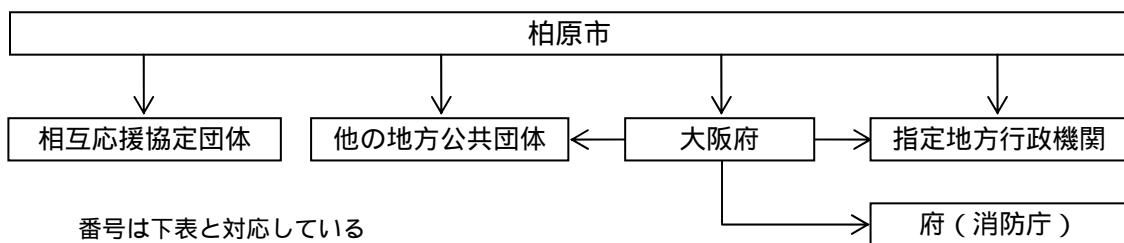
第2 行政機関への応援の要請・受入れ

1 地方公共団体、指定行政機関等への応援要請

(1) 法律、協定に基づく応援協力の要請系統

法律、協定に基づく応援協力の要請系統はおおむね次のとおりである。

【法律、協定に基づく応援協力の要請系統】



【応援協力要請内容と根拠法】

要請の内容	要請の根拠
相互応援協定に基づく応援要請	災害時相互応援協定
災害の応援措置のための応援要請	災害対策基本法第67条第1項
地方公共団体職員の派遣要請	地方自治法第252条の17第1項
応急措置の応援又は応急措置の実施要請	災害対策基本法第68条第1項
災害応急対策又は災害復旧のための指定地方行政機関の職員の派遣あつ旋要求	災害対策基本法第30条第1項
災害応急対策又は災害復旧のための他の地方公共団体職員の派遣あつ旋要求	災害対策基本法第30条第2項
災害応急対策又は災害復旧のための当該指定地方行政機関の職員の派遣要請	災害対策基本法第29条第1項
災害応急対策又は災害復旧のための当該指定地方行政機関の職員の派遣要請	災害対策基本法第29条第2項
応急措置の実施について必要な指示又は他の市町村の応援指示	災害対策基本法第72条
緊急消防援助隊の派遣要請	消防組織法第44条

(2) 府への応援要求

市長は、市単独では十分に被災者に対する救助等の災害応急対策や応急措置が実施できない場合に、知事に対して応援を要求又は災害応急対策等の実施を要請する。なお、要求を受けた知事は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒まず、災害応急対策の実施については、応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動する。

【府への応援要求連絡先】

名 称	電 話
大阪府危機管理室	大阪府防災行政無線番号8-200-4880、8-200-4886 (直) 06-6944-6021

(3) 府下市町村への応援要求

市長は、府への応援要請のほか、必要に応じ府下市町村に対し応援を要求する。なお、要求を受けた市町村長は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒まず、災害応急対策の実施については、応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動する。

(4) 相互応援協定市等への応援要請

市長は、必要に応じて相互応援協定を締結している市等に対し、電話又は口頭等により応援を要請し、後日、協定に定めた必要事項を記載した文書を提出する。

【相互応援協定の締結状況】

協定名	協定市町村名	内容
中河内地域並びに南河内地域の災害相互応援協定	八尾市、富田林市、河内長野市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村	物資の提供及び人的応援
東播磨地域及び中河内地域災害時相互応援に関する協定	明石市、加古川市、稻美町、播磨町、八尾市、東大阪市、柏原市	物資の提供及び人的応援
災害時における相互応援に関する協定	奈良県北葛城郡広陵町	物資の提供及び人的応援

ア 職員の派遣要請等

市長は、災害応急対策又は災害復旧対策を実施するため、本市職員のみでは対応ができないと認めた場合に、他の地方公共団体の長、指定地方行政機関の長、特定公共機関に対して職員派遣を要請する。

また、知事等に対して指定地方行政機関、特定公共機関、他の地方公共団体、特定地方公共機関の職員派遣のあっ旋を要請する。

派遣又は派遣のあっ旋を要請する時は、次の必要事項を記載した文書で行う。

- 派遣又は派遣のあっ旋を要請する理由
- 派遣又は派遣のあっ旋を要請する職員の職種別人員数
- 派遣又は派遣のあっ旋を必要とする期間
- 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- その他必要な事項

イ 応援の範囲

次に掲げる応急措置を要請することができる。

- 被災者の食料その他生活必需品の提供
- 被災者の応急救助に係る職員の応援及び施設の利用
- 診療、検病、感染症患者の受入れ、その他治療及び防疫作業のための職員の応援並びに医療品等の提供
- 復旧のための土木及び建築技術職員の応援並びに資機材の提供
- 清掃・し尿処理作業のための職員の応援及び資機材の提供
- 水道工事及び給水作業のための職員の応援並びに資機材の提供
- 通信施設及び輸送機関の確保復旧のための職員の応援並びに資機材の提供
- 消防、救急水防作業の応援及び所要の資機材の提供
- 救援活動に必要な車両等の提供
- 被災建築物応急危険度判定コーディネーター及び応急危険度判定士の応援並びに資機材の提供
- その他応急対策活動に必要な措置

2 応援の受け入れ

人事班は、府や府下市町村、指定地方行政機関、協定市等に応援を要請した場合、その応援部隊の

内容、到着予定日時・場所、活動日程等を確認し、応援を要する班へ速やかに連絡する。

応援を要する班は、応援部隊の受け入れについて次の措置を講じる。

ア 誘導

応援に伴い誘導の要求があった場合は、必要に応じて大阪府警察（柏原警察署）等と連携し、後方支援活動拠点、被災地等へ誘導する。また、必要に応じて案内者を確保する。

イ 連絡窓口の設置

連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じて連絡窓口を設置する。

ウ 資機材等の準備

広域応援部隊の作業に必要な資機材等を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

エ 災害時用臨時離着陸場の準備

ヘリコプターを使用する応援活動を要請した場合は、災害時用臨時離着陸場を柏原羽曳野藤井寺消防組合と協力して、直ちに離発着できるように準備する。

オ 受入れ要員の宿泊場所

人事班は、状況を勘案しながら災害時応援要員等の宿泊場所を適宜確保する。

第3 消防活動に係る応援の要請・受入れ

市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合では消防活動を迅速かつ的確に実施することが困難な場合、関係法令や協定に基づき他市町消防機関等の応援を要請する。

1 応援の要請

(1) 消防相互応援協定に基づく応援要請

災害の拡大が著しく、市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合では十分に消防活動が実施できない場合は、消防相互応援協定に基づき他市町村消防機関の応援を要請する。

(2) 航空消防応援協定に基づく応援要請

大規模災害発生時にヘリコプターを使用することが、消防活動に必要と認められる場合は、航空消防応援協定に基づき、大阪市消防局に応援を要請する。

(3) 知事への応援要請

大規模災害発生時に必要な場合は、消防相互応援協定のほか、災害対策基本法第68条に基づき知事に対して応援の要請を行う。

(4) 消防庁長官の措置による応援体制

大規模災害発生時に、緊急消防援助隊に対して、知事を通じ、直ちに応援要請を行う。

ただし、知事に連絡できない場合、直接消防庁長官に応援要請を行う。

2 応援隊の受入れ

応援隊の派遣が決定した場合は、次の点に留意して応援隊の活動が十分に行えるよう努める。

(1) 応援隊の宿泊施設及び場所を確保する。

(2) 応援隊との連絡調整のため連絡担当者を指名する。

(3) 消防作業実施期間中は、現場に責任者を置き、応援隊指揮者と協議し、作業の推進を図る。

(4) 必要に応じて府警察（柏原警察署）に対して、被災地域等への誘導を依頼する。

(5) ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時離着陸場の準備に万全を期する。

第4 緊急災害対策派遣隊（T E C - F O R C E）の設置及び派遣

近畿地方整備局、近畿運輸局、大阪航空局及び大阪管区気象台等は、柏原市が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため、国土交通省本省等とともに緊急災害対策派遣隊（T E C - F O R C E）を設置し、本省災害対策本部長（災害対策本部が設置されていない場合は事務次官）の総括的指揮のもとに、被災地への派遣活動を行う。

第5 民間事業者等に対する協力要請

調達班は、発生した災害規模に即した災害応急対策を実施するため、必要に応じて民間事業者等から災害対策要員及び資機材を確保する。

1 民間事業者等への協力要請

調達班は、民間事業者等の協力を得て、適切な災害応急対策活動を実施する。

2 要請の方法

民間事業者への応援の協力要請は、調達班が行うこととするが、状況に応じて、各班から直接協力要請を行った際は、事後に調達班へ報告する。

3 受入れ要員の宿泊場所

人事班は、状況を勘案しながら災害対策要員等の宿泊場所を適宜確保する。

第4節 自衛隊に対する災害派遣の要請・受入れ

市民の人命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、府に対し自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、受入れ体制を整備し、災害応急対策に万全を期する。

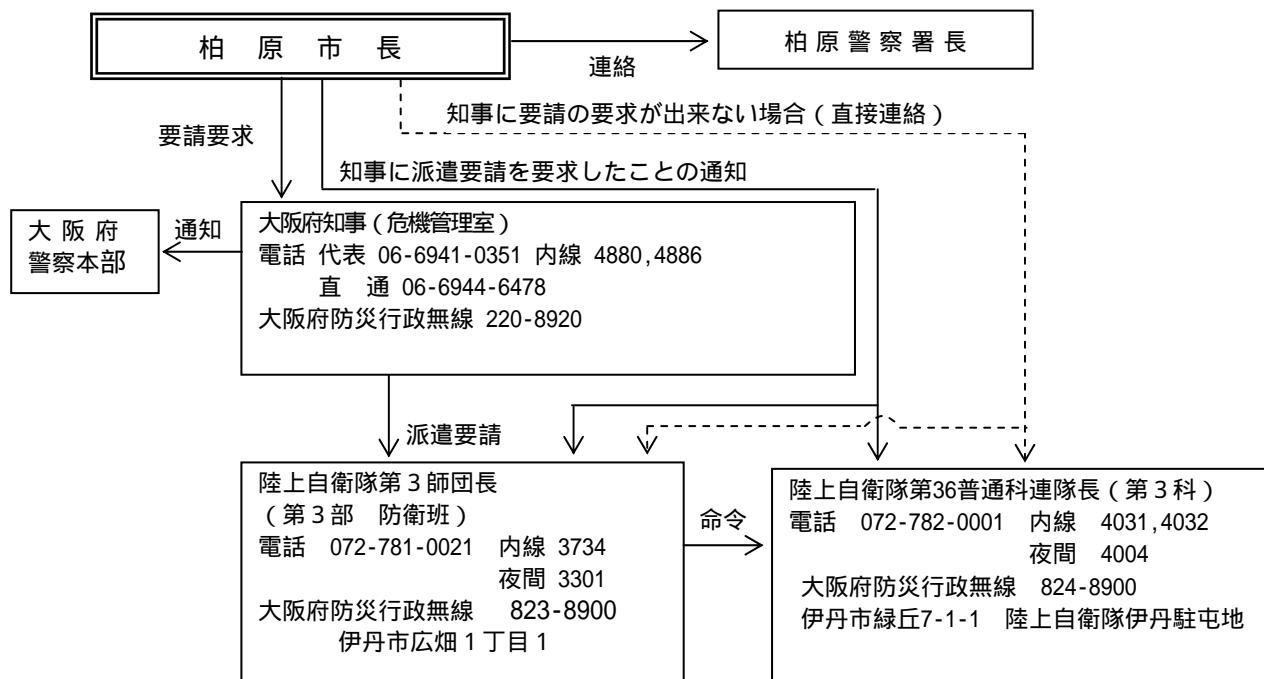
【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日				
		1	3	6	12	1	3	7	14	30
本部長	自衛隊に対する災害派遣要請									
	派遣部隊の撤収要請									
総括班	災害派遣部隊の誘導									
	災害派遣部隊の受入れ									

第1　自衛隊に対する災害派遣要請

市長は、自衛隊に対し災害派遣を要請する場合は、知事に派遣要請を要求する。

【派遣要請系統図】



1 災害派遣要請要求の基準

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市長（本部長）が本市、府及び関係機関の機能をもってしてもなお応急措置に万全を期し難いと判断した場合は、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条の規定により部隊等の派遣要請を知事に要求するものとする。

2 災害派遣要請要求の要領

市長は、知事に対して自衛隊の災害派遣を要求しようとする場合は、災害派遣要請書に定められた事項を明らかにし、電話又は口頭をもって要求する。なお、事後速やかに知事に文書を提出する。

知事は、市長から派遣要請の要求があり、必要と認めた場合又は自らの判断で派遣の必要を認めた場合には、陸上自衛隊第3師団長に対し、自衛隊の災害派遣を要請する。要請は、原則として文書により行うが、そのいとまのない時は、電話又は口頭により行い、事後速やかに文書を提出する。

市長は、通信の途絶等により、知事に対して要請の要求ができない場合は、直接自衛隊に災害の状況を通知する。なお、この通知を行った場合は、その旨を速やかに知事に通知する。

- (1) 災害の情況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

3 要請を待ついとまがない場合の自衛隊による災害派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は要請を待つことなく、自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣する。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- (2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市町村長、警察署長等から災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- (3) 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施する場合
- (4) その他災害に際し、上記(1)から(3)に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合

第2 災害派遣部隊の受入れ

総括班は、自衛隊の派遣が決定した場合、派遣部隊の活動が十分に行えるよう、必要な受入れ体制を整える。

1 派遣部隊の誘導

必要に応じて府警察（柏原警察署）に対して、被災地域等への誘導を依頼する。

2 受入れ体制

受入れにあたっては、次の点に留意する。

- (1) 自衛隊の宿泊施設又は野営場所及び資機材の保管場所を準備する。
- (2) 派遣部隊が実施する活動に必要な資機材は、できる限り市で準備し、速やかに活動できるよう努める。
- (3) 派遣部隊及び関係機関との連絡調整のため連絡担当者を指名する。
- (4) 作業実施期間中は、現場に責任者を置き、自衛隊現地指揮官と協議し、作業の推進を図る。
- (5) ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時離着陸場等の準備に万全を期する。

第3 派遣部隊の救援活動

派遣部隊は、防災関係機関と緊密な連絡を保ち、相互に協力して次の業務を実施する。

1 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段により、被害の状況を把握する。

2 避難の援助

避難の指示等が発令され、安全面の確保等必要がある場合は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

3 遭難者等の搜索救助

行方不明者、傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して搜索救助を行う。

4 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

5 消防活動

「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」(平成8年1月17日)により、消防機関と速やかに大規模災害に係る情報交換を実施し、被災地等における人命救助その他の救護活動をより効果的に行うため、連携してその任務に当たるよう相互に調整する。

6 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。

7 応急医療、救護及び防疫

応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

8 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

9 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

10 物資の無償貸付又は譲与

「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

11 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

12 その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

第4 派遣部隊の撤収要請

市長は、災害の応急作業が終了し、自衛隊の救援の必要がなくなったと認めた場合、市長は速やかに知事に対し撤収要請を要求する。

資料51 自衛隊災害派遣等様式

第5節 職員の活動環境、安全確保等

第1 職員の活動環境

1 家族の安否及び被害の確認

職員は、勤務時間中の災害発生時に、家族の安否確認等を行う方法をあらかじめ確保する。

2 24時間体制への対応

大規模な災害発生時には、状況に応じ24時間体制での対応が必要となるため、各本部員は適切な班編成等を行う。

第2 職員の安全確保

1 安全の確保

市長は、職員の安全確保に最善を期する。

人事班は、災害対策に従事する職員の体力・知力・判断力持続のため、健康管理、安全管理、勤務条件等を考慮し、活動の長期化に対処するとともに、他の市町村の職員等の受入れに際し、福利厚生の充実を図る。

2 食料等の調達

人事班は、災害対策従事者の食料等を備蓄物資及び協定業者等から調達するよう調達班へ要請する。なお、配送についても、調達班に要請し、要請を受けた調達班は、被災者への救護物資及び給食等の配送と併せて輸送する。

3 勤務管理等

班長は、班員の出退庁時間等の確認を徹底する。

4 宿泊施設等の確保

人事班は、災害対策従事者の活動に支障をきたさぬよう宿泊及び一時的な仮眠施設を公共施設、市営住宅の利用、民間宿泊施設等の隨時借り上げするなど、環境確保に努める。

第6節 消火・救助対策

被災状況の早期把握に努め、部隊配備を確立するとともに、関係機関と相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確な消火活動、人命救助・救出活動を実施する。

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日				
		1	3	6	12	1	3	7	14	30
柏原羽曳野 藤井寺消防 組合	災害発生状況の把握									
	消火活動									
	人命救助活動									
	各機関による連絡会議の設置									
福祉班	行方不明者の捜索									
総括班	各機関による連絡会議の設置									
消防団長	警備部隊の編成・出動									
自主防災組織・事業所の自衛消防組織	地域住民との連携									
各機関	職員の惨事ストレス対策									

第1 災害発生状況の把握

市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合は、より多くの人命の安全確保と被害の拡大防止を図るため、高所見張り、通報、有線、無線通信施設を効果的に活用して災害発生状況の早期把握に努めるとともに、関係機関への情報伝達を行う。

第2 消火活動

柏原羽曳野藤井寺消防組合は、火災の状況に応じた部隊配備を行うとともに、道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案した消火活動を実施する。

また、延焼動態から、火災の危険が及ぶおそれのある場合は、延焼阻止線の設定など、効率的な部隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

1 災害対応の優先度

延焼火災及び救出・救助事案が同時に多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施する。

2 火災防ぎよ活動の原則

(1) 避難場所、避難路確保優先

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所、避難路の確保等防ぎよを

行う。

(2) 消火活動重点地域・消火可能地域優先

同時に多数の延焼火災が発生した場合は、消火活動重点地域及び消火可能地域を優先に防ぎよする。

(3) 市街地火災防ぎよ優先

大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防部隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地火災防ぎよを優先し、それを鎮圧した後に部隊を集中して防ぎよにあたる。

(4) 特殊建物等の重要対象物優先

特殊建物等の重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、特殊建物等の重要対象物の防護上必要な防ぎよを優先する。

3 火災防ぎよ活動の区分

(1) 分散防ぎよ活動

同時多発火災に対し、部隊を分散出場させ、少数部隊で防ぎよにあたるもの

(2) 重点防ぎよ活動

同時多発火災に対し、災害拡大の恐れが大なるものを重点的に防ぎよにあたるもの

(3) 拠点防ぎよ活動

火災が拡大したとき、市民の避難道路及び避難場所を確保するため又は劣勢消防力を回復するため、活動拠点を指定して防ぎよにあてるもの

4 同時多発火災の防ぎよ対策

(1) 出場部隊数の調整及び活動部隊数の合理化並びに無線統制

(2) 消防団との連携

(3) 非常招集による緊急増強隊の編成

(4) 他市町村消防応援隊の要請及び活用

(5) 出場体制の迅速化

(6) ホースの確保

(7) 防火水槽及び自然水利の活用

5 広域断水時火災の防ぎよ対策

(1) 防火水槽及び自然水利の適切な活用による水利の確保

(2) 水槽車、タンク車の優先出場及び活動

(3) 有効かつ的確な水利統制

(4) 機械性能の保持及び積載ホースの増加

6 大規模市街地火災の防ぎよ対策

(1) 初動体制の確立

(2) 火災態様に応じた部隊配備

(3) 道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案した消火活動

(4) 延焼阻止線の設定

(5) 自主防災組織及び事業所等の自衛消防組織による自発的な初期消火活動

7 高層建築物等火災の防ぎよ対策

- (1) 活動期における出場部隊の任務分担
- (2) 排煙、進入時等における資機材の活用
- (3) 高層建築物等の消防用設備の活用
- (4) 水損防止

8 林野火災の防ぎよ対策

- (1) 風向、火災の状況を考慮した出場順路の選定
- (2) 消防団との連携
- (3) 消火体制防火線の設定
- (4) 水利部署の検討、ホースの増載、可搬式ポンプの活用、中継体制、部隊の指定

第3 人命救助活動

市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合は、府警察（柏原警察署）等との密接な連携のもと、迅速かつ的確に人命救助・救出活動を実施する。

また、必要に応じて消防相互応援協定締結市町村、自衛隊等に総務対策部総括班を通じ協力を要請する。

1 活動の方針

- (1) 消防活動は、傷病者の救出、救護活動を最優先とし、消防部隊が相互に連携し、効率的な組織活動を実施する。
- (2) 救急活動は、救命処置を最優先とし、傷病者の迅速・安全な搬送を実施する。
- (3) 特殊機器を必要とする作業は、関係機関と密接な連携のもとに行う。
また、作業用重機は、協定業者等の協力を得て、必要とする現場に配置する。
- (4) 府警察（柏原警察署）消防応援隊、自衛隊等と協力して、必要に応じ地区割等を調整し効率的な救助活動を行う。

2 活動の要領

- (1) 重傷者の救出、救命措置を最優先する。
- (2) 被害拡大の防止を実施する。
- (3) 傷病者の救出、応急手当及び救護所への搬送を実施する。
- (4) 二次災害の予防措置に徹底を図り実施する。
- (5) 遺体を発見した場合は速やかに所定の手続をとる。

第4 行方不明者の捜索

福祉班は、関係機関との密接な連携のもと、迅速かつ的確に行方不明者の捜索を実施する。

- 1 福祉班は、災害の規模等の状況を勘案して、府警察（柏原警察署）との密接な連携のもと、地域住民の協力を得て行方不明者の捜索を実施する。
また、関係機関と密接に連絡をとり、行方不明者名簿を作成する。
- 2 行方不明者の捜索期間は、地震発生の日から10日以内とする。ただし10日間を経過してもなお捜索を要する場合には、本部長の指示によって継続して実施する。
- 3 行方不明者捜索中に遺体を発見した場合は、速やかに所定の手続をとる。

第5 各機関による連絡会議の設置

市、柏原羽曳野藤井寺消防組合、府、府警察（柏原警察署）及び自衛隊は、相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行うとともに、活動区域や役割分担等の調整を図るため、必要に応じて被災地域等に現地調整所を設置する。

第6 消防団の活動

- 1 消防団における警備の内容

通常警備	通常火災の警備とする
非常警備	大火災及び非常災害時における警備とする

- 2 警備部隊の編成

消防団長は、火災の拡大又は非常災害の発生その他により必要と認めた場合は、非常警備体制を命ずる。

- 3 出動計画

火災その他災害時は、市長及び消防団長の特命により緊急出動するが、消防団が電話連絡その他により災害の発生を覚知したときは、直ちに出動する。

第7 地域住民との連携

地域住民による自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等は、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に消火・救助・救急活動を実施する。

また、消防署、警察署など防災関係機関との連携を図る。

第8 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第7節 応急医療対策

医療機関と連携のもと、「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、災害の状況に応じ被災地域の内外を問わず、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む。）を実施する。

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日				
		1	3	6	12	1	3	7	14	30
保健班長	災害時医療救護体制の確保	■								
	救護所の設置	■								
保健班	医療情報の収集・提供活動	■				■	■			
	救護所の開設と医療救護班の編成、派遣					■	■	■	■	
	応援医療チームの受入れ調整					■				
	医療ボランティアの要請	■				■				
医療班長	市災害医療センターの体制確保					■	■			
医療班	災害医療協力病院の体制確保					■				
	救護所の運営		■			■				
	医療救護班の編成・派遣					■	■			
	現地医療活動					■	■			
	後方医療活動を要請					■	■			
	医薬品等の調達・確保					■	■			
	個別疾病対策	■				■				
総括班	広域応援要請					■	■			
柏原羽曳野藤井寺消防組合	傷病者の搬送	■				■	■			

第1 災害時医療救護体制の確保

1 医療情報の収集・提供活動

保健班は、柏原羽曳野藤井寺消防組合と協力して、医療班及び医療機関と密接な連携のうえ、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）や災害医療情報連絡員、ホットライン等で人的被害・医療機関被害状況、活動状況及び被災地域医療ニーズについて把握し、速やかに府へ報告する。

また、市民にも可能な限り医療機関の情報を提供する。

2 災害時医療救護体制の確保

保健班長は、災害医療情報に基づき、本部長と協議の上、救護所の開設等について指示する。

また、大阪府八尾保健所は、管内の地域医療救護全体の調整を行うため、地域災害医療本部を設置し、次に掲げる事項を処理する。

- 総合的な医療情報の収集および提供
- 傷病者の受入れの要請及び搬送に関する総合調整
- 医療従事者確保の総合調整
- 医薬品等の供給に関する総合調整 等

3 救護所の設置基準

保健班長は、次の場合に救護所を設置する。なお、救護所を設置した場合は、その旨の標識を掲示する。

(1) 応急救護所

- 災害による負傷者が多数で、現地でのトリアージや応急処置が必要な場合

(2) 医療救護所

- 市内医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したために、市内医療機関だけでは対応しきれない場合
- 傷病者が多数で、市内医療機関だけでは対応できない場合
- 被災地域と医療機関との位置関係、又は傷病者数と搬送能力との関係から被災地域から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地域での対応が必要な場合

(3) 設置場所

応急救護所は、災害発生直後の短期間、必要に応じて災害現場付近に設置する。

医療救護所の設置場所は、あらかじめ選定した予定場所（指定避難所等）の中から、衛生状態、安全性を確認のうえ、被害状況に応じて決定する。

4 市災害医療センターの体制確保

医療班長は、あらかじめ定められた地震発生時における市立病院の動員体制に基づき、医師等の招集を行う。

また、十分な体制が整わない場合、広域応援要請や医療ボランティアの受入れを要請する。

5 災害医療協力病院の体制確保

医療班は、災害医療協力病院に対して災害応急体制の確保を要請する。

6 救護所の開設と医療救護班（災害派遣医療チーム（D M A T）含む）の編成、派遣

保健班は、市立病院や柏原市医師会等に対し、医療救護班の編成を要請し、救護所の開設及び運営を行う。救護所における現地医療活動は、医療救護チームがあたるものとし、必要に応じて地域災害医療本部（大阪府八尾保健所）及び府を通じて日本赤十字社等による応援医療チームを配備する。

医療救護班の参集場所は市役所とする。医療救護チームは、原則として現地医療活動を行うために当座必要な資器材等を携行する。医療班は、備蓄物資の活用及び協定業者等からの調達によって、医薬品、医療用資器材を確保・供給する。

7 応援医療チームの受入れ調整

日本赤十字社等による応援医療チームの受入れ・配備については、保健班において行う。参集場所は市災害医療センター（市立柏原病院）とする。

8 医療ボランティアの要請

保健班は、市立病院、災害医療協力病院、救護所等において医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の

医療関係者が不足すると判断される場合は、医療ボランティアを福祉班に要請する。

第2 現地医療対策

1 現地医療の確保

(1) 救護所の運営

次の事項に留意のうえ、救護所を運営する。

(ア)交代要員の確保

(イ)携帯電話等通信手段の確保

(ウ)医薬品、医療用資器材の補給

(エ)医療用水の確保

(オ)食料、飲料水の確保

(カ)その他医療救護活動に必要な事項

(2) 医療救護班の編成・派遣

医療班は、救護所が設置された場合、市立柏原病院及び柏原市医師会に医療救護班の派遣を要請し、医療救護班を編成する。

(3) 医療救護班の編成及び構成

医療救護班の編成及び構成は医師1名、看護師2名、事務職員1名の計4名で1班を構成し、災害の規模等の状況に応じて班数を設定する。

(4) 派遣要請

対策本部は、医療救護班が不足する場合は、府及び日本赤十字社大阪府支部に医療救護班の派遣を要請する。

(5) 参集場所

医療救護班の参集場所は、市災害医療センター（市立柏原病院）とする。

(6) 医療救護班の業務

派遣された医療救護班は、救護所において現地医療活動を実施する。なお、医療救護班が実施する業務は、次のとおりである。

- トリアージの実施
- 傷病者に対する応急処置
- 搬送困難な傷病者及び軽症患者に対する医療
- 助産救護
- 被災者等の健康管理
- 死亡の確認及び遺体の検案(死因その他医学的検査)
- その他状況に応じた処置

(7) 医療救護班の受入れ・調整

保健班は、医療救護班の受入れ窓口を設置するとともに、救護所への配置調整を行う。

(8) 医療救護班の搬送

原則として、医療関係機関で所有する緊急車両等を活用し、移動する。

医療関係機関が搬送手段を有しない場合は、市が搬送手段を確保し、搬送を行う。

2 現地医療活動

(1) 応急救護所における現場救急活動

応急救護所においては、応急措置、トリアージ（負傷者選別）等の現場救急活動を行う。

(2) 医療救護所における臨時診療活動

医療救護所においては、軽症患者の医療、被災者等の健康管理等を行う。

この場合、発災当初から外科系及び内科系診療（必要に応じて小児科・精神科・歯科診療等）を考慮し、医療ニーズに応じた医療救護班で構成する医療チームで活動する。

第3 後方医療対策

救護所では対応できない傷病者（医療機関等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者を含む。）は、被災を免れた医療機関に搬送し、治療を行う。

1 傷病者の搬送

柏原羽曳野藤井寺消防組合は、救護所及び医療機関からの救急搬送要請に基づき、迅速かつ的確に傷病者を搬送する。

(1) 受入れ病院の選定

保健班との連携のもと、大阪府救急搬送支援・情報収集システム（ORION）等で提供される患者受入れ情報に基づき、特定の医療機関に患者が集中しないよう振り分け調整する。

(2) 搬送手段の確保

ア 陸上搬送

傷病者を陸上搬送する場合は、柏原羽曳野藤井寺消防組合が所有する車両で実施する。なお、救急車が確保できない場合は、庶務班が搬送車両を確保する。

イ 航空機搬送

遠距離の医療機関への搬送が必要な場合、又は緊急に特別な治療を要する場合は、ヘリコプターを活用して搬送する。この場合、総括班は、府に対しへリコプターの出動を要請する。

2 後方医療活動

医療班は、市内医療機関での救急医療活動のほか、府と協力して被災地域外の医療施設に広域的後方医療活動を要請する。

(1) 市内の医療機関における医療活動

市災害医療センターである市立柏原病院を中心に市内の医療機関で医療活動を実施する。

(2) 広域医療搬送

救護所及び市内拠点病院での傷病者の受け入れと処置対応が困難な場合は、府と調整して被災地域外の医療施設に広域医療搬送を要請する。

(3) 市災害医療センターの活動

市災害医療センターは、次の活動を行う。

- 市の災害拠点として患者の受け入れと医療の提供
- 災害拠点病院等と連携した患者受け入れに係る地域の医療機関間の調整

(4) 市外拠点病院の活動

ア 基幹災害拠点病院

災害医療に関して府の中心的な役割を果たす基幹災害拠点病院は、地域災害拠点病院の活動に加え、患者の広域搬送に係る地域災害拠点病院間の調整を行う。

イ 地域災害拠点病院

地域災害拠点病院は、次の活動を行う。

- 24時間緊急対応により、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する救急患者の受入れと高度医療の提供
- 医療救護班の受入れ、災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣
- 患者及び医薬品等の広域搬送拠点としての活動及びこれに係る地域医療機関との調整
- 地域の医療機関への応急用医療資器材の貸出し等の支援

ウ 特定診療災害医療センター

特定診療災害医療センターは、循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療、精神疾患等専門治療を必要とする特定の疾病対策の拠点として主に次の活動を行う。

- 疾病患者の受入れと高度な専門医療の提供
- 疾病患者に対応する医療機関間の調整
- 疾病患者に対応する医療機関等への支援
- 疾病に関する情報の収集及び提供

(5) 広域医療搬送

医療班は、被災地域外の医療機関への搬送が必要な場合は、救急車による搬送に加えて、ヘリコプター等を活用して搬送する。

第4 医薬品等の調達・確保

医療班は、保健班と連携のうえ、日本赤十字社大阪府支部、柏原市医師会、柏原歯科医師会、柏原市薬剤師会及び関連業者の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材、輸血用血液等の調達・確保を行う。また、不足が生じる場合は、保健班は地域災害医療本部（大阪府八尾保健所）に対して供給の要請を行う。

なお、医療関係以外のルートで医薬品等の提供があつても、それらは一切使用しない。

第5 個別疾病対策

医療班は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の医療機関情報について広報するとともに、疾病に対する対策を講じ、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係団体と協力して、現地医療活動、後方医療活動等を行う。

第8節 避難受入れ活動

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日				
		1	3	6	12	1	3	7	14	30
本部長	避難勧告又は指示									
	警戒区域の設定									
各課避難所担当職員	避難誘導									
	指定避難所の開設・運営									
社会教育班	避難誘導									
	指定避難所の運営支援・統括									
	広域避難場所の運営									
福祉班	避難行動要配慮者の被災状況の把握等									
	福祉ニーズの把握									
	被災した避難行動要配慮者への支援活動									
総括班	避難所の集約及び解消									
	広域一時滞在(市外への避難者受け入れ要請)									

第1 避難行動

災害から市民の安全を確保するため、関係機関は相互に連携し、避難勧告・指示、誘導等必要な措置を講じる。その際、「避難行動要支援者支援プラン」等に沿った避難行動要支援者に対する避難支援に努める。

1 避難勧告等の発令

市長は、市民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため、特に必要があると認める場合は、避難のための立ち退きを「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づき勧告・指示する。また、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがある認める時は、屋内での待避との他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。なお、避難行動要支援者等については、避難行動に時間を要することが考えられるため、避難情報を発令する。

(1) 実施者

避難の勧告又は指示を行う者は、次のとおりである。

【避難勧告又は指示を行う者と根拠法】

実施責任者	種類	災害の種類、内容	根拠法
市長	準備	災害全般	-
	勧告、指示	災害全般	災害対策基本法第60条
警察官	指示	災害全般	災害対策基本法第61条

		市長が指示できないと認められる場合又は市長から要請があった時	警察官職務執行法第4条
知事又はその命を受けた府の職員	指示	洪水 地すべり	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
水防管理者 (市長)	指示	洪水 水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。	水防法第29条
災害派遣を命じられた部隊の自衛官	指示	災害全般 災害の状況により特に急を要する場合で、警察官が現場にいない場合に限り、避難の指示を行うことができる	自衛隊法第94条

(2) 避難勧告等の伝達方法

ア 避難準備情報

伝達内容	対象地域、避難先、避難すべき理由、避難時の注意事項
伝達方法	・広報車による伝達、防災行政無線、携帯メール、エリアメール、緊急速報メール、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)、市HP、大阪府防災情報メール、テレビ放送等による伝達
市民に求める行動	・家族等との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始 ・避難行動要支援者及び支援者が、準備・避難を開始

イ 避難勧告

伝達内容	対象地域、避難先、避難すべき理由、避難時の注意事項
伝達方法	・広報車による伝達、防災行政無線、携帯メール、エリアメール、緊急速報メール、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)、市HP、大阪府防災情報メール、テレビ放送等による伝達
市民に求める行動	・指定された指定避難所等への避難行動を開始

ウ 避難指示

伝達内容	対象地域、避難先、避難すべき理由、避難時の注意事項
伝達方法	・広報車による伝達、防災行政無線、携帯メール、エリアメール、緊急速報メール、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)、市HP、大阪府防災情報メール、テレビ放送等による伝達
市民に求める行動	・避難勧告等の発令後で避難中の市民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そ

	のいとまがない場合は生命を守る最低限の行動（自宅の最上階への避難等）
--	------------------------------------

（3）避難勧告又は指示の連絡

ア 市長が避難勧告又は指示を行った場合

市長は、避難勧告又は指示を行った場合は、知事へ通知するとともに、関係機関へ通知する。解除する場合も同様とする。

イ 市長以外が避難勧告又は指示を行った場合

市長以外が避難勧告又は指示を行った場合は、直ちに総括班に報告し、市長は上記に準じて知事及び関係機関へ通知する。

（4）避難路の確保

土木水防班は、府、府警察（柏原警察署）、道路管理者との連携のもと、市民の安全のために避難路の確保に努める。

2 警戒区域の設定

市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。

(1) 設定権者

警戒区域の設定権者は、次のとおりとする。

災害の種類	内 容 (要件)	設定権者	根拠法規
災害全般	災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合は、警戒区域を設定する。	市 長	災害対策基本法 第63条
	市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、市長が実施すべき措置の全部又は一部を代行する。	知 事	災害対策基本法 第73条
	市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいない場合、又はこれらの者から要求があった場合は、警戒区域を設定する。	警察官 ()	災害対策基本法 第63条
	市長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。	災害派遣を命じられた部隊の自衛官	
災害全般 (水災を除く)	災害の現場において、活動確保を主目的に消防警戒区域を設定する。	消防吏員又は消防団員	消防法 第28条 第36条
火 災	火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがある場合は、火災警戒区域を設定する。	消防長又は消防署長	消防法 第23条02
	消防長若しくは消防署長又はその委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいない場合、又は消防長若しくは消防署長から要求があった場合は、火災警戒区域を設定する。	警察署長	
洪 水	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定する。	水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者	水防法 第21条

() 警察官は、消防法第28条、第36条、水防法第21条の規定によっても、第1次的な設定権者が現場にいないか、又は要求があった場合は、警戒区域を設定できる。

(2) 規制の実施

- ア 市長は、警戒区域の設定について警察署長等関係者との連絡調整を行う。
- イ 市長は、警戒区域を設定した場合、警察署長に協力を要請して警戒区域から退去又は立入禁

止の措置をとる。

ウ 市長は、府警察（柏原警察署）消防団、自主防災組織等の協力を得て、市民の退去を確認するとともに、防犯、防火のパトロールを行う。

（3）警戒区域の解除

災害に伴う危険が解消したと認められた場合、避難勧告・指示の伝達と同様に、速やかに警戒区域の解除を指示する。

3 避難

（1）避難にあたっての留意点

避難にあたっては、次の事項を周知徹底する。

ア 火気・危険物等の始末を完全に行うとともに、ブレーカー（電流遮断機）を「切」の位置に切り替え、電気を遮断すること

イ 事業者は、浸水その他の被害による油脂類の流失防止や発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安処置を講じること

ウ 非常持出し品等は最小限にとどめること

エ 避難者は、2食程度の食料、飲料水、手拭等の日用品、懐中電灯、救急薬品等を携行する

オ 避難者は、できるだけ名簿（住所、氏名、年齢、血液型等を記入）を準備する

カ 服装は軽装とするが、素足、無帽は避け、最小限の肌着等の着替えや防寒雨具を携行する

キ 上記のうちから、必要なものを「非常持ち出し袋」に整備しておく

ク その他避難の指示が発せられた時、直ちに避難できるよう準備を整えておく

ケ 車両による避難は原則として行わないこと

コ 避難者は、地区内の公園・空地等に集合し、事前に選定した安全な経路を通って徒步で避難する

サ 避難誘導にあたっては、災害時要配慮者に配慮し、できる限り早期に避難させる

シ 避難場所が火災等で危険と判断された場合、他の避難場所へ移動する

（2）自主避難

市民は、災害の状況により自らの生命、身体等に危険が及ぶと判断した場合は自動的に避難する。避難勧告、避難指示による避難においても、自主防災組織、自治会等を中心とする自主避難を基本とする。

（3）避難誘導

市長が避難勧告又は指示を行った場合は、市民の避難誘導を実施する。

ア 広域避難場所及び指定緊急避難場所への市民の避難誘導

各課避難所担当職員は、総括班及び社会教育班の指示の下、府警察（柏原警察署）の協力を得るとともに、自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の住民組織等と連携して、市民の避難誘導を実施する。

イ 学校、病院等における誘導

学校、病院、社会福祉施設、その他多数の人が集まる場所においては、原則として施設の防火管理者、管理権限者等が、避難誘導を実施する。

ウ 交通機関等における誘導

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定めた防災業務計画に基づき実施

する。

工 その他市民の避難誘導

余震による二次災害等、本部長が市民の避難誘導を行う必要があると認めた場合は、社会教育班は、府警察（柏原警察署）の協力を得るとともに、自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の住民組織等と連携して、市民の避難誘導を実施する。

才 避難誘導の方法

避難誘導にあたっては、できるだけ集団避難を実施するとともに、災害時要配慮者等の安否確認と誘導に配慮する。

- 避難の順序は、緊急避難の必要のある地域から行うものとし、災害時要配慮者及びこれらに必要な介助者を優先して行う。
- 避難の経路については、あらかじめ選定した経路の安全を確認し、危険箇所には表示、なわ張り等を行うほか、要所に誘導員を配置して事故防止に努める。
- 夜間においては、照明器具を携行した誘導員を配置するとともに、できるだけ、投光機、照明器具を使用し、避難方向を照射する。
- 浸水地等においては、必要に応じ船艇、ロープ等の資機材を配置して、誘導の安全を期する。
- 避難のための輸送は、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者が自力で立ち退き不可能な場合や避難先が遠い場合等は、必要に応じ車両、船艇等によって実施する。なお、震災時は、徒步によって避難することを原則とする。

（4）避難の解除

災害に伴う危険が解消したと認められた場合、避難勧告・指示の伝達と同様に、速やかに避難の解除を指示し、その旨を公示する。

4 広域避難場所の運営

関係各班は、大阪府等施設管理者と協力して広域避難場所を運営する。運営方針は、避難所運営に準じる。

総括班は、市街地大火災等により、避難所となるべき施設の多くが被災し、市内で避難者を受入れできない時は、ただちに市外の避難所を確保するために、近隣市町等に避難者の受入れを要請する。

上記の場合、一時的に屋外で避難生活を送ることが予想されるため、次の措置を講じる。

- 避難行動要支援者を優先的に利用可能施設に受入れる
- 自衛隊へ要請し屋外にテントを設営する
- 民間事業者からのテントの借り上げ等を行う

第2 避難行動要支援者への支援

1 避難行動要支援者の被災状況の把握等

（1）避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握

ア 安否確認・避難誘導

福祉班は、発災時等においては、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、「避難行動要支援者支援プラン」に基づき、民生委員・児童委員はじめ地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、在宅要援護高齢者、障害者その他の避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等を行うとともに、単独での避難行動に支障があると認

められる者の避難誘導を実施する。

また、被災により保護者を失う等保護が必要となる児童の迅速な発見、保護を行う。

(2) 被災状況の把握

福祉班は、所管する社会福祉施設等の施設設備、入所者、職員及び福祉関係スタッフ等の被災状況を迅速に把握する。

2 福祉ニーズの把握

福祉班は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズを迅速に把握する。

3 被災した避難行動要支援者への支援活動

避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、避難行動要支援者に十分配慮するものとする。特に避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、情報の提供についても、十分配慮する。

(1) 在宅福祉サービスの継続的提供

福祉班は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、避難行動要支援者本人の意思を尊重して対応する。

また、福祉班は、被災した児童やその家族の心的外傷後ストレス障害（P T S D）等に対応するため、心のケア対策に努める。

(2) 避難行動要支援者の施設への緊急入所等

福祉班は、被災により、居宅、避難所等では生活できない避難行動要支援者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送れるよう、支援を行う。

4 その他避難誘導にあたっての留意点

福祉班は、避難行動要支援者の避難誘導にあたっては、次のとおり実施する。

- 家族介護等で避難することができないが避難所において生活できる人は、一般の避難所に受け入れる
- 家族介護等で避難することができず避難所において生活できない人は、福祉避難所に受け入れる
- 家族介護等で避難はできるが避難所において生活できない人は、福祉避難所に受け入れる
- 寝たきり等施設での生活が必要な人は、老人福祉施設での対応を要請する
- 日本語を解さない外国人に対しては、ボランティア等の協力により外国語による広報活動を行う
- その他、市民は、地域の災害時要配慮者に留意し、安全に避難できるよう相互に協力する
- 学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う

第3 避難所の開設・管理

市は、災害が発生したとき、避難所を供与し、居住の確保、食糧、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境を確保する。

また、災害による家屋の浸水、損壊、滅失により避難を必要とする市民を臨時に受け入れることのできる避難所を開設する。

1 指定避難所の開設

避難受け入れが必要な場合は、避難施設の安全性や、ライフラインや道路の途絶等の状況を踏まえ、避難所を開設することの適否を検討し、速やかに指定避難所を開設する。

(1) 指定避難所の開設基準

- ア 震度5弱以上を観測した場合は、あらかじめ選定した指定避難所全てを開設する。
- イ 緊急を要する自主的な避難があったとき
- ウ 避難準備情報、避難勧告及び避難指示を発令したとき、その他本部より指令があったとき

(2) 避難受け入れの対象者

- ア 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること
- イ 現に災害を受けた者であること
- ウ 避難勧告・指示の出た地域の住民であること
- エ 避難勧告・指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合
- オ その他避難が必要と認められる場合

(3) 指定避難所の開設方法

- ア 原則として各課避難所担当職員が開設する。災害の状況等によっては、施設管理者等の協力を得て、開設する。
- イ 指定避難所を開設する場合は、速やかに施設を点検のうえ、安全を確認後開設する。
- ウ 開設後は、指定避難所に留まり、施設管理者の協力を得て避難所運営を行う。
- エ 男女双方の視点に配慮し、適切な環境づくりに留意する。

(4) 福祉避難所の開設

福祉班は、指定避難所において、災害時要配慮者等の避難生活維持が困難と認められる場合は、必要に応じて、福祉避難所を開設する。

(5) 臨時の避難所

指定避難所以外に臨時に避難者を受け入れる施設が必要な場合は、当該施設管理者の協力を得て臨時の避難所として開設する。なお、臨時の避難所を開設する場合は、社会教育班から職員を派遣して開設し、開設後は、指定避難所と同等に扱う。

- ア 指定避難所の受け入れ能力を越える避難者が生じた場合は、他の公共宿泊施設、民間施設等の管理者に対し、臨時の避難所としての施設の提供を要請する。また、他の公共宿泊施設、民間施設等の管理者に対する要請が困難な場合は、知事に要請し、必要な施設の確保を図る。

イ 指定避難所以外の施設に避難者が集結した場合は、避難者に対して指定避難所に避難するよう指示するが、指定避難所にスペースがない場合は、当該施設管理者の同意を得たうえで、臨時の避難所として開設する。

(6) 災害時要配慮者への配慮

避難所の開設にあたっては、避難支援等関係者の協力を得て、災害時要配慮者に配慮するとともに、被災地以外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、宿泊施設等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

(7) 関係機関への通知

総括班は、直ちに指定避難所開設の状況を知事に報告する。

資料55 避難者名簿、資料56 避難所状況報告書、資料57 食糧依頼伝票

資料58 物資依頼伝票、資料59 物資受払簿

2 指定避難所の管理・運営

各課避難所担当職員は、施設管理者の協力を得て、指定避難所を運営・管理するが、自主防災組織等を中心とした指定避難所内の住民組織の自主的な活動によって、指定避難所の運営が行われるよう支援する。

(1) 管理責任者

指定避難所の管理責任者は、当該施設の管理者又は指名された者とする。

(2) 運営主体

自主防災組織等を中心とした住民組織が自主的な活動で運営する。

(3) ボランティアの役割

ボランティアは、管理責任者及び避難者の代表と協議しながら、指定避難所運営を補助する。

(4) 指定避難所の管理

ア 避難者の把握

管理責任者は、避難者カードを配布・回収し、避難者の実態を把握するとともに、これを基に避難者受入れ記録簿を作成する。

イ 食料、生活必需品等の請求、受取、配布

管理責任者は、指定避難所全体で集約された、食料、生活必需品、その他物資の必要数を社会教育班を通じて調達班に報告し、調達を要請する。

また、到着した食料や物資を受け取った場合は、住民組織、一般ボランティア等の協力を得て配布する。

ウ 情報等の掲示

避難者の不安感の解消と指定避難所内の秩序の維持のため、応急対策の実施状況・予定等の情報、避難者心得等を掲示する。

エ 生活環境への配慮

管理責任者は、指定避難所生活の長期化に対応して、避難者のプライバシー保護、テレビ等の生活機器の確保、入浴支援の実施など生活環境の整備に努める。

オ 相談窓口の設置

避難者の不安感等を解消するため、指定避難所内に相談窓口を設置する。

力 災害時要配慮者への配慮

管理責任者は、指定避難所を開設した場合、住民組織や一般ボランティア等の協力を得て、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要配慮者を把握し、これらの者に対して健康状態等について聞き取り調査を行う。

管理責任者は、調査の結果に基づき、これらの者が必要とする食料、生活必需品等の調達を社会教育班を通じて調達班に要請するほか、指定避難所内でも比較的落ち着いた場所を提供するなどの配慮を行う。

スロープが設置されていない施設の管理責任者は、必要に応じて仮設スロープを設置する。

福祉仕様のトイレが設置されていない施設の管理責任者は、必要に応じて仮設トイレの設置・増設などの対応策について福祉班と協議する。

必要に応じて老人福祉施設、病院等への入所、被災地域外への避難等が行えるよう福祉班と協議する。

3 指定避難所の解消及び集約

(1) 避難所の早期解消のための取組み等

市は、府と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、避難所の早期解消に努める。

また、市は、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。

なお、府、市、関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、避難所に滞在する被災者の低減に向けた方策を検討する。

(2) 避難所の集約及び解消

施設の本来機能を回復するため、また、当該施設がほかの災害対策活動拠点として使用するため、総括班は社会教育班とともに、複数の避難所を1箇所に集約するなどの集約を行う。

また、災害が落ち着き、避難者が帰宅できる状態になった場合は、指定避難所を閉鎖する。なお、家屋の倒壊等によって、帰宅が困難な避難者がいる場合は、指定避難所の規模を縮小し存続させるなど必要な措置を講じる。

ア 総括班は、本部長から集約、閉鎖及び縮小の指示があった場合は、その旨を広報班を通じて避難者等に周知する。

イ 管理責任者は、指定避難所を閉鎖した場合、その旨を総括班に報告するとともに、施設管理者にも報告する。

ウ 総括班は、指定避難所を閉鎖した場合は、その都度知事に報告する。

第4 広域一時滞在

総括班は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、柏原市外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合において、市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては府に対し当該他の都道府県と

の協議を求める。

第9節 市有施設、空地等の運用

災害時においては、市有施設や空地は救援活動拠点、物資輸送拠点、災害廃棄物仮置場、応急仮設住宅建設用地まで、利用目的や需要が時系列に変化していく。このため、限られた資源を有効に活用するため、時系列に変化していく利用需要を調整しながら、必要度の高いものから利用方法を決定していく必要がある。

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日				
		1	3	6	12	1	3	7	14	30
総括班	市有施設、空地等の現況把握									
各班・防災関係機関	利用ニーズの申請									
総括班	施設・空地利用の調整・管理									

第1 市有施設、空地等の現況把握

総括班は、庶務班、都市計画班と協力しながら、市有施設（指定避難所施設含む）のほか府有施設等公共施設、あらかじめ想定しておいた市域内の空地（民有地含む）について、各班から情報提供を受け、被災状況を把握・整理する。これら把握した情報については、市有施設（地）、府有施設（地）、国有施設（地）、民有施設（地）別に、平時の用途、位置、面積等を整理する。

第2 利用ニーズの申請

各班及び防災関係機関は、総括班に対して、必要とする施設及び空地について望ましい面積、場所、利用目的などを申請する。なお、総括班は、各機関からの利用要望の内容が時間とともに変化することを考慮する。

用途	機能	特性
緊急避難	<ul style="list-style-type: none">・発災直後、身の安全を守る場・近隣の救助活動の拠点・大規模火災等から身の安全を守る	<ul style="list-style-type: none">・被災者にとって最も身近で安全なスペース・天井は必ずしも要らない
救援活動拠点	<ul style="list-style-type: none">・自衛隊、緊急消防援助隊等の外部からの応援部隊の活動拠点・災害時要臨時離着陸場	<ul style="list-style-type: none">・中～大規模なオープンスペース・自衛隊であれば多少傾斜があっても利用可能・コンクリートよりも自然地面の方が望ましい
輸送拠点	<ul style="list-style-type: none">・物資の受け入れ、集積、避難所への配達拠点（空地ではなく、施設の方が望ましい）	<ul style="list-style-type: none">・接道状況のよい場所・天井、壁が必要・できるだけ居住地から離れたところ
災害廃棄物仮置場	<ul style="list-style-type: none">・災害廃棄物の仮置場・避難所等からの生活ごみの仮置場	<ul style="list-style-type: none">・長期的な使用が可能なスペース
仮設住宅建設用地	<ul style="list-style-type: none">・仮設住宅の建設	<ul style="list-style-type: none">・ライフルイン・長期的な使用が可能なスペース

第3 施設・空地利用の調整・管理

総括班は、各班の施設・空地利用ニーズをもとに、あらかじめ定めていた空地利用の優先順位を考慮しながら、施設・空地の利用を調整し、施設・空地利用申請者にその調整結果を通知する。

また、時系列に応じて施設・空地利用ニーズを把握し、適宜、利用目的を変更していく。施設・空地利用した各班及び防災関係機関は、その利用状況や撤去等の情報を総括班に報告する。

この際、施設の利用ニーズに応じて、必要に応じて指定避難所を集約するなどにより、必要な施設スペースを確保する。

第10節 緊急物資の供給

市は、被災者の生活の維持のため必要な食糧、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関と相互に協力するよう努める。

なお、被災時に物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮する。

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。

供給すべき物資が不足し、調達する必要があるときは、府を通じて、物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）又は非常本部等に対し、物資の調達を要請する。

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日				
		1	3	6	12	1	3	7	14	30
上水道班	被害状況の収集・把握									
	給水の実施									
	広報									
	応援要請									
調達班	食料の必要量の把握									
	食料の確保・供給									
	生活必需品の必要量の把握									
	生活必需品の確保・供給									
	物資の緊急輸送拠点の設置									
	緊急輸送拠点の運営									
各課避難所担当職員	炊き出しの実施									

第1 給水活動

飲料水の確保が困難な市民に対し、最小限度必要な量の飲料水を供給するよう努める。

1 被害状況の収集・把握

上水道班は、地震発生後、なるべく早期に次の情報を集約・整理して被害の範囲・規模を把握する。

- (1) 浄水場、配水池等の状況を確認し、貯水量の把握を行う。
- (2) 大阪広域水道震災対策中央本部及びブロック本部と連絡をとり、被害状況と供給量の確認を行う。
なお、大阪広域水道震災対策中央本部は、大阪府で震度5弱以上を観測した場合に設置される。
- (3) 各給水区域の断水状況の収集・把握を行う。

2 給水の実施

上水道班は、把握した情報に基づき応急給水計画を作成し、応急給水を実施する。

(1) 目標量

被災者 1人あたり 1日 3 リットルを目標として供給し、応急復旧の進捗にあわせ順次供給量を増加する。

(2) 給水方法

ア 給水拠点における給水

浄水場、配水池を給水拠点として、給水を実施する。

イ 給水車による給水

指定避難所、病院、学校等で水槽又は容器を備えてある場所については、給水車による給水を実施する。

また、浄水場、配水池が被災した場合は、給水車を給水拠点として給水を実施する。

ウ トラックによる給水

指定避難所、病院、診療所、産院等で水槽又は容器を備えていない場所、小規模の指定避難所等については、ポリエチレン容器等による給水を実施する。

エ 応急仮設配管による給水

関連業者等の協力を得て、応急仮設配管の敷設、共用栓の設置を行い、給水を実施する。

オ ボトル水・缶詰水の配布

カ 給水用資機材の調達

必要により給水用資機材を調達する。

(3) 応急給水実施の優先順位

病院等の緊急に水を要する施設や、高齢者、障害者等の施設には優先的に給水車を配備し、臨時給水栓をそれらの近くに設置する。

(4) 飲料水の水質検査

給水にあたっては、水質検査を実施する。

3 広報

上水道班は、市民の不安を和らげるため、広報班を通して情報提供を積極的かつきめ細かく行う。

(1) 手段

ア 広報車

イ 広報誌

ウ 報道機関（テレビ、新聞、ラジオ等）

エ 自治会

オ インターネット（市ホームページ）

(2) 広報内容

ア 給水時間及び給水場所

イ 断水の解消見込み

ウ 水使用上の注意点

エ その他必要な情報

4 応援要請

市単独で十分な給水活動を実施することが困難な場合は、上水道班から大阪広域水道震災対策中央本部又はブロック本部、他の市町村等に応援を要請し、総括班に報告する。

第2 食料の供給

避難者、被災者等に対する食料を確保し、炊き出しその他によって応急供給を実施するよう努める。

1 食料供給の対象者

- (1) 指定避難所に受け入れされた者
- (2) 被災によって調理ができない者
- (3) 旅行者、市内通過者等で他に食料を得る手段のない者
- (4) 職員、応援職員

2 必要量の把握

調達班は、食料供給の対象者数から必要な数量を把握するとともに、指定避難所ごとの必要量も算定し、供給計画を作成する。

3 食料の確保

調達班は、供給計画に基づき、備蓄食料や調達によって確保する。

(1) 備蓄食料

市が保有する災害用備蓄物資は、資料編のとおりである。

資料45 防災備蓄品一覧表

(2) 調達食料

協定業者等から調達するとともに流通状況に応じ、その他の業者からも調達する。

また、市において食料の調達が困難な場合は、調達班を通じて府、他の市町村等に応援を要請する。なお、調達班は、他の市町村、農林水産省、近畿農政局（大阪地域センター）に応援要請した場合は、府に報告する。

4 供給方法

各課避難所担当職員は、指定避難所内住民組織、地域各種団体、一般ボランティア等の協力を得て、被災者に不安を抱かせないよう迅速に食料を供給する。なお、供給にあたっては供給品目、数量等を明らかにし、被災者間に不公平が生じることのないよう適切に実施する。

5 炊き出しの実施

各課避難所担当職員は、必要に応じて炊き出しを実施する。

(1) 炊き出しの方法

ア 炊き出しは、指定避難所内の住民組織、ボランティア、地域各種団体、自衛隊等の協力を得て実施する。

イ 炊き出しの実施については、避難状況、ライフライン復旧状況及び協力体制の整備状況を勘案して決定する。

ウ 福祉班は、他団体等からの炊き出しの申し出については、調整のうえ受入れる。

(2) 炊き出しの場所

炊き出しは、指定避難所など適当な場所において実施する。なお調理施設がない、又は利用できない場所においては、調達班を通して応急的な調理施設及び資機材の確保に努める。

第3 生活必需品の供給

被災者に対し寝具、被服等の生活必需品を迅速かつ的確に供給するよう努める。

1 生活必需品供給の対象者

住家に被害を受け、生活必需品を失い、必要最小限の日常生活を営むことが困難な者

2 供給する生活必需品の内容

被災者の実情に応じて次に掲げる品目を中心に現物供給するが、これに限らず、被災の状況や時間の経過、季節、男女双方の視点等被災者の需要に応じて、適宜必要な物資を調達・供給する。

- 寝具———毛布等
- 衣服———肌着等
- 炊事道具———炊飯器、鍋、包丁等
- 食器類———茶碗、皿、箸等
- 保育用品———ほ乳瓶、おむつ等
- 光熱材料———マッチ、ローソク等
- 衛生用品———生理用品、高齢者用おむつ等
- 日用品———石鹼、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、ちり紙等
- 要介護高齢者・障害者等用介護機器、補装具———車椅子、杖、補聴器等

3 必要量の把握

調達班は、生活必需品供給の対象者数から必要な数量を把握するとともに、指定避難所ごとの必要量も算定し、供給計画を作成する。

4 生活必需品の確保

調達班は、供給計画に基づき、備蓄品や調達によって確保する。

(1) 備蓄品

市が保有する災害用備蓄物資は、資料編のとおりである。

資料45 防災備蓄品一覧表

(2) 調達品

協定業者等から調達するとともに流通状況に応じ、その他の卸売業者、小売販売業者からも調達する。

また、市において生活必需品の調達が困難な場合は、総括班を通じて府、他の市町村等に応援を要請する。なお、総括班は、他の市町村、日本赤十字社大阪府支部に応援要請した場合は、府に報告する。

5 供給方法

各課避難所担当職員は、指定避難所内住民組織、地域各種団体、一般ボランティア等の協力を得て、被災者に不安を抱かせないよう迅速に生活必需品を供給する。なお、供給にあたっては供給品目、数量等を明らかにし、被災者間に不公平が生じることのないよう適切に実施する。

第4 物資の緊急輸送拠点の設置・運営

大規模な災害が発生し、市域全域にわたって避難所の開設等を行った場合は、物資の緊急輸送拠点を設置し、物資の集積・供給等を行う。

1 物資の緊急輸送拠点の設置

(1) 設置基準

総括班は、大規模な災害が発生し、市域全域にわたって避難所を開設した場合等で、設置が必要と認められる場合、物資の緊急輸送拠点を設置する。

(2) 設置場所

緊急輸送拠点は、柏原中学校及び国分中学校とする。

2 緊急輸送拠点の運営

(1) 物流専門家の確保

緊急輸送拠点においては、物資の受入れ・搬入、仕分け、保管管理、物資の配送等多様かつ高度な業務にわたることから、自治体職員やボランティアでは効果的な運営が難しい。このため、倉庫業者、物流事業者の協力を得て、物流の専門家を拠点に派遣してもらい、調達班と連携しながら、拠点の運営を行う。なお、一般ボランティアは避難所における物資の受取りに協力してもらうようにする。

《緊急輸送拠点運営のポイント》

物資拠点の運営は、市職員やボランティアのみで行わない。

混載の荷物は受け取らない（丁重にお断りする）

受取りの際には、必ず市職員が検品を行う。

拠点の保管能力（面積だけではなく人力も含めて）を上回る量の物資は受け取らない（翌日に改めて配送していただくなどを依頼する）

トラックで物資が運び込まれても、やみくもに荷卸し、保管するのではなく、種類別に分類しながら保管する。物資拠点運営の成否は、物資の保管の仕方で決まる。

物資の配分計画は市が立案、配分計画にもとづき避難所等への配送方法は物流専門家が立案する。

(2) 市の連絡体制

調達班は、緊急輸送拠点に職員を派遣する。派遣された職員は、調達班と物流専門家の連絡調整を果たすとともに、物資の配送管理等を物流専門家と協力しながら行う。

(3) 義援物資の配布

調達班は、送られてくる義援物資についても、緊急輸送拠点で仕分けし、避難所等に配布する。

3 物資の保管・搬送・仕分け方法

(1) 広報

調達班は、必要物資の確保及び仕分け作業がスムーズに行えるよう受入れ品目を限定し、広報班を通じて次のことを広報する。

- 小口の救援物資は受け入れず大口の救援物資のみ受け入れること
- 荷物の中身がわかるように物資名及び数量を明確に表示すること
- 複数の品目をひとつの箱に梱包しないこと
- 腐敗する恐れのある食料、薬品、危険物等を送らないこと

(2) 救援物資の保管・搬送・仕分け

調達班は、府及びその他の市町村等からの物資は、あらかじめ定めた緊急輸送拠点に受入れ保管し、仕分けのうえ各避難所へ搬送する。

救援物資の保管・仕分けは、物流専門家を中心となって必要に応じて一般ボランティアを活用しながら行う。

(3) 配分

調達班は、社会教育班と連携し、避難所等の避難者の状況を踏まえ、迅速に配分基準を定め、早期に被災者（自宅避難者を含む）への配分計画を立案する。

立案した配分計画を緊急輸送拠点に伝達し、緊急輸送拠点では、配分計画に基づき、物資の配送計画を立案した上で、仕分け・配送を行う。

4 救援物資提供の際の市民・企業等の配慮

被災地に救援物資を提供しようとする市民・企業等は、被災地のニーズに応じた物資提供とするよう、また、梱包に際して品名を明示する等、被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送ができるよう十分に配慮した方法で行うよう努める。

調達班は、市民・企業等が被災地のニーズに応じた物資提供ができるよう府と連携して救援物資のニーズ等を把握し、的確に広報を実施するよう努める。また、被災地で必要としていない物資を明確にし、不要なものが提供されないよう周知する。

第11節 緊急輸送活動

消火・救助・救急、医療活動、緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の確保に努める。

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日				
		1	3	6	12	1	3	7	14	30
土木水防班	緊急交通路の決定と確保									
	陸上輸送燃料等の確保									
総括班	緊急交通路の周知									
	航空輸送基地の確保									
	航空輸送手段の確保									
	八尾土木事務所、府警察（柏原警察署）との相互連絡・協議									
庶務班	陸上輸送手段の確保									
府警察（柏原警察署）	交通規制の実施									
	交通規制の標識等の設置									
広報班	交通規制の広報									

第1 陸上輸送

道路啓開等によって緊急交通路を確保するとともに、輸送手段も確保し、緊急物資等の陸上輸送を行う。

1 緊急交通路の確保及び交通規制の実施

（1）被害情報等の収集及び緊急交通路の指定

土木水防班、府、府警察（柏原警察署）及び道路管理者は、連携して災害の規模、道路の損壊状況、交通状況等について、迅速かつ正確な情報収集に努め、その結果を相互に連絡する。

特に、緊急交通路に選定されている「重点14路線」及び高速自動車国道等に対しては、緊急交通路の指定に向けた道路状況の確認を行うとともに、府警察（柏原警察署）は、交通規制の実施に伴う道路管理者との連絡・調整を行う。

（2）緊急交通路の指定に係る各関係機関の役割

府警察（柏原警察署）は、災害応急対策を迅速かつ的確に行うため、前記重点14路線以外の路線において緊急交通路を指定する必要がある場合には、府、市（土木水防班）道路管理者と協議し、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、緊急通行車両等の通行を確保すべき緊急交通路を選定する。

土木水防班、府、府警察（柏原警察署）及び道路管理者は、当該緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡する。

ア 道路管理者（土木水防班、府等）

（ア）点検

土木水防班は、使用可能な緊急交通路を把握するため、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を府及び府警察（柏原警察署）に連絡する。

（イ）通行規制

土木水防班は、道路の破損、欠損等により交通が危険であると認められる場合、あるいは被災道路の応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には、府警察（柏原警察署）と協議し、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限する。

（ウ）緊急交通路の道路啓開

土木水防班は、緊急交通路を確保するため、市道上の倒壊障害物の除去、移動や、放置車両の移動を、民間建設業者等の協力を得て実施し、早期の道路啓開に努める。作業にあたっては、府警察（柏原警察署）他の道路管理者と相互に協力する。

イ 府警察（柏原警察署）

（ア）交通管制

被災区域への車両の流入抑制及び緊急交通路を確保するための信号制御等の交通管制を行う。

（イ）緊急交通路における交通規制の実施

「重点14路線」及び高速自動車国道等に対する緊急交通路の指定を実施し、緊急通行車両等以外の車両に対する通行禁止の交通規制を実施する。

2 緊急交通路の周知

（1）関係各部及び関係機関への連絡

総括班は、使用可能な緊急交通路について、関係各班及び関係機関に連絡する。また、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡する。

（2）市民への周知

広報班は、緊急交通路への一般車両の進入を防止し、緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、市民へ周知する。

3 輸送手段の確保

庶務班は、避難者、災害応急対策の実施に必要な人材や資機材等を輸送するため、市の所有する車両を活用するほか、運送業者等の車両を調達し、緊急用物資や災害復旧資機材等の緊急輸送体制を確保する。

（1）輸送車両等の確保

ア 庶務班は、市が所有する全ての車両の集中管理を行う（ただし柏原羽曳野藤井寺消防組合、医療班、上水道班の車両を除く）

イ 車両が不足する場合は、府を通じて大阪府トラック協会から車両の提供を依頼する。

（2）緊急通行車両等の確認

ア 事前届出済の車両

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、事前届出済証の交付を受けている車両については、直ちに緊急通行車両の確認申請を行い、事前届出を行った府警察署（柏原警察署）で緊急通行車両標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受ける。

イ 地震発生後の届出

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、総務対策部車両班が民間借り上げ等によつて調達した車両については、直ちに自動車検査証等の必要書類を大阪府知事又は大阪府公安委員会に提出し、緊急通行車両としての確認申請を行う。

(3) 車両の運用

庶務班は、各部の要請に基づき使用目的に合わせた適正配車に努める。また、常に配車状況を把握し、各班の要請に対応する。

なお、緊急通行車両標章は、車両前面の見やすい位置に掲示し、確認証明書は車両に備え付ける。

4 輸送燃料等の確保

土木水防班は、支援要請として被害状況・応急復旧規模、業者委託の情報を調達班に提供する。調達班は、建設重機・復旧資材といった資機材、軽油・ガソリンといった燃料、登録業者といった外部人材等の必要な資源の情報を提供する。

資料38 市有車両一覧、資料39 緊急通行車両確認証明書、資料40 緊急通行車両標章

第2 航空輸送

状況に応じ、陸上輸送を補完する活動として、航空輸送を行う。

1 輸送基地の確保

(1) 総括班は、あらかじめ設定した災害時用臨時離着陸場のほか、緊急に離着陸場が必要な場合には、次の点に留意して選定する。

- ア 地盤は、堅固な平坦地のこと
- イ 地面斜度が6度以内のこと
- ウ 二方向以上からの離着陸が可能であること
- エ 離着陸時に、支障となる障害物が周辺にないこと
- オ 車両等の進入路があること
- カ 離着陸（発着）のため必要最小限度の地積が確保できること

【必要最小限度の地積】

- ・大型ヘリコプター：100m四方の地積
- ・中型ヘリコプター：50m四方の地積
- ・小型ヘリコプター：30m四方の地積

(2) 総括班は、選定した災害時用臨時離着陸場における障害物の有無等、利用可能状況を府に報告する。

(3) 総括班は、府及び大阪市消防局、府警察（柏原警察署）、自衛隊等と協議し、開設する災害時用臨時離着陸場を指定する。

2 輸送手段の確保

総括班は、府と連携するとともに、大阪市消防局、府警察（柏原警察署）、自衛隊等の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

第3 交通規制

府公安委員会、府警察（柏原警察署）との連携のもと、交通の混乱を最小限度にとどめ、被災者の安全な避難と緊急通行車両の通行を確保するため、交通規制を実施する。

1 交通規制の実施責任者

災害によって、交通施設、道路等の危険な状況が予想され、又は発見したとき若しくは通報によって認知した場合は、次の区分により、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限を行うが、道路管理者及び府警察（柏原警察署）は、密接な連携のもとに適切な措置を講じる。

【交通規制の実施責任者及び範囲】

区分	実施責任者	範 囲	根 拠 法
道路管理者	国土交通大臣 知事 市長	1 道路の破損、欠壊その他の事由によって、危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合	道路法 第46条第1項
警察	公安委員会	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認められるとき	災害対策基本法 第76条
		道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため	道路交通法 第4条第1項
	警察署長	道路交通法第4条第1項に規定する交通規制のうち、適用期間が短いもの	道路交通法 第5条第1項
	警察官	道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合	道路交通法 第6条第2項
		道路の破損、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通法 第6条第4項

2 道路管理者による交通規制

府警察（柏原警察署）との密接な連携のもとに、交通規制を実施する。

(1) 市の管理道路

道路の破損、決壊等によって交通が危険であると認められる場合、又は被災道路の応急復旧等の措置を講じる必要がある場合には、八尾土木事務所、府警察（柏原警察署）に協議・報告を行い、道路法に基づく通行の禁止又は制限を実施する。

(2) 国、府の管理道路

国、府の道路管理者は、関係機関相互の協議・報告によって、道路の通行の禁止又は、制限を実施する。

(3) 西日本高速道路株式会社の管理道路

防災業務要領に基づき、関係機関相互の協議、通知等によって交通規制を実施する。

3 府公安委員会、府警察（柏原警察署）による交通規制

災害応急対策活動を実施するため必要があると認めるときは、指定避難所・避難場所の状況、道路の被害程度等を考慮して決定した緊急交通路について、緊急通行車両以外の車両の通行禁止・制限等の交通規制を行う。

4 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることによって災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認める場合は、災害対策基本法第76条の3に基づき車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じる。

また、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官及び消防吏員は、災害対策基本法第76条の3に基づき警察官がその場にいない場合に限り、自らの緊急通行車両の通行のため、同様の措置を講じる。

5 相互連絡

総括班は、八尾土木事務所、府警察（柏原警察署）と被災地域の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制を必要とする場合には、事前に道路の通行、制限の対象、区間、理由等を相互に協議する。

6 交通規制の標識等の設置

道路管理者、府公安委員会及び府警察（柏原警察署）は、車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急的かつ一時的な場合を除き、法令の定めに基づき、禁止又は制限の対象、区間、期間等を表示した道路標識等を設置する。

7 広報

広報班は、道路における車両の通行禁止等の交通規制の措置を講じた場合には、前記措置のほか、府警察（柏原警察署）報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、その状況を連絡するとともに、市民に対しても、規制内容、迂回路等について広報する。

第12節 二次災害の防止

市は、府等関係機関と連携し、地震の余震や大雨等による地すべり、がけ崩れ、建築物の倒壊、土砂災害等の二次災害に備え、防止対策を実施する。

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日				
		1	3	6	12	1	3	7	14	30
土木水防班	道路・橋梁の対策実施									
	河川、水路、ため池の対策実施									
	土砂災害危険箇所等の対策実施									
都市計画班	公共建築物の対策実施									
	民間建築物の対策実施									
	応急危険度判定の実施									
	宅地の危険度判定の実施									
柏原羽曳野藤井寺消防組合	危険物施設の点検、応急措置									
	危険物施設の避難及び立入制限									
	放射性同位元素に係る施設等の点検、応急措置									
	放射性同位元素に係る施設等の避難及び立入制限									
広報班	避難等に関する広報									

第1 公共土木施設等

市は、府等関係機関と連携し、二次災害を防止するため、公共土木施設や危険箇所の被害状況を把握し、必要に応じて応急措置を講じる。特に、人命に関わる重要施設に対しては、早急に復旧できるよう体制等を強化する。また、著しい被害を生じる恐れがある場合は、速やかに関係機関や市民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

1 道路・橋梁の対策実施

土木水防班は、道路・橋梁の被害状況等を把握し、道路交通を確保するとともに、応急復旧を実施する。

(1) 被害状況の把握

土木水防班は、災害発生後直ちに道路の巡回パトロールを実施し、道路・橋梁の被害状況、障害物等の状況を把握するとともに、危険箇所の早期発見に努める。

また、参集途上の職員の情報、各班による被害情報、市民からの情報等によって、道路の被害状況を的確・迅速に把握する。

(2) 他の道路管理者への通報

市道以外の道路が損壊等によって通行に使用をきたしている場合は、総括班を通じて当該道路管理者（大阪国道事務所、八尾土木事務所、西日本高速道路株式会社）に通報し、応急措置の実施を要請する。

(3) 避難及び立入制限

著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに広報班を通じて関係機関及び市民に連絡するとともに、必要に応じて適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

(4) 道路上の障害物の除去及び処理

土木水防班は、緊急通行車両等の通行及び応急活動に支障をきたす道路上の障害物を除去し適切な処理を行う。放置車両の移動にあたっては、緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令し、運転者が不在の時などの場合は、土木水防班が車両を移動する。その際、やむを得ない場合は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分が可能である。

(5) 応急措置

被害を受けた市道について優先順位の高いものから障害物の除去、仮復旧措置を講じる。なお、市道以外の道路については、事態が緊急を要し、当該道路管理者による応急措置を待ついとまのない場合は、必要最小限度の範囲で応急措置を講じるとともに、当該道路管理者にその旨を報告する。

また、市単独での道路の応急措置が困難な場合は、総括班を通じて近畿地方整備局（大阪国道事務所）及び府（八尾土木事務所）に対し応援を要請する。

2 河川、水路、ため池の対策実施

土木水防班は、河川、水路、ため池の被害状況等を把握し、応急排水及び応急復旧を実施する。

(1) 被害状況の把握

土木水防班は、災害発生直後直ちに河川、水路、ため池等の巡回パトロールを実施し、護岸、橋脚の被害状況、河川工事等施行箇所では仮設物等に掛かる浮遊物などの障害物の状況、ため池の被害状況を把握するとともに、危険箇所の早期発見に努める。

また、参集途上の職員の情報、各班による被害情報、市民からの情報等によって、河川、水路、ため池等の被害状況を的確・迅速に把握する。

(2) 河川管理者、ため池管理者への通報

所管施設以外の被害や障害物等を発見した場合は、総括班を通じて当該施設管理者（近畿地方整備局大和川河川事務所、八尾土木事務所、大阪府中部農と緑の総合事務所、ため池管理者）に通報し、応急措置の実施を要請する。

水防管理者、ため池等管理者、水防団長又は消防長は、堤防その他の施設が決壊した時は、直ちにその旨を現地指導班長（八尾土木事務所、大阪府中部農と緑の総合事務所）、柏原警察署長及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告する。

(3) 避難及び立入制限

著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに広報班を通じて関係機関及び市民に連絡するとともに、必要に応じて適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

(4) 応急措置

土木水防班は、障害物の除去、応急排水、被害を受けた堤防、護岸、水門等の仮復旧措置を速やかに実施するとともに、所管施設以外の応急措置に協力する。

また、市単独での応急措置が困難な場合は、総括班を通じて府に対し応援を要請する。

3 土砂災害警戒区域等の対策実施

土木水防班は、府等関係機関と連携し、急傾斜地崩壊や、土石流、地すべり等の土砂災害が発生した場合に、その被害の拡大を防ぎよし、軽減を図るため、必要な情報の収集・伝達や雨量の測定、斜面等の危険度判定を実施する。

総括班は、土木水防班からの情報等をもとに、避難の勧告・指示等、警戒避難対策を的確に実施する。

(1) 情報の収集及び伝達

土木水防班は、関係機関との緊密な連携のもと、災害情報の収集・伝達を実施する。

ア 危険箇所の早期発見

土木水防班は、災害発生後直ちに土砂災害警戒区域等の巡回パトロールを実施し、危険箇所の早期発見に努める。

また、参集途上の職員の情報、総括班による被害情報、市民からの情報等によって、土砂災害警戒区域等の状況を的確・迅速に把握する。

なお、職員の安全確保には十分に留意をしながら実施することとする。

イ 砂防施設、治山施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

市及び施設管理者は、土砂災害により施設が被災した場合は、被害状況の把握に努めるとともに、その旨を直ちに関係機関に報告する。

ウ 前兆現象等の把握

土木水防班は、地震及び特別警報及び大雨注意報・警報等が発表された場合又は土砂災害の発生が予想される場合、自主防災組織等住民の協力を得て、被害を受けやすい箇所等のパトロールを実施し、次の前兆現象その他必要な情報の収集に努める。

- 警戒区域、危険箇所及びその周辺の降雨量
- 斜面の地表水、湧水(濁り、枯渇等)、亀裂状況
- 斜面及び斜面上下段の竹木等傾倒状況
- 斜面の局地的崩壊
- 渓流、ため池、水田等の急激な減水
- 人家等建物の損壊状況
- 市民及び滞留者数
- その他必要な情報

エ 伝達情報の内容

土木水防班は、広報班を通じて土砂災害警戒区域等の地域住民に対し、的確な情報を広報・伝達するものとし、伝達する情報は次のとおりとする。

- 気象予警報等の情報
- 降雨量の状況
- 前兆現象の監視、観測状況の報告
- 避難の勧告・指示
- その他応急対策に必要な情報

オ 斜面判定士制度の活用

土木水防班は、二次災害の防止のため、必要に応じ、府に斜面判定士の派遣を要請し、土砂災害警戒区域等の点検巡視を行う。

(2) 避難対策の実施

ア 避難及び立入制限

土木水防班は、著しい被害を生じる恐れがある場合は、速やかに関係機関及び市民に連絡とともに、必要に応じて適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

イ 住民等への周知徹底

広報班は、市長が避難勧告、指示を行った場合、当該地域住民等に次の事項について、防災行政無線、広報車、ホームページ、エリアメール、緊急速報メール、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等により情報伝達を行うほか、警察官、消防団、自衛会（町会）等の協力を得て周知徹底を図り、避難者の誘導にあたるとともに、必要事項について府及び大阪府警察（柏原警察署）に報告する。

- 避難先
- 避難経路
- 避難時の注意事項

ウ 避難所の開設

総括班は、避難勧告又は指示を行う場合は、地域ごとに必要な指定緊急避難場所を選定し、あらかじめ定められた避難所担当職員に開設を指示する。

(3) 災害救助活動の実施

柏原羽曳野藤井寺消防組合は、土砂災害による人的被害が発生した場合、直ちに救助活動を実施する。なお、消防組合単独では救助活動を迅速かつ的確に実施することが困難な場合は、総括班を通じて大阪府警察（柏原警察署）又は府に応援を要請する。

(4) 府への報告

総括班は、土砂災害が発生した場合、被害状況の報告を大阪府危機管理室に対して行うとともに、八尾土木事務所に次の様式により報告を行う。

- 地すべり、急傾斜地災害報告
- 土石流、土砂流用災害報告

(5) 土砂災害警戒区域等の応急措置

土木水防班は、災害発生後直ちに土石災害警戒区域等の被害状況を調査し、八尾土木事務所と協力して必要に応じて応急措置を講じる。

資料52 地すべり・急傾斜地災害報告

資料53 土石流災害報告

第2 建築物

二次災害防止のため、都市計画班は、公共建築物の被害状況を早期に把握するとともに、民間建築物については被害概況等に基づき、府とともに被災建築物の応急危険度判定を実施する。

1 公共建築物の対策実施

都市計画班は、被害状況を早期に把握し、必要に応じて、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

2 民間建築物の対策実施

都市計画班は、総括班を通じて被害状況を府に報告するとともに、災害発生後、応急危険度判定実施が必要と認められる場合は、対象とする建築物、区域等を定めて、応急危険度判定を実施し、応急危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物の所有者等にその危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

3 応急危険度判定の実施

(1) 応急危険度判定作業の準備

都市計画班は、判定作業に必要な次のものを準備する。

- ア 住宅地図等の準備、割当区域の計画
- イ 応急危険度判定士受入れ名簿の作成
- ウ 判定実施マニュアル、調査票、判定標識、備品等の準備

(2) 調査の体制

派遣された被災建築物応急危険度判定士を中心として2人1組の判定チームを編成し、調査を実施する。

応急危険度判定チーム10チームで1班を構成し、班に被災建築物応急危険度判定コーディネーターが班長及び副班長を任命し、被災建築物応急危険度判定コーディネーター1名が最大5班を統括する。

(3) 判定結果の周知

判定結果については、判定ステッカーの貼付等によって、建築物の所有者等にその応急危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

4 宅地の危険度判定の実施

都市計画班は、総括班を通じて被害状況を府に報告するとともに、対象とする箇所の危険度判定を実施する。実施にあたって必要に応じ、府に被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により宅地の所有者等にその危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

第3 危険物施設等

爆発、漏洩等の二次災害を防止するため市、柏原羽曳野藤井寺消防組合及び関係機関は、危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒物・劇物施設保有する施設の管理者に対し、施設の点検及び必要な応急措置を講じるよう要請する。

1 施設の点検、応急措置

柏原羽曳野藤井寺消防組合は、爆発等の二次災害を防止するため、施設管理者に対し、施設の点検及び必要な応急措置を講じるよう要請する。

また、必要に応じて立入検査を行うなど適切な処置を講じる。

2 避難及び立入制限

柏原羽曳野藤井寺消防組合は、爆発等によって大きな被害が発生するおそれがある場合は、速やかに関係機関や市民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

第4 放射性物質（放射性同位元素に係る施設等）

放射線の漏洩及び放射性物質の飛散等の二次災害を防止するため市、柏原羽曳野藤井寺消防組合及び関係機関は、放射性同位元素に係る施設の管理者に対し、施設の点検及び必要な応急措置を講じるよう要請する。

1 施設の点検、応急措置

施設管理者に対し、放射線の漏洩及び放射性物質の飛散等を防止するため、施設の点検、応急措置、環境監視などを実施するよう要請する。

2 避難及び立入制限

施設の倒壊などによって放射性物質による被害が発生するおそれがある場合には、施設管理者に対し、速やかに関係機関や市民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施するよう要請する。

また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施するよう要請する。

第13節 ライフラインの確保

ライフラインに関わる事業者は、災害発生時における迅速な初動対応と被害拡大防止対策を実施する。災害により途絶したライフライン施設については、速やかに応急措置等を進めるとともに、応急供給、サービス提供を行う。

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日					
		1	3	6	12	1	3	7	14	30	後
上水道班	応急給水及び復旧										
広報班	上水道に関する広報										
下水道班	下水道施設の応急復旧										
広報班	下水道に関する広報										
関西電力(株)	電力供給施設の緊急対応の実施										
	電力の応急供給										
広報班	電力に関する広報										
大阪ガス(株)	ガスの応急供給及び復旧										
広報班	ガスに関する広報										
西日本電信電話(株)	通信の確保及び応急復旧										
広報班	通信に関する広報										

第1 上水道（市、大阪広域水道企業団）

上水道施設に被害が生じた場合は、応急給水に努めるとともに、ライフライン施設としての機能の維持・回復を図るため、速やかに応急復旧を実施する。

1 応急給水及び復旧

- (1) 上水道班は、飲料水の確保・応急復旧及び情報連絡に必要な人材、資機材等を確保する。
- (2) 上水道班は、給水車、トラック等によって、応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧に努める。
- (3) 上水道班は、被災状況、復旧の難易度を勘案しながら、医療機関、社会福祉施設等の給水重要施設へ優先的な応急給水、復旧を行う。
- (4) 上水道班は、被災状況等によっては、協定や要請に基づき、他の水道事業者及び関連業者に応援を要請する。

2 広報

上水道班及び大阪広域水道企業団は、広報班を通じて、水道施設の被害状況や給水状況を関係機関、

報道機関に伝達するほか、ホームページ上に応急復旧の状況等を掲載することで幅広い広報を実施する。

第2 下水道施設（市、府）

1 応急措置

（1）停電等によりポンプ場及びマンホールポンプ施設の機能が停止した場合は、排水不能がおこらなりよう、発動機によるポンプ運転を行う等必要な措置を講ずる。

（2）下水管渠の被害には、汚水、雨水の疎通に支障のないよう応急措置を講ずる。

（3）被害の拡大が予想される場合は、必要に応じて施設の稼働の停止又は制限を行うとともに、消防機関、府警察（柏原警察署）及び付近住民に通報する。

2 応急対策

（1）応急対策に必要な人材、資機材を確保する。

（2）被害状況に応じて、必要度の高いものから応急対策を行う。

（3）被害状況等によっては、協定や要請に基づき、他の下水道管理者から支援を受ける。

3 広報

下水道班は、広報班を通じて、生活水の節水に努めるよう広報するとともに、被害状況、復旧状況及び今後の見通しを関係機関、報道機関等に伝達し、広報する。

第3 電力供給施設（関西電力株式会社）

1 応急措置

感電事故、漏電火災など二次災害が発生する恐れがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講ずるとともに、府、消防機関、府警察及び付近住民に通報する。

2 応急供給

（1）電力設備被害状況、一般被害情報等の集約により総合的に被害状況の把握に努める。

（2）被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。

（3）緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。

（4）単独復旧が困難な場合は、協定に基づき応援を要請する。

3 広報

（1）二次災害を防止するため、断線垂下している電線には触れないこと、屋外避難時はブレーカを必ず切ることなど電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。

第4 ガス供給施設（大阪ガス株式会社）

1 応急措置

地震により、ガスの漏洩による二次災害が発生する恐れがある場合は、プロック毎の供給停止等の危険予防措置を講ずるとともに、府及び防災関係機関への通報並びに付近住民への広報を行う。

水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せ等を行うとともに

に、防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行い、過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。

2 応急供給

- (1) 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから応急供給を行う。
- (2) 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。
- (3) 被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。

3 広報

- (1) 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。
- (2) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

第5 電気通信施設（西日本電信電話株式会社）

1 通信の非常疎通措置

災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- (1) 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。
- (2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。
- (3) 非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。
- (4) 災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講ずる（西日本電信電話株式会社）。また、インターネットによる災害用伝言板サービスを提供する。

2 被災地域特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難場所・避難所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

3 設備の応急対策

- (1) 被災した電気通信設備等の応急対策は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- (2) 必要と認めるときは、応急対策に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。
- (3) 応急復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

4 広報

災害に伴う電気通信設備等の応急対策においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

第14節 交通の機能確保

鉄道及び道路施設の管理者は、都市機能を確保するため、速やかに交通機能の維持・回復に努める。

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日				
		1	3	6	12	1	3	7	14	30
各鉄道施設管理者・道路管理者	障害物の除去									
各鉄道施設管理者	鉄道施設の応急復旧									
土木水防班・道路管理者	道路施設の応急復旧									

第1 障害物の除去

鉄道及び道路管理者は、交通の支障となる障害物を除去し、除去した障害物については、各管理者が責任をもって処理する。

第2 各施設管理者における復旧

1 鉄道施設の応急復旧（西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社）

(1) 線路、保安施設、通信施設など列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被災状況、緊急性度、復旧の難易度などを考慮して、段階的な応急復旧を行う。

(2) 被害状況によっては、他の鉄道管理者からの応援を受ける。

(3) 運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関等を通じて広報する。

2 道路施設の応急復旧（市、府、近畿地方整備局、西日本高速道路株式会社）

土木水防班及びその他の道路管理者は、被災した道路施設について、道路機能の維持・回復を図るため、優先順位の高い道路から応急復旧を行う。

(1) 被害状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、緊急交通路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋梁、トンネルなど復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。自動車専用道路は、速やかに復旧させるよう部分開通するための段階的な応急復旧を行う。

(2) 被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。

(3) 広報班を通じて、通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じて広報する。

第15節 農林関係応急対策

災害が発生した場合、農林関係の被害拡大を防止するため、農林業に関する応急対策を実施する。

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日				
		1	3	6	12	1	3	7	14	30
調達班	農業用施設の応急復旧									
	災害対策技術の指導									
	種子もみ及び園芸種子の確保 あっせん									
	病害虫の防除									
	家畜被害の未然防止									
	林産物の被害軽減									

第1 農業用施設

調達班及び土地改良区等は、農業用施設の被害の状況を早期に調査し、応急復旧を図る。

- 1 調達班は、農業用施設の被害状況の早期把握に努めるとともに、被災施設や危険箇所に対する調査を速やかに実施し、必要に応じ、応急措置を講じる。
- 2 築留土地改良区、青地井手口土地改良区は、管理施設（ため池、農道、水路等）が被災した場合、関係機関に連絡し、その協力を得て、応急措置を講じる。

第2 農作物

1 技術の指導

調達班は、府及び大阪中河内農業協同組合との協力のもと、被害を最小限に止めるため、農家に対し、災害対策技術の指導を行うものとし、総括班を通じて必要に応じ、大阪府食とみどりの総合技術センター等試験研究機関に指導、援助を要請する。農地、施設及び農作物に被害が生じた時は、施肥、排水、泥土の除去、倒伏果樹の引き起こしなど応急措置の技術指導を行う。

2 主要農作物種子及び園芸種子の確保あっせん

調達班は、必要に応じて、府に対し、災害対策用種子及び園芸種子のあっせんを依頼し、その確保を図る。

3 病害虫の防除

調達班は、府、大阪府中部農と緑の総合事務所、大阪府病害虫防除所、その他関係機関と協力して、被災した農作物の各種病害虫の防除指導を行う。

第3 畜産

調達班は、大阪府家畜保健衛生所との協力のもと、家畜管理についての技術指導を行うなど家畜伝染病の予防とまん延の防止に留意し、家畜被害の未然防止に努める。

- 1 伝染病の発生等については、速やかに府に連絡し、府の防疫計画に基づき必要な伝染病防疫対策を実施する。
- 2 一般の疾病の対策については、獣医師と協力し、治療に万全を期すものとする。
- 3 伝染病発生畜舎等の消毒については、府の指定によって実施する。なお、一般疾病薬品等については、府にあっせんを要請する。
- 4 飼料対策については、災害地域内の被害状況及び家畜数に応じ、府に依頼して政府保管の飼料の払い下げを受け、売り渡しを行う。

第4 林産物

調達班は、府、森林組合との協力のもと、倒木に対する措置等の技術指導を行うなど林産物の被害の軽減に努める。

第16節 遺体の収容・処理及び埋火葬

市は、府及び府警察（柏原警察署）と連携のうえ、遺体の収容・処理及び埋火葬について、必要な措置を講じる。

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日				
		1	3	6	12	1	3	7	14	30
全職員	遺体を発見した場合の措置(検視・検案)									
福祉班	遺体の収容									
	遺体安置所の設置									
	遺体の処理									
環境班	遺体の埋火葬									
	府への応援要請									

第1 遺体の収容

遺体を発見した場合は、所定の措置を講じたうえ、遺体収容所へ搬送し収容する。

1 遺体を発見した場合の措置（検視・検案）

遺体を発見した場合、発見者は速やかに府警察（柏原警察署）に連絡し、警察官の検視（死体調査）、医師の検案を受ける。

府警察（柏原警察署）は、遺体の検視・検案その他所要の処理を行った後、身元が判定し、遺族等引取人がある時は、引取人に引き渡す。

大阪府警察（柏原警察署）は、状況により現場における検視・検案が困難な時は、遺体安置所に収容の後行う。

2 遺体の収容

福祉班は、警察から遺体の引渡しの連絡を受けた時は、職員を現場に派遣するとともに、葬儀業者等へ委託し遺体の引渡しを受ける。

引渡しを受けた遺体は、遺体安置所に搬送し、安置する。

3 遺体安置所の設定

福祉班は、多数の遺体が発生した場合に備えて、被災者が避難する避難場所以外のできるだけ堅牢な建物で、広い場所を遺体安置所に設定するように努める。

多数の遺体が発生した場合は、遺体安置所内又は近接した場所において、警察及び医師による検視・検案を行うので警察、その他の関係機関と連携を図る。

遺体安置所には責任者を配置するほか、来訪する遺族等への対応及び衛生状態を確保する要員、葬祭扶助等に関する相談のための福祉担当者等の配置についても検討しておく。

警察から引継がれた遺品や遺体の着衣、携行品等については、他の遺品と混在、紛失がないように、

散逸防止等の措置をとる。

死亡の届出義務者がいない場合や外国籍の死亡者等の死亡届の扱いについて、所管する法務局担当者と協議、調整を行う。

停電及び断水等に備えて、非常用電源となる発電発動機及び照明器具、また、遺体を洗浄するために大量の水が必要となることから、計画段階においてタンク車等の確保にも努める。

遺体処理に従事する職員等の精神的なケアを目的とした、カウンセラーの派遣等についてもあらかじめ検討しておく。

第2 遺体の処理

福祉班は、遺族において対応が困難、若しくは不可能な場合は、柏原市医師会、日本赤十字社等に協力を要請し、遺体の処理等を実施する。

1 遺体の処理方法

(1) 遺体の処理範囲

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

イ 遺体の一時保存

(2) 資機材等や車両の調達

ア 福祉班は、ドライアイス、柩等の遺体の処理に係る資機材を、調達班と連携し、速やかに調達する。

イ 資機材等や車両の調達が困難な場合は、総括班を通じて府に応援を要請するほか、葬儀業者等に協力を要請する。

(3) 遺体の身元確認

福祉班は、遺体安置所において次の措置を行う。

ア 遺体身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成したうえ納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。

イ 身元不明の遺体については、府警察（柏原警察署）の協力を得て、遺族等の発見に努め、一定期間経過後も身元不明の場合は、行旅死亡人として取り扱う。

(4) 遺体の引取り

ア 身元が判明し、遺族、親戚等引取人がある場合は、速やかに引き渡す。

イ 福祉班は、遺体処置にあたっては、死体処理台帳及び死体処理支出関係書類を作成する。

2 遺体処理の期間

遺体処理の期間は、原則として災害発生の日から10日以内とする。ただし、災害発生の日から11日以上経過しても、なお遺体の処理を必要とする止むを得ない場合は、期間の延長手続（知事への申請手続）をとる。

第3 遺体の埋火葬

災害救助法が適用された場合における「埋葬」は、市長が知事の委任を受けて実施する。災害救助法が適用されない小災害の場合における「埋葬」は、市長が行う。

災害救助法が適用された場合は、同法により、同法が適用されない場合については同法に準じて行う。

環境班は、遺族において対応が困難、若しくは不可能な場合は、遺体の埋火葬を行う。

1 遺体の埋火葬方法

(1) 対象者は、原則として災害の際に死亡した者とするが、災害発生の日以前に死亡した者であっても対象になる。

(2) 市内の火葬場で対応できない場合は、総括班を通じて府及び他の市町村に協力を要請し火葬場を確保する。

(3) 遺体の搬送に必要な車両は、場合によっては靈柩車以外の車両を使用できることとし、庶務班が確保する。

(4) 身元が判明しない遺体は、市長の判断に基づき市民班によって埋火葬許可証の交付を受け、火葬を行う。なお、火葬後の遺骨は一時保管し、縁故者が判明次第引き渡す。

(5) 骨つば等の支給など必要な措置を講じる。

2 埋火葬の期間

遺体の埋火葬の期間は、原則として災害発生の日から10日以内とする。ただし、災害発生の日から11日以上経過しても、なお遺体の埋火葬を必要とする止むを得ない場合は、期間の延長手続（知事への申請手続）をとる。

第4 府への応援要請

環境班は、自ら遺体の処理、埋火葬が困難な場合、大阪府が作成する「大阪府広域火葬計画」に基づき、府に対して必要な措置を要請する。また、府からの応援要請に応じることができる場合は、広域火葬の応援体制を整え、積極的に対応するものとする。

第17節 保健衛生活動

感染症、食中毒の予防及び被災者的心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講じる。

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日					
		1	3	6	12	1	3	7	14	30	後
保健班	防疫活動の初期対応										
環境班	消毒措置の実施										
	ねずみ族、昆虫等の駆除										
保健班	臨時予防接種の実施										
保健班・環境班	防疫調査・健康診断の実施										
保健班	指定避難所等の防疫指導										
	衛生教育及び広報活動										
	薬品の調達、確保										
環境班・総括班	応援要請										
	報告										
	災害防疫完了後の措置										
八尾保健所	食中毒の防止										
保健班	食中毒発生時の対応										
	食品衛生に関する広報										
	健康相談等の実施										
	心の健康相談等の実施										
	被災地域における動物の保護・受入れ										
	指定避難所における動物の適正な飼育										
	動物による人等への危害防止										

第1 防疫活動

環境班は、保健班等との密接な連絡体制のもと、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という）及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、大阪府八尾保健所と緊密な連携をとりつつ、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。

1 防疫活動の初期対応

保健班は、大阪府八尾保健所との連携により防疫活動に必要となる情報を把握し、消毒液、駆除剤等の材料調達が必要な場合、材料の必要数量の情報を調達班に連絡するとともに、保有数量について把握する。

2 消毒措置の実施（感染症法第27条）

環境班は、府の指導、指示により、自治会等の協力を得て、家屋、便所、その他必要な場所の消毒を実施する。

3 ねずみ族、昆虫等の駆除（感染症法第28条）

環境班は、府の指導、指示に基づき速やかにねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

4 臨時予防接種の実施（予防接種法第6条）

保健班は、感染症の未然防止又は拡大防止のため、状況に応じ、種類、対象及び期間等を定めて府と緊密な連絡のうえ、大阪府八尾保健所の指導及び柏原市医師会等の協力を得て予防接種を実施する。

5 防疫調査・健康診断の実施

府は、災害発生後、速やかに感染症の発生状況及び動向に関する調査を行い、一類感染症、二類感染症及び三類感染症のまん延を防止するため必要と認めたときは、健康診断の勧告等を行う。

保健班は、大阪府八尾保健所の指導及び柏原市医師会等の協力を得て、被災地・指定避難所での防疫調査・健康診断を実施する。

府は、一類感染症及び二類感染症患者発生時は、感染症指定医療機関と連携し、必要病床数を確保するとともに、患者移送車の確保を行い、入院の必要がある感染症患者について入院の勧告等を行う。保健班及び環境班は、この実施に際して協力する。

6 指定避難所等の防疫指導

保健班は、府の指示、指導のもとに、指定避難所等における防疫活動を実施し、施設の管理者を通じて、うがい・手洗いの励行等の徹底を期す。また、指定避難所に消毒薬等を配布する。

7 衛生教育及び広報活動

府の指示、指導に基づき感染症の予防のため、市民に対して適切な衛生教育及び広報活動を実施する。

8 薬品の調達、確保

市は、防疫に必要な薬品を調達、確保する。

9 その他

感染症法により、府の指示を受け必要な措置を行う。

10 応援要請

市単独で防疫活動を実施することが困難な場合は、総括班を通じ府に協力を要請する。

11 報告

大阪府八尾保健所を経由して府に被害状況、防疫活動状況、災害防疫所要見込額を報告する。

1.2 災害防疫完了後の措置

災害防疫活動を終了した場合は、速やかに災害防疫完了報告書を作成し、総括班及び八尾保健所を経て府に提出する。

一類感染症：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱

二類感染症：急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属S A R Sコロナウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ（H 5 N 1）

三類感染症：コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス

第2 食品衛生管理

保健班は、食中毒の防止及び食中毒発生時における被害の拡大防止のため、衛生上の徹底を推進するなど、大阪府八尾保健所が実施する活動に協力する。

1 食中毒の防止

保健班は、大阪府八尾保健所と連携しては、食中毒の防止に万全を期する。

（1）物資集積拠点において、衛生状態監視、指導

（2）指定避難所その他の臨時給食施設において、食品の取り扱い状況、容器の消毒等についての調査、指導

（3）飲料水の衛生監視、検査

（4）その他食品に起因する危害発生の排除

2 食中毒発生時の対応

保健班は、食中毒の発生が疑われる場合は、大阪府八尾保健所へ届出る。

また、食中毒患者が発生した場合、府が行う食品衛生監視員による所要の検査等に協力し、原因究明及び被害の拡大防止に努める。

3 食品衛生に関する広報

保健班は、災害時の食品衛生に関する広報等を報道広報班に依頼し、食中毒の未然防止に努め、必要に応じて臨時のパンフレット等を作成し配布する。

第3 被災者の健康維持活動

保健班は、府と協力して、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。

1 健康相談等の実施

保健班は、大阪府八尾保健所と連携して災害時における健康相談や訪問指導等の健康対策を実施する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。

（1）巡回健康相談等

被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、指定避難所、社会福祉施設、応急仮設住宅などを巡回し、保健師等や男女両方の生活支援員による健康相談及び訪問指導、健康教育等を実施する。

また、必要に応じて柏原市医師会及び柏原歯科医師会の協力のもと、健康診断及び歯科検診を実施する。

(2) 巡回栄養相談

被災者の栄養状態を把握し早期に改善を図るため、栄養士会などの協力を得て、指定避難所や応急仮設住宅、給食施設等を巡回する栄養相談を実施する。

(3) 要配慮高齢者、障害者等への指導

経過観察中の在宅療養者や要援護高齢者、障害者等の栄養状態の把握に努め、適切な指導を行う。また、高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。

2 心の健康相談等の実施

保健班は、災害による心的外傷後ストレス障害(PTSD)、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。その際、余生相談員も配置するよう配慮する。

保健班は、環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨機に精神科救護所を設置する。

保健班は、柏原市医師会と協議の上、精神科救護所の設置場所を決定するとともに、柏原市医師会に専門医を精神科救護所に派遣するよう要請する。

保健班は、避難所等に心のケアに関する相談訪問活動に努めるとともに、情報の提供や知識の普及に努める。

第4 動物保護・受入れ

市・府及び関係機関は、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。

1 被災地域における動物の保護・受入れ

保健班は、飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、府、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。

2 指定避難所における動物の適正な飼育

市は府と協力して、飼主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

保健班は、各地域の被害状況、指定避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、府との連絡調整及び支援を行う。

保健班は、必要に応じて指定避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整を行う。

保健班は、市内で受入れ等の調整ができない場合は、総括班を通じて他府県市との連絡調整及び応援要請を行う。

3 動物による人等への危害防止

危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに府、府警察(柏原警察署)、市等の関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。

第18節 建築物・住宅応急対策

市は、住家等の正確な被害を把握するため被害認定調査を実施する。また、被災者の住宅を確保するため、府と協力して速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設など必要な措置を講じるとともに、公営住宅等の空き家への一時入居措置などに努める。応急仮設住宅等への入居の際は、高齢者、障害者を優先する。

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日				
		1	3	6	12	1	3	7	14	30
調査班	被害認定調査の実施									
広報班	被害認定調査に関する広報									
調査班	住家等被害認定会議									
土木水防班	住宅障害物の除去									
都市計画班	被災住宅の応急修理									
	被災家屋の解体									
	応急仮設住宅の供与									
	公営住宅等への一時入居									
	市が管理する施設の点検及び調査									
	市が管理する施設の応急対策									
市民班	住宅に関する相談窓口の設置等									

第1 被害認定調査の実施

調査班は、都市計画班の協力を得て、災害発生後、個々の住家等の被害程度を正確に把握し、被災者の生活再建を視野に入れた罹災証明書を遅滞なく交付するため、被害認定調査を実施する。

1 被害認定調査の実施

(1) 調査計画の作成

災害による被害状況等を収集し、調査方法や区分け、人員配備等について調査計画を作成する。

- 航空写真や住宅地図等を使用した区分け図の作成
- 調査スケジュール
- 調査人員体制の確保
- 調査方法の決定、周知
- 調査用具の確保
- 応急危険度判定情報の取り込み

※調査人員の不足が見込まれる場合は、調査班以外の班や、他自治体職員、建築士などから職員を配置する。

(2) 被害認定調査（一次調査）の実施

市内全域を対象として、外観目視によって調査・判定する。

また、調査班は、必要に応じ、火災に関する被害を調査するため、消防組合と連携する。

(3) 被害認定調査（二次調査）の実施

一次調査が物理的に不可能及び一次調査の結果に不服のあった住家について再調査を実施する。

二次調査時は、必ず居住者又は所有者等の立会いのうえで立入調査を実施する。

(4) 被害調査票の作成

一次調査実施後、調査の内容を整理した被害調査票を作成する。

二次調査実施の場合、一次調査により作成した被害調査票に加え、二次調査内容を追記する。

2 広報

市は、被害認定調査の実施にあたり、広く被災者に広報する。

【広報の留意点】

- 被害認定調査の趣旨や支援制度の概要
- 被災住家等の除去、被害箇所の整理、片づけ等をする旨の警告
- 応急危険度判定との違いについて
- 二次調査制度について
- 罹災証明書等発行スケジュール

3 住家等被害認定会議

(1) 役割

住家等被害認定会議は、二次調査結果に基づき、被災程度の判定を行う。

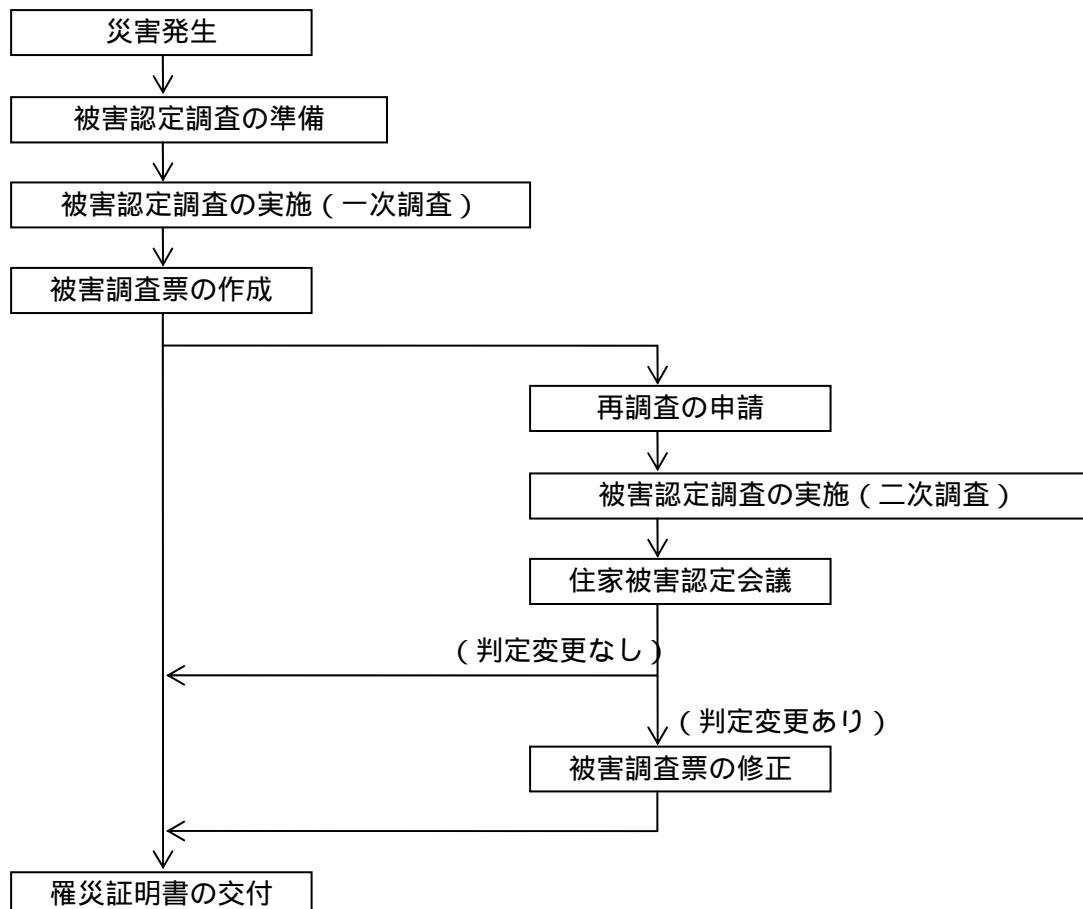
(2) 招集

調査班は、住家等被害認定会議を招集する。

(3) 構成員

住家等被害認定会議は、総務対策部、土木水防対策部の部長、調査班、都市計画班の班長及びその他必要な者で構成する。

【被害認定調査フロー図】



【被害認定統一基準】

被害種類	被害認定統一基準（H13.6.28 内閣府政策統括官通知）
住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非 住 家	住家以外の建築物をいう。なお、官公署、学校、病院、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
住 家 全 壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元とおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
大 規 模 半 壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
住 家 半 壊 (半 焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元とおりに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

注1 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるよう建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定する。

2 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

3 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

4 大規模半壊は、「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成19年12月14日付府政防第880号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。

5 地盤の液状化等により損傷した住家の被害認定については、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成25年6月）」の「補遺 地盤の液状化等により損傷した住家の被害認定の調査・判定方法」にしたがって認定する。

第2 住居障害物の除去

災害救助法が適用された場合における住居障害物の除去は、知事が実施し、市長はこれに協力する。ただし、知事から委任された場合は、市長がこれを実施する。

1 除去の対象者

がけ崩れ、浸水等によって、居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で、自らの資力をもってしては除去できない者。

2 除去作業

土木水防班は、がけ崩れ等によって居室、炊事場等に侵入した障害物について、業者等の協力のもと除去作業を実施する。

除去作業は緊急的な応急措置の実施上、必要最低限度にとどめる。

調達班は、業者等の資機材及び人材の調達・あっ旋のために、資機材・人材の必要規模を土木水防班より情報を入手し、有資格者名簿等の情報を提供する。

3 応援要請

総括班は、業者等の資機材及び人材が調達・あっせんできない場合は、府へ応援を要請する。

第3 被災住宅の応急修理

都市計画班は、災害救助法が適用された場合、被災住宅の応急修理は府が実施するものであるが、委任された場合、住宅が半壊、半焼又は床上浸水し、当面の日常生活が営めない者の住宅の居室、炊事場、便所等、必要最小限度の部分について応急修理を行う。

1 応急修理の対象

(1) 対象者

住家が半壊、半焼し、自らの資力をもってしては応急修理ができない者。

(2) 修理の範囲

居室、炊事場、便所等生活上欠くことのできない部分のみを対象とし、基準修理額の範囲内で実施する。

(3) 修理の期間

災害救助法適用による応急修理は、原則として災害発生の日から1か月以内に完了しなければならない。

2 被災住宅の応急修理方法

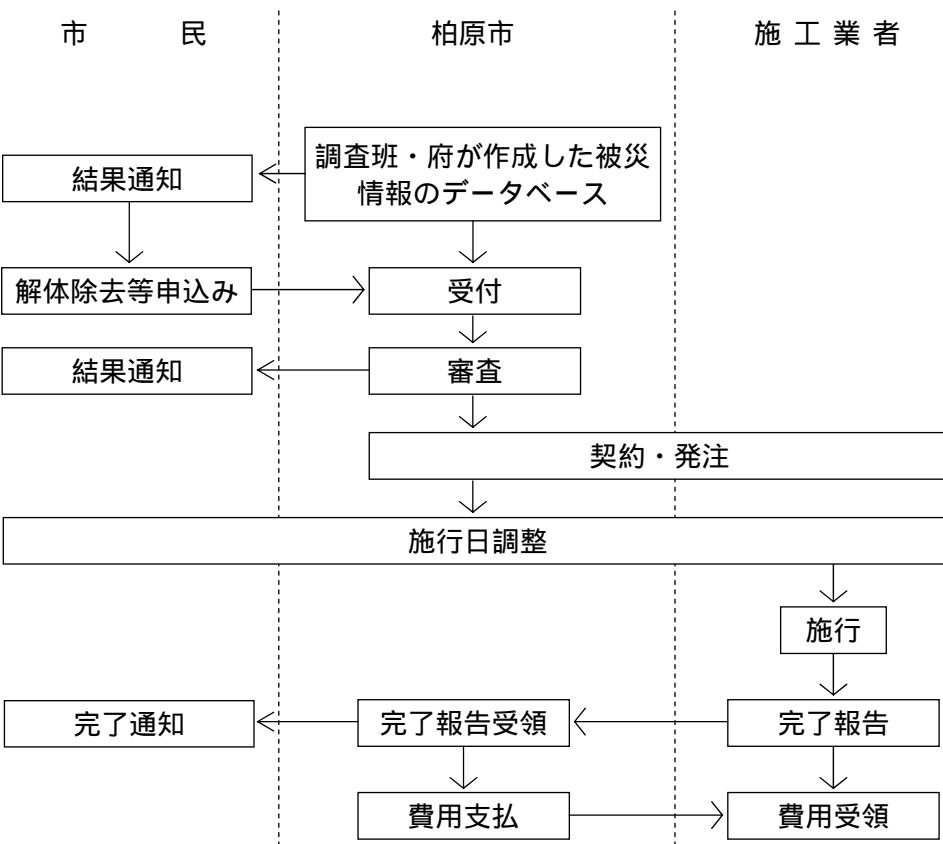
災害救助法適用による応急修理は、府のあっ旋する建設業者等によって実施する。

第4 被災家屋の解体

都市計画班は、被災者の経済的負担の軽減を図るため、国が特別の措置を講じた場合は、被災家屋の解体除去を行う。調達班は、家屋の解体規模の情報を都市計画班より入手し、契約業者の情報を提供する。

解体・除去等を公費で実施する場合、都市計画班は、次のように実施する。

【被災家屋の解体・除去の流れ（公費負担の場合）】



第5 応急仮設住宅の供与

都市計画班は、災害救助法が適用された場合、住宅が全壊、全焼又は流失し、住宅を確保することができない者に対し、府から委任された場合は、応急仮設住宅を建設し、供与する。

調達班は、建設戸数の情報を都市計画班より入手し、有資格者名簿の情報を提供する。

1 実施責任者

災害救助法が適用された場合における応急仮設住宅の供与は、知事が実施し、市長はこれに協力する。ただし、知事から委任された場合は、市長がこれを実施する。

2 入居者の募集

(1) 入居対象者

住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者で、かつ、自らの資力では住宅を確保できない者

(2) 入居者募集の流れ



ただし、特定地域災害の場合は、「入居説明会、抽選会実施」の代わりに
「入居資格審査会」を開催する。

(3) その他入居者募集にあたっての配慮事項

仮設住宅への入居配分においては、可能な限り、従前コミュニティの単位に配慮した入居配分を行うよう努める。

3 応急仮設住宅建設用地

都市計画班は、あらかじめ定めた応急仮設住宅建設予定地の中から、建設用地を選定する。

4 応急仮設住宅の管理

(1) 建設規模

建設後の管理を考慮し、1団地当たりの最低建設戸数は30戸とする。

(2) 転居の促進

公営住宅の建設等により公営住宅への入居を促進するとともに、民間住宅への転居等を促進する。

(3) 入居状況の確認

入居者への定期訪問、電気・ガスの使用状況のチェック等を通じて入居状況の確認を隨時行う。

空き部屋となった仮設住宅については、その旨の表示を行うとともに、隣接の入居者等の協力を得て不正入居・不正使用を排除する。

(4) 供与期間

災害救助法適用による応急仮設住宅の供与できる期間は、原則として完成の日から2年以内とする。

5 その他

(1) 府と協力し、集会施設等生活環境の整備を促進する。

(2) 高齢者、障害者に配慮した応急仮設住宅を建設するよう努める。

第6 公営住宅等への一時入居

都市計画班は、応急仮設住宅への移転までの間、市営住宅の一時使用について検討・推進するとともに、その他、府営住宅、住宅供給公社、都市再生機構住宅等の空き家への一時入居の措置を講じる。

第7 市が管理する施設の応急対策

災害応急対策の円滑な実施を図るため、市が管理する施設の点検及び調査を迅速かつ的確に行い、必要に応じて応急対策を実施する。

1 点検及び調査

都市計画班は、市管理施設のうち防災関連業務に必要な施設の点検及び調査を迅速かつ的確に実施する。

2 応急対策

都市計画班は、点検及び調査に基づき、必要に応じて応急対策を実施する。

(1) 応急措置が可能なもの

- ア 危険箇所があれば緊急に保安措置を講じる。
- イ 機能確保のため、必要限度内の復旧措置を講じる。
- ウ 電気・ガス・通信等の応急措置及び補修が必要な場合は、総括班を通じて、関係機関と連絡をとり、実施する。

(2) 応急措置の不可能なもの

- ア 二次災害防止措置を重点的に講じる。
- イ 防災関連業務に必要な建物で、機能確保のため必要がある場合は、仮設建築物の手配を行う。

第8 住宅に関する相談窓口の設置等

都市計画班は、応急仮設住宅、空き家、融資など住宅に関する相談及び情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。

また、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、家賃状況の把握、空き家状況の把握に努めるとともに、府と協同で貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講じる。

第19節 応急教育等

学校教育等を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の措置をとる。

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日				
		1	3	6	12	1	3	7	14	後
校園長	授業時間中の対応	■								
	下校時の措置	■								
	登校前の措置	■								
学校教育班	被害状況の報告	■	■							
	学校園の応急対策								■	
	応急教育の実施								■	■
	学校給食の措置									■
	就学援助等に関する措置								■	■
	学用品の支給								■	
	園児・児童・生徒の健康管理等							■	■	
福祉班・施設管理者	入所児童の保護	■								
	保育所施設の保全及び応急復旧対策						■	■	■	
	応急保育の確保						■	■	■	
	保育所給食の措置						■	■	■	
社会教育班・管理責任者	社会教育施設等の管理及び応急対策	■	■	■	■	■	■	■	■	
	文化財対策					■	■	■	■	

第1 休校・休園措置

1 授業時間中の対応

災害が発生し又は発生が予想される場合、校園長は必要に応じ、休校・休園措置をとる。

修学旅行等の学校行事については、安全の見通しがつくまで見合わせる。災害にあたり校園長が臨時休校等の措置をとった場合は、直ちに学校教育班に報告する。

2 下校時の措置

校園長は、危険が予想される場合、早急に園児・児童、生徒を帰宅させることとし、その際は危険防止等についての注意事項を十分徹底させるとともに、必要に応じて教職員が地区別に付き添いを行う。ただし、保護者不在の者又は住居地域に危険の恐れのある者は、各学校又は園において保護し、速やかに保護者へ連絡を行う。

この場合、児童、生徒等については、保護者が迎えに来るまで学校園で保護する。

3 被害状況の報告

学校教育班は、避難所担当班と連携を取りながら、次に定める事項について被害状況を速やかに掌握し、総括班に報告する。

- 学校園施設の被害状況
- その他の教育施設被害状況
- 教職員その他の職員の罹災状況
- 園児、児童、生徒の罹災状況
- 応急措置の必要と認める事項

第2 学校園の応急対策

学校教育班は、速やかに平常の教育活動が実施できるよう、施設管理者の協力のもと教育施設の施設設備について、必要限度の応急復旧を実施するとともに、代替校園舎を確保するなど必要な措置を講じる。

- 1 応急修理で使用できる場合は、速やかに修理のうえ使用する。
- 2 被害が甚大で応急修理では使用できない場合は、隣接の学校園又は公民館その他適当な公共施設を利用する。
- 3 校園舎の一部が使用できない場合は、使用可能な特別教室、空き教室、体育館等を利用する。なお授業又は施設利用に支障がある場合は、仮間仕切り、仮設トイレ等を設置する。

第3 応急教育の実施

学校教育班は、通常の授業が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況等に応じて応急教育を実施する。

1 応急教育の区分

(1) 校園長は、災害により通常の授業が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況、教職員、園児・児童、生徒及びその家族の被災程度や所在地を確認するとともに交通機関、道路の復旧状況その他を勘案し、府教育委員会若しくは市教育委員会と協議し、応急教育実施のための措置を講ずる。

ア 校園舎が指定避難所として利用されている場合の市との協議

イ 校区外に避難した園児、児童・生徒への授業実施状況・予定等の連絡

(2) 災害によって施設が損傷、若しくは指定避難所として使用され、通常の授業が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況、教職員・園児、児童・生徒及びその家族の罹災程度、避難者の受け入れ状況、交通機関、道路の復旧状況その他を勘案して、次の区分にしたがって応急教育を実施する。

ア 臨時休校

イ 短縮授業

ウ 二部授業

エ 分散授業

オ 複式授業

カ 上記の併用授業

2 授業時数の確保

休校、二部授業その他のために授業時数の不足が考えられるので、できるだけ速やかに平常授業を再開するなど授業時数の確保に努める。

3 教職員の確保

教職員の被災等によって教職員が不足し、通常の授業が実施できない場合は、次の方法をもって教職員の確保を図り、応急教育を実施する。

- (1) 各学校園で、教職員の出勤状況に応じて一時的な応急教育体制を組織・編成する。
- (2) 学校内で応急教育体制を組織・編成できない場合は、学校教育班において必要な措置をとる。
- (3) 学校教育班は府教育委員会と協議し必要な措置をとる。

4 危険防止

被害状況に応じ危険場所が予測される場合は、危険防止に関する指導の徹底を図る。

5 転校措置

園児・児童・生徒の転校園手続き等の弾力的運用を図る。

第4 学校給食の措置

藤井寺市柏原市学校給食組合は、給食施設、設備、物資等に被害があった場合は、速やかに学校教育班に報告し協議のうえ、給食実施の可否について決定するものとするが、この場合、次の事項に留意する。なお、学校教育班は、関係機関と協議のうえ、学校給食用物資の供給対策を速やかに講じるものとする。

1 被害があつてもできるかぎり継続実施に努めること。

2 給食施設が被害によって実施困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施するよう努めること。

3 被災地域においては、感染症発生のおそれが多いので、衛生については特に注意のうえ実施すること。

第5 就学援助等

1 就学援助等に関する措置

学校教育班は、被災によって就学が困難となり、又は学資の支弁が困難となった市立学校の児童・生徒に対し、就学援助費の支給について、必要な措置を講じる。

2 学用品の支給

学校教育班は、就学上支障のある児童・生徒に対して教科書、教材、文房具及び通学用品を支給する。

第6 園児・児童・生徒の健康管理等

学校教育班及び福祉班は、被災した園児、児童・生徒の身体と心の健康管理を図るために、府教育委員会、八尾保健所、子ども家庭センター等の専門機関と連携して臨時の健康診断、教職員によるカウンセ

リング、電話相談等を実施する。

第7 保育所の応急対策

1 入所児童の保護

福祉班及び施設管理者は、災害が発生し又は発生する恐れのある場合は、休所、途中帰宅等危険防止のための適切な措置を講じる。

2 保育所施設の保全及び応急復旧対策

福祉班及び施設管理者は、保育施設及び備品等の被害を最小限にするため、倒壊、火災及び盗難予防に注意し、停電、断水、通信手段の断絶等あらかじめ予想される事態に対する措置を講じる。

災害により被害を受けた保育施設については、速やかに応急復旧を行い、早急に平常とおり保育できるよう処置を講じる。

3 応急保育の確保

福祉班及び施設管理者は、保育施設の被災又は児童の罹災により、通常保育が不可能な場合は、隣接保育所との合同保育や混合保育等応急保育の確保に努める。

4 保育所給食の措置

福祉班及び施設管理者は、災害を受ける恐れが解消した場合、保育所開所にあわせ速やかに保育所給食が実施できるよう措置を講じる。なお、被災状況等によって給食の実施が困難な場合は簡易給食を実施する。ただし、次の場合は給食を中止する。

- 災害の程度が甚大で、給食調理室が使用できない場合
- 感染症の発生が予想される場合
- 納食物資が入手困難な場合(福祉班及び施設管理者は、納食物資の調達先情報を調達班より入手し、又は納食物資の調達情報を調達班に提供する)
- その他給食の実施が適当でないと認められる場合

第8 社会教育施設等の管理及び応急対策

社会教育施設等の施設管理者は、災害時における人命の安全確保と施設の管理に努める。

施設の管理者は、施設で開催されている事業等の中止、延期又は利用者による事業を中止し、施設内における人命の安全を確保する。施設利用者の来館時にあっては、消防計画に基づき、適切に避難誘導を行うとともに、混乱防止に努める。

また、施設の管理者は、建物等の被害の調査を早急に実施し、危険箇所の応急的な安全措置を講ずる。さらに、施設の管理者は、災害規模や被災状況、所管する施設の被害状況等を踏まえ、総括班や指定管理者等と、災害発生後の施設の管理運営について協議する。

第9 文化財対策

社会教育班は、文化財保護条例等で指定されている文化財（以下「文化財」という。）の所有者又は管理責任者との協力のもと、被災状況を調査し、その結果を市教育委員会を経由して府教育委員会に報告する。また、府教育委員会からの指示に基づき、被災文化財の被害拡大を防止するため、所有者又は

管理責任者に対し、応急措置を講じる。

第20節 災害廃棄物の処理

し尿、ごみ及び災害廃棄物について、被災地の衛生状態の保持及び迅速かつ的確な災害復旧活動を促進するため、適切な処理を実施する。

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日				
		1	3	6	12	1	3	7	14	30
環境班	し尿処理の初期対応									
	仮設トイレの設置									
	仮設トイレの管理									
	し尿の処理									
環境班・総括班	し尿処理の応援要請									
環境班	ごみ処理の初期対応									
	ごみ処理対策									
環境班・広報班	市民への広報									
環境班	進行管理計画									
環境班・総括班	ごみ処理の応援要請									
環境班	災害廃棄物等の初期対応									
	住宅関連の災害廃棄物処理									
土木水防班	公共施設上の災害廃棄物処理									
環境班	除去した災害廃棄物の処理									
環境班・総括班	災害廃棄物等処理の応援要請									
環境班	死亡・放浪動物対策の初期対応									
	死亡動物の処理									
	放浪動物の対策									
	環境保全対策の初期対応									
	大気・水の監視									
	建築物の被災又は解体に伴う対策									

第1 第1 し尿処理

環境班は、被災地域の衛生状態の保持のため、仮設トイレを設置するとともに、し尿の適切な収集・処理を実施する。

1 初期対応

環境班は、仮設トイレの必要数を把握し、速やかに仮設トイレを設置する。

(1) 上・下水道、電気等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、指定避難所をはじめ被災地域における、し尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。

(2) し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

(3) 被災者の生活に支障が生じることのないよう、高齢者及び障害者に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを設置する。

(4) 災害当初において、指定避難所等の公共的に利用できる便所が不足し、かつ仮設トイレの設置が遅れる場合は備蓄トイレで対応する。

(5) 浸水区域を確認し、当該区域内のし尿及び浄化槽汚泥の回収見込み量を把握する。

2 仮設トイレの設置

環境班は、必要に応じ関係業者と協力し仮設トイレの設置を行う。

(1) 仮設トイレ設置の基準

仮設トイレを次の基準を目安として設置する。

【仮設トイレの設置基準】

仮設トイレ設置箇所数：5か所／1,000世帯

仮設トイレ設置数：1基／100人

(2) 仮設トイレの調達

仮設トイレの必要数を確保するために、備蓄トイレを使用するほか、関係団体と早急に連絡をとるとともに、総括班を通じ府に協力を要請する。

また、同時に次の手配も行う。

ア トイレットペーパー

イ 清掃用品

ウ 屋外設置時の照明施設

エ 女性用生理用品

オ おむつ(子ども用、成人用)

(3) 仮設トイレの設置

ア 仮設トイレは、指定避難所等公共施設に優先的に設置する。

イ 公園等屋外で照明施設が必要な場合は、関係機関と協議のうえ、照明施設を設置する。

(4) 設置期間

上・下水道施設の機能が復旧し、その必要がないと認められるまでの間とする。

3 仮設トイレの管理

関係業者等と協力し、仮設トイレの管理を行う。

(1) 殺虫剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮設トイレの衛生状態の保持に努める。

(2) し尿収集業者、浄化槽清掃業者及び防疫対策業者に委託し、くみ取り消毒を行う。

(3) 設置場所の管理者及び自主防災組織等の市民に対して、日常の清掃等を要請する。

4 処理

処理場の被害状況に応じてし尿の収集・処理の体制を確定する。

浸水区域において、くみ取りトイレの便槽や浄化槽は、床下浸水程度の被害であっても水没したり、槽内に雨水・土砂等が流入したりすることがあるので、迅速にバキュームカーによるし尿及び浄化槽汚泥の回収体制を立ち上げる。

5 応援要請

市単独でし尿の収集及び処理が困難な場合は、必要に応じ関係団体に応援を要請する。それでもなお不足する場合は、総括班を通じて府、他の市町村に応援を要請する。

府は、別に締結する協定書に基づき、大阪府衛生管理協同組合に対して支援協力を要請する。

第2 ごみ処理

環境班は、被災地域の衛生状態の保持のため、ごみの適切な収集・処理を実施する。

1 初期対応

環境班は、ごみ処理に必要となる情報を把握する。

- (1) 指定避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。
- (2) ごみ処理施設の被害状況及び復旧見込みを把握する。
- (3) 浸水区域を確認し、水害廃棄物（家具、畳等の粗大ごみ）の発生見込み量を把握する。

2 ごみ処理対策

環境班は、災害にともない発生したごみを、なるべく早く収集し、一時保管後、適正に処理する。

(1) 一般廃棄物の収集及び処理

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条（一般廃棄物の収集、運搬、処分の基準）に基づき、災害発生の日からなるべく早く収集・運搬し、処理する。

(2) 塵芥、汚泥等の収集及び処理

塵芥、汚泥等については、分別所を経て、適正に処分する。

3 ごみ収集方法

- (1) 防疫上、早期の収集が必要な腐敗性の高いごみは、委託業者の協力を得て、最優先で収集し、処理施設等へ運搬する。

- (2) ごみの分別は可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、有害ごみの5区分とする。

4 処理

- (1) 環境班は、処理施設を速やかに点検し、支障を発見した場合は、稼働できるよう措置を講じる。

- (2) 処理施設での処理能力を上回る大量ごみが発生した場合は、周辺の環境に留意し、庶務班と調整のうえ、公有地等を臨時集積地として利用する。

- (3) 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、臨時集積地、収集場所等の衛生状態を保持する。

- (4) 環境班は、家具類や水分を含んだ畳等、重量のある廃棄物が発生するため、平積みダンプや積込み・積下しのための重機を確保する。

5 市民への広報

環境班は、水害発生時、廃棄物の排出方法に対する市民の理解を得るため、また、分別排出を徹底するため、市民に対し利用可能なメディアを活用し、広報班を通じてできる限り速やかに必要な情報を広報する。

- (1) 収集方法（戸別収集の有無、ごみの排出場所、分別方法、家庭用ガスボンベ等の危険物、フロン含有廃棄物の排出方法等）
- (2) 市民がごみを排出する集積場（場所によって集積するものが異なる場合はその種類を記載）
- (3) 収集時期及び収集期間
- (4) 仮置場の場所及び設置状況
- (5) ボランティア支援依頼方法
- (6) 市の問い合わせ窓口

6 進行管理計画

環境班は、水害による被害が甚大な場合には、広域的な処理が必要であり、また、その処理に長期間を要することから、必要に応じ、次の事項に留意して、中長期的な水害廃棄物処理の進行管理計画を作成する。

- (1) 水害廃棄物の発生量
- (2) 水害廃棄物の処理方法
- (3) 水害廃棄物の処理に要する期間の見込み
- (4) 水害廃棄物処理の月別進行計画

7 応援要請

環境班は、市単独でごみの収集及び処理が困難な場合は、必要に応じ関係団体に応援を要請する。それでもなお不足する場合は、総括班を通じて府、他の市町村に応援を要請する。

第3 災害廃棄物等処理

迅速かつ的確な災害復旧活動を促進するため、災害廃棄物の適切な処理を実施する。

1 初期対応

環境班は、関係各部及び関係機関は災害廃棄物処理に必要となる情報を把握し、応急対策を実施する。

- 災害廃棄物の発生量を把握する。
- 災害廃棄物の選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、災害廃棄物の最終処分までの処理ルートの確保を図る。

2 住宅関連の災害廃棄物処理

環境班は、住宅障害物の除去及び被災住宅の応急修理及び被災家屋の解体に伴い発生した災害廃棄物を、速やかに処理する。

3 公共施設上の災害廃棄物処理

(1) 主要道路上の災害廃棄物処理

土木水防班は、道路の巡視を行い、通行に支障をきたしている災害廃棄物を除去・処理する。

(2) 河川関係の災害廃棄物処理

土木水防班及び下水道班は、災害時における管内河川、水路等の巡視を行うとともに、橋脚、暗渠流入口等につかえる災害廃棄物を除去・処理する。

(3) 鉄軌道上の災害廃棄物の処理

各鉄道施設管理者は、鉄軌道上の災害廃棄物を除去・処理する。

4 災害廃棄物処理上の留意事項

環境班及び関係機関は、災害廃棄物の処理を実施するにあたっては、次の点について十分留意する。

- 他の所有者の敷地内で作業が必要な場合は、可能な限り管理者、所有者の同意を得て行う。
- 危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
- 災害廃棄物の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。
- アスベスト等有害な災害廃棄物については、専門業者に処理を委託し、市民の健康管理に十分配慮する。

5 除去した災害廃棄物の処理

(1) 多量の災害廃棄物が発生した場合は、財務班と調整のうえ、公共地等を仮置場として選定する。

(2) 倒壊家屋等からの廃棄物、焼失家屋の焼け残り等については、不燃、可燃等に分別して、仮置場集積地へ直接搬送する。なお、アスベスト等有害ゴミについては、専門業者によって処理する。

(3) 可燃物で再使用不能のものは、環境班において適正に処理する。

(4) 仮置場に、災害廃棄物の選別、焼却等の処理設備を設置し、最終処分の円滑化を図る。

6 応援要請

環境班は、市単独で災害廃棄物の除去・処理が困難な場合、必要に応じ関係団体に応援を要請する。

それでもなお不足する場合は、総括班を通じて府、他の市町村に応援を要請する。

第4 死亡・放浪動物対策

環境班及び保健班は、被災地域の衛生状態の保持及び安全の確保のため、死亡動物の適切な収集・処理及び放浪動物の保護収容等を実施する。

1 初期対応

環境班、保健班は、死亡・放浪動物の発生状況を把握する。

2 死亡動物の処理

(1) 環境班は、死亡動物発見の連絡を受けた場合は、直ちに収集するとともに、消毒その他の衛生処理を行う。

(2) 収集された死亡動物は、定めた方法に基づき焼却する。

3 放浪動物の対策

保健班は、被災によって、飼育されていた犬等が放浪することによる市民への危害発生を防止するため、これら放浪動物の保護受け入れ等の対策については、府、府獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等と連携・協力して行う。具体的な対策については、その都度関係機関と協議して決めるが、お

おむね次をめやすとして行う。

- (1) 放浪動物の保護受入れ
- (2) 指定避難所で飼育されている動物に対する餌の配布
- (3) 負傷している動物の受入れ・治療
- (4) 飼育困難な動物の一時保管及び新たな飼い主探し
- (5) その他動物に関する相談の受付

第5 環境保全対策

環境班は、被災地域の環境保全のため、大気・水の監視、建築物の被災又は解体に伴う対策等を実施する。

1 初期対応

環境班は、被災によって有害物質が漏洩した場合は、大きな環境汚染のおそれがある事業所については、災害発生後できる限り速やかに電話、現地調査その他の方法によって緊急汚染源調査を行う。また、必要に応じて適切な措置を講じるよう指導する。

2 大気・水の監視

環境班は、災害が発生した場合の環境調査について、その都度国、府、関係機関等と協議して決める。

3 建築物の被災又は解体に伴う対策

(1) 有害物質等の漏洩防止対策

環境班は、建築物の被災及び解体作業における有害物質等の漏洩防止対策を指導する。

(2) 粉塵飛散防止対策

環境班は、都市計画班と協力して、建築物の解体作業現場における粉塵飛散防止対策を指導する。

(3) アスベスト飛散防止対策

ア 環境班は、解体・撤去工事を行う業者に対し、当該建築物が吹付けアスベストを使用している可能性のある建築物か否かを調査確認し、その結果の報告を求める。

イ 環境班は、吹付けアスベスト使用建築物又は吹付けアスベストの使用の有無が確認できない建築物については、次の対策を講じるよう指導する。

(ア) 事前に除去できる場合は、事前に除去するなどの対策を実施する。

(イ) 事前に除去できない場合は、シートで囲い込み、可能な限り薬剤の散布による固化を行うなど関係法令を遵守して作業を行う。

(ウ) 使用の有無が確認できない場合は、シートで囲い込み、薬剤の散布による固化又は十分な散水を実施のうえで作業を行う。

ウ 吹付けアスベスト使用建築物又は吹付けアスベストの使用の有無が確認できない建築物については、解体・撤去工事を行う業者に対して工事完了後の報告を求める。

(4) 災害廃棄物等の搬出時の飛散防止対策

災害廃棄物等の搬出を行う車両については、運搬時の荷台シートカバーを義務づけるとともに、その他知事が定める作業基準が守られるよう必要な措置を講じる。

第21節 避難行動要支援者への支援

被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した支援活動に努める。

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日					
		1	3	6	12	1	3	7	14	30	後
福祉班	要配慮者の安否確認及び被災状況の把握										
	福祉ニーズの把握										
	社会福祉施設の被災対策										
	在宅福祉サービスの継続的提供										
	要配慮者の施設への緊急入所等										
	被災した要配慮者への情報提供										
	広域支援体制の確立										
広報班	被災した外国人への情報提供										
	被災した外国人への支援サービス										

第1 避難行動要支援者の被災状況の把握

福祉班は、要配慮者の安否確認並びに被災状況及び被災した要配慮者の福祉ニーズの把握に努める。

1 避難行動要支援者の安否確認及び被災状況の把握

(1) 福祉班は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、民生委員、児童委員、地域住民、柏原市社会福祉協議会、一般ボランティア等の協力を得て、速やかに在宅要援護高齢者、障害者その他の避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるとともに、単独での避難行動に支障があると認められる者の避難誘導の実施に努める。なお、避難行動要支援者支援プラン作成後はこれに即した対応とする。

また、保護者を失う等の要保護園児・児童の早期発見、保護に努める。

(2) 福祉班は、社会福祉施設の施設設備、職員、入所者及び福祉関係職員等の被災状況の迅速な把握に努める。

2 福祉ニーズの把握

福祉班は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

第2 社会福祉施設の被災対策

福祉班は、社会福祉施設が被災した場合、施設入居者の親族等に連絡を取り、入居者の一時帰宅を要請するとともに、他の社会福祉施設への緊急入所を検討する。また、市内の社会福祉施設での緊急入所で対応できない場合は、府を通じて他市町村、他府県等の施設への緊急入所を要請する。

第3 被災した要配慮者への支援活動

避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、要配慮者に十分配慮するものとする。特に避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、情報の提供についても、十分配慮する。

1 在宅福祉サービスの継続的提供

福祉班は、被災した要配慮者に対し、居宅、避難所、応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

福祉班は、デイサービスセンター等の社会福祉施設の早期再開に努め、高齢者や障害者等に対する福祉サービスの継続的な提供に努めることとし、被災した園児・児童・生徒やその家族の心的外傷後ストレス障害（P T S D）等に対応するため、心のケア対策に努める。

福祉班は、八尾保健所と連携し、経過観察中の在宅療養者や要配慮者の栄養状態の把握に努め、適切な指導を行う。

2 要配慮者の施設への緊急入所等

福祉班は、被災により、居宅、指定避難所等では生活ができない要配慮者については、本人の意思を尊重したうえで、福祉避難所（二次的な避難施設）への移送及び社会福祉施設への緊急一時入所の措置を迅速かつ的確に実施する。社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れよう努め、入所者が安心して生活を送れるよう支援を行う。

3 情報提供

福祉班は、関係団体やボランティア等の協力を得て、要配慮者に対する居宅及び指定避難所、応急仮設住宅等における福祉サービスの情報提供を行う。

4 広域支援体制の確立

福祉班は、要配慮者に対する被災状況等の情報を府に連絡する。

府は、必要に応じて、国や近隣府県、関係団体等からの広域的な人的・物的支援を得ながら、市に介護職員等の福祉関係職員の派遣や要配慮者の他の地域の社会福祉施設への入所が迅速に行えるよう、広域調整を行うとともに、支援体制を確立する。

第4 被災した外国人への支援活動

1 情報提供

(1) 広報班は、福祉班と連携し、は、被災した外国人に対し、被害の状況、避難勧告・指示等の避難情報、医療救護情報、食料、飲料水、生活必需品等の供給情報等の提供に努める。

(2) 情報提供の手段として、広報誌・掲示板等における外国語による情報提供、放送局との連携による外国語放送等に努める。

2 支援サービス

広報班は、市庁舎内に外国人に対する相談窓口を設置するとともに、指定避難所等において、ボランティアの協力を得て通訳支援等を行う。

第22節 自発的支援の受入れ

各地から寄せられる支援申し入れに対して、関係機関との連携を密にし、適切に対処するよう努める。

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日				
		1	3	6	12	1	3	7	14	30
福祉班	災害ボランティアセンターの開設									
災害ボランティアセンター	災害ボランティアセンターの業務									
福祉班	ボランティア需要の整理									
災害ボランティアセンター	災害ボランティアの募集・派遣要請									
災害ボランティアセンター	ボランティアの登録・要請									
災害ボランティアセンター	ボランティアの活動調整									
災害ボランティアセンター	災害情報の提供と収集									
災害ボランティアセンター	ボランティア保険の加入									
福祉班	災害情報の提供と収集									
福祉班	活動拠点の提供									
財務班	義援金の受入れ及び配分									
調達班	救援物資の受入れ及び配分									
人事班	海外からの支援の連絡調整									
人事班	海外からの支援の受入れ									
日本郵便株式会社	援護対策等									

第1 災害ボランティアセンターの開設・運営

市は、災害が発生した場合、柏原市社会福祉協議会に、ボランティアの受入れ及び活動の調整を行う窓口（災害ボランティアセンター）を開設する。

1 災害ボランティアセンターの開設

(1) 災害ボランティアセンターの開設

福祉班は、大規模災害の発生後速やかに、ボランティアの受入れ及び活動の調整を行う窓口として、災害ボランティアセンターの開設を柏原市社会福祉協議会に要請する。

(2) 災害ボランティアセンターの運営

ボランティア等やNPOの活動については、その自主性を尊重することが必要であることから、活動方針や運営については、災害ボランティアセンターの決定に委ねる。

(3) 市と災害ボランティアセンターとの連携

福祉班は、災害ボランティアセンターの運営に協力するとともに、総括班との連絡・調整に当たる。

2 災害ボランティアセンターの業務

災害ボランティアセンターは、次の業務を担う。

- ボランティアの募集・派遣要請
- ボランティアの登録・活動調整(コーディネート)
- ボランティア活動の支援

3 災害ボランティアの種類

災害ボランティアセンターが受け入れる災害ボランティアは、一般ボランティアと専門ボランティアに区分する。

(1) 一般ボランティア

各班は、次のような活動内容について一般ボランティアの協力を得る。

- 災害情報、生活情報等の収集、伝達
- 避難所等における炊き出し、清掃等被災者支援活動
- 救援物資、資機材の仕分け・配付
- 高齢者・障害者・外国人等の災害時要配慮者への援助
- 軽易な応急・復旧作業
- その他被災者に対する支援活動

(2) 専門ボランティア

各班は、次のような活動内容について専門ボランティアの協力を得る。

- ボランティアコーディネーター
- アマチュア無線技士
- 通訳(外国語、手話、点字)
- 特殊車両等の操縦、運転の資格者等
- 医療関係(医師、歯科医師、薬剤師、看護師等)

第2 災害ボランティアの募集・派遣要請

福祉班は、災害が発生した場合、ボランティア需要を整理し、必要となるボランティアを募集するとともに、専門ボランティアの派遣を要請する。

1 ボランティア需要の整理

(1) ボランティア需要の報告

各班は、応急対策実施時に必要となるボランティア需要を福祉班に報告する。

(2) ボランティア需要の整理

福祉班は、各班から報告されたボランティア需要の活動場所や活動内容、必要人数等を整理し、災害ボランティアセンターに連絡する。

2 災害ボランティアの募集・派遣要請

(1) 事前登録ボランティアへの協力要請

福祉班は、ボランティア需要に基づき、事前登録者への協力を要請する。

(2) 一般ボランティアの募集

福祉班は、報道機関や広報誌等を活用し、一般ボランティアを募集する。

(3) 専門ボランティアの派遣要請

福祉班は、必要に応じて専門ボランティアの派遣を関係団体に要請する。

第3 災害ボランティアセンターの業務

災害ボランティアセンターが開設されたときは、柏原市社会福祉協議会はボランティアの受け入れや活動支援・調整などを行う。

1 ボランティアの登録・要請

災害ボランティアセンターはボランティアを登録し、活動に際してのオリエンテーションを行う。

また、必要に応じて事前登録ボランティアに対して協力を要請する。

2 ボランティアの活動調整

災害ボランティアセンターは、直接受け付けたボランティアの活動要請や福祉班から報告を受けたボランティアの活動要請などと、登録されたボランティアの活動内容等を調整する。

3 災害情報の提供と収集

災害ボランティアセンターは福祉班と連携し、災害の状況や災害対策の情報を把握するとともに、ボランティアやNPOなどの活動者からも積極的に情報収集を行い、活動者や災害対策本部に情報提供を行う。

4 ボランティア保険の加入

ボランティア活動を行う者は、活動中の事故に備えボランティア保険に加入する。未加入者の加入手続きは災害ボランティアセンターで受付を行う。

第4 災害ボランティアの支援

市は、ボランティア活動に対して、次の支援を行う。

1 災害情報の提供と収集

福祉班は、災害の状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を収集し、災害ボランティアセンターに提供する。また、災害ボランティアからもたらされる被災現場の情報を積極的に収集し、総括班に連絡する。

2 活動拠点の提供

福祉班は、災害ボランティアセンターを通じてボランティア団体のニーズを把握し、総括班と協議の上、ボランティア活動が効果的に行えるように、必要な活動拠点や必要な機材・資材を提供する。

第5 義援金・救援物資の受入れ及び配分

寄託された義援金・救援物資の受入れ及び配分を行う。

1 義援金の受入れ及び配分

財務班は、義援金の受入れ及び配分を行う。

(1) 受入れ

ア 財務班は、義援金の受入れ窓口を開設し、受入れ業務を行う。

イ 貢務班は、義援金の受付に際しては、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。

(2) 保管

義援金は、被災者に配分するまでの間、当該災害に関する義援金受付専用口座を設け、市指定金融機関で保管する。

(3) 配分

ア 義援金の配分については、義援金配分委員会を設置し、配分方法、伝達方法等を協議のうえ決定する。

なお、委員会の構成は次のとおりである。

構 成 員
副市長、総務対策部長・副部長、土木水防対策部長、
民生対策部長、医療対策部長

イ 定められた方針、所定の手続を経て被災者に情報を提供し、配分する。

2 救援物資の受入れ及び配分

調達班は、緊急輸送拠点である柏原中学校、国分中学校に救援物資の受入れ窓口を開設し、救援物資の受入れ及び配分を行う。

受入れ、保管、仕分け、配分の方法は、生活必需品の供給で定めたとおりに行う。

第6 海外からの支援の受入れ

人事班は、海外からの支援について、国が作成する受入れ計画に基づき、必要な措置を講じる。

1 連絡調整

海外からの支援については基本的に国において推進されることから、府と連携して十分な連絡調整を図りながら対応する。

海外からの支援が予想される場合、府と連携して、あらかじめ国に、被災状況の概要、想定されるニーズを連絡し、また、国からの照会に迅速に対応する。

2 支援の受入れ

次のことを確認のうえ、受入れ準備を行う。

ア 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等

イ 被災地域のニーズと受入れ体制

海外からの支援の受入れにあたっては、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。

ア 案内者、通訳等の確保

イ 活動拠点、宿泊場所等の確保

第7 日本郵便株式会社の援護対策等

日本郵便株式会社は、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

被災者の安否通信等の便宜を図るために、被災地の支店、郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

2 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

3 被災地あて救助用郵便物の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

4 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分

被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

第23節 社会秩序の維持

流言飛語の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講じる。

【役割分担と時間軸】

主担当	活動項目	時間				日				
		1	3	6	12	1	3	7	14	30
広報班	市民への呼びかけ									
広報班	警備活動									
調達班	物価の把握									
調達班・ 広報班	消費者情報の提供									

第1 市民への呼びかけ

広報班は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るために、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に市民に提供するとともに、秩序ある行動をするよう呼びかけを行う。

第2 警戒活動の強化

広報班は、大阪府警察（柏原警察署）に対し、被災地及びその周辺において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロール及び生活の安全に関する情報等の提供を行い、地域の安全確保に努めるとともに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締り及び被害防止、府民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制を実施するよう要請する。

第3 物価の安定及び物資の安定供給

調達班は、買い占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と、経済の復興の促進を図る。

1 物価の把握

(1) 物価把握

市民班は、市民から寄せられる電話等によって物価の実態に関する情報収集に努める。

(2) 府への要請

総括班を通じ府に対して、小売業者に対する適正な物資等の供給・流通、便乗値上げ等の事実確認、是正指導等の実施を要請する。

2 消費者情報の提供

調達班は、広報班と協力して、消費者の立場を守るとともに、心理的パニックを防止するため生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報の提供に努める。

第4 災害緊急事態布告時の対応

市民は、内閣総理大臣が災害緊急事態を布告し、社会的・経済的混乱を抑制するため、国民に対し、必要な範囲において、生活必需品等、国民生活との関連性が高い物資又は燃料等、国民経済場重要な物資をみだりに購入しないこと等必要な協力を求められた場合は、これに応ずるよう努める。

第24節 災害救助法の適用

災害によって住家が滅失した世帯数が、災害救助法（昭和22年法律第118号）に定める基準以上に達し、被災者が現に救助を要する状態にあり、災害救助法が適用された場合は同法に基づく救助を行う。

第1 災害救助法の適用基準

人口が50,000人以上100,000人未満に該当する本市の場合、災害救助法の適用は、災害による市域の被害が次のいずれかに該当する場合において、知事が指定する。

- 1 家屋の全壊、全焼、流失等によって住家が滅失した世帯の数（以下「滅失世帯数」という）が、80世帯以上の場合
- 2 府域の滅失世帯数が2,500世帯以上である場合において、市域の滅失世帯数が40世帯以上の場合
- 3 府域の滅失世帯数が12,000世帯以上であって、市域の滅失世帯数が多数の場合
- 4 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする、厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、市域の滅失世帯が多数である場合
- 5 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当するとき

第2 滅失世帯の算定基準

滅失世帯数の算定は、住家が全壊(全焼・流失)した世帯を基準とする。なお、そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定に基づき、みなし換算を行う。

【滅失世帯の算定基準】

全壊（全焼・流失）世帯 1世帯	=	滅失世帯 1世帯
半壊（半焼）等著しく損傷した世帯 2世帯	=	滅失世帯 1世帯
床上浸水、土砂の堆積等によって一時的に居住困難な世帯 3世帯	=	滅失世帯 1世帯
(注)床下浸水、一部損壊は換算しない。		

第3 災害救助法の適用申請

災害救助法の適用については、同法の定めるところによるが、必要と認めた場合は速やかに所定の手続を行う。

1 適用申請手続

- (1) 市長は、市の災害の規模が災害救助法の適用基準に該当する場合、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその状況を知事に報告する。なお、現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法の適用を要請しなければならない。

(2) 災害の状態が急迫し知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、市長は災害救助法の規定による救助を行い、その状況を知事に報告し、その後の処理について知事の指示を受ける。

第4 救助の実施

災害救助法の適用に基づく救助活動は、知事が実施し、市長はこれを補助する。ただし、災害の事態が急迫し知事による救助活動の実施を待つことができない場合、市長は災害救助法に定める救助活動を実施するとともに、事後速やかに知事に報告し指示を受ける。

また、知事の職権の一部を委任された場合は、委任された救助事項については、市長が実施責任者となって応急救助活動を実施する。

1 救助の内容

災害救助法による救助の種類は次のとおりである。

- (1) 受入れ施設（応急仮設住宅を含む）の供与
- (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった人の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急処置
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋火葬
- (10) 死体の搜索及び処置
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

2 職権の一部委任

知事は、救助を迅速に行うため必要であると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。（災害救助法第30条）

なお、上記により市長が行う事務のほか、市長は、知事が行う救助を補助するものとする。

第5 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、資料54 災害救助法による救助の程度、方法及び期間に示すとおりであるが、救助の期間については、やむをえない特別の事情のあるときは、応急救助に必要な範囲内において厚生労働大臣の承認を得て延長することがある。

資料54 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第4章 大規模火災及びその他の災害の応急対策

第1節 大規模火災

第1 警戒活動

1 火災警報

火災気象通報は、消防法に基づいて大阪管区気象台長が気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、その状況を知事に通報するもので、通報を受けた知事は直ちに市長に通報する。

火災気象通報の基準は、次のとおりである。

実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下となり、大阪府内（生駒山地の山頂付近を除く）のいずれかで、最大風速10m/s以上の風が吹く見込みのとき。

ただし、降雨、降雪が予測される場合は通報しないこともある。

市長は、知事から火災気象通報を伝達された場合、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認める場合は必要に応じて火災警報を発令する。

2 火の使用制限

警報が発令された区域内にいる者は、警報が解除されるまで、柏原羽曳野藤井寺消防組合火災予防条例で定める火の使用の制限に従う。

3 火災発生状況の把握

市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合は、より多くの人命の安全確保と被害の拡大防止を図るため、高所カメラによる見張り、通報、有線、無線通信施設を効果的に活用して火災発生状況の早期把握に努めるとともに、関係機関への情報伝達を行う。

4 市民への周知

市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合は、防災行政無線、広報車等を利用し、消防団、自主防災組織などの住民組織と連携して、市民に警報を周知する。周知にあたっては、災害時要配慮者に配慮する。

第2 応急対策

1 林野火災応急対策

市、柏原羽曳野藤井寺消防組合及び消防団は、林野における大規模な火災が発生した場合、林野火災の特異性を考慮し、関係機関と協力して迅速かつ組織的に対処し、人家被害、森林資源の焼失等の軽減を図る。

(1) 火災通報等

ア 通報基準

イ 火災の規模等が府の定める通報基準に達したとき、又は特に必要と認めるときは、府に即報を行う。その後1時間ごとに状況を通報する。なお、府の定める通報基準は、次のとおりである。

ウ 焼損面積が5ha以上と推定される場合

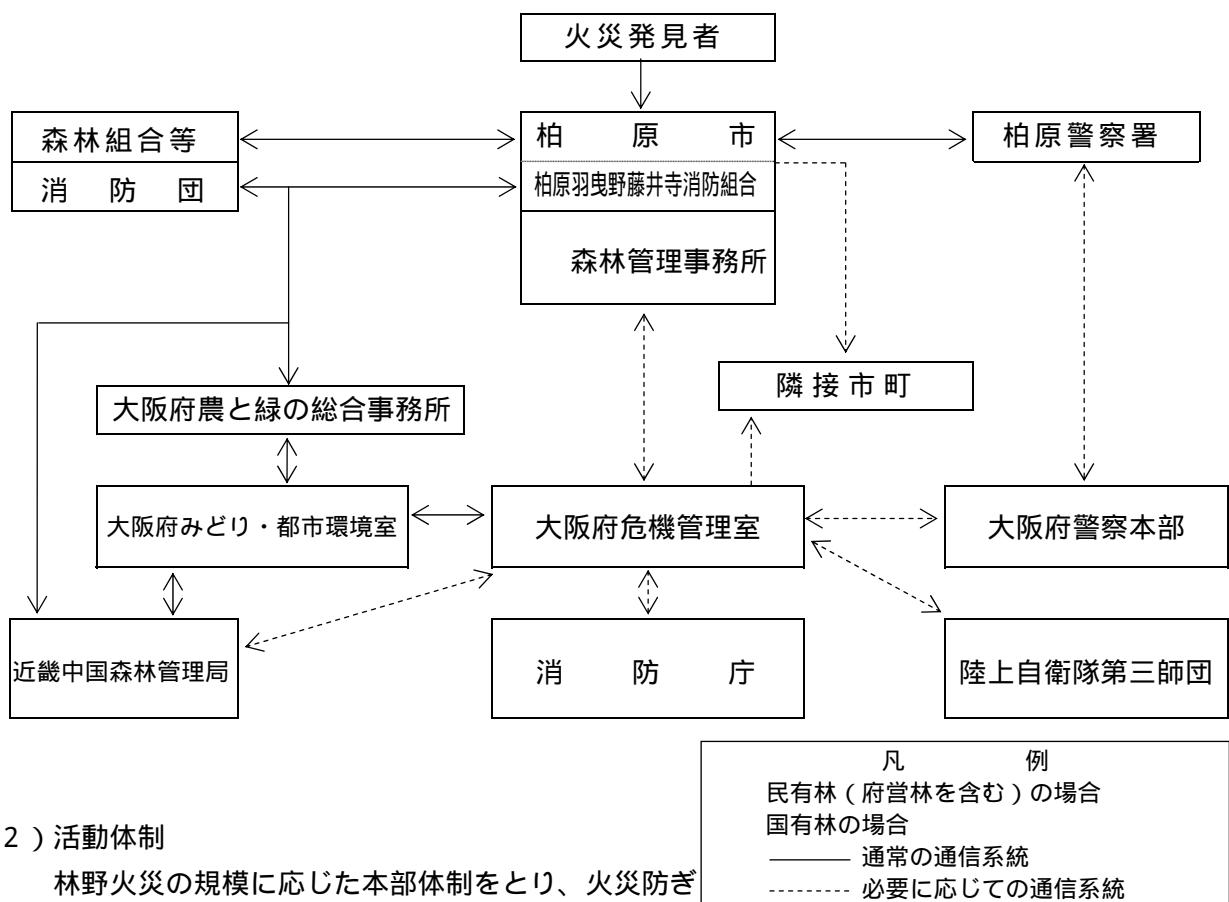
エ 覚知後3時間を経過しても、鎮火できない場合

オ 空中消火を要請する場合

カ 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高い場合

キ 伝達系統

火災通報に係る伝達系統は、次のとおりである。



(2) 活動体制

林野火災の規模に応じた本部体制をとり、火災防ぎ

ア 避難所の開設・管理

林野火災発生の通報があった場合は、直ちに現地指揮本部を設置し、府警察(柏原警察署)等関係機関と連携して、火災防ぎ活動を行う。

火災の規模等が通報基準に達したときは、府に即報を行う。

火災が拡大し、柏原羽曳野藤井寺消防組合単独では十分に対処できないと判断するときは、応援協定等に基づき隣接市町等に応援出動を要請する。

イ 現地対策本部の設置

隣接市町村等に応援要請を行った場合は、現地対策本部を設置する。なお、現地対策本部の活動は、次のとおりである。

応援隊、飛火警戒隊、補給隊などの編成

警戒区域、交通規制区域の指定

空中消火の要請又は知事への依頼

消防庁に対する広域航空消防の応援要請及び自衛隊に対する派遣要請についての検討

応援部隊の受入準備

2 市街地火災応急対策

火災の状況に応じた部隊配備を行うとともに、道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案した消火活動を実施する。

また、延焼動態から、火災の危険が及ぶおそれのある場合は、延焼阻止線の設定など、効率的な部隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

(1) 災害対応の優先度

延焼火災及び救出・救助事案が同時に多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施する。

(2) 火災防ぎよ活動の原則

ア 避難場所、避難路確保優先

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所、避難路の確保等防ぎよを行う。

イ 消火活動重点地域・消火可能地域優先

同時に多数の延焼火災が発生した場合は、消火活動重点地域及び消火可能地域を優先に防ぎよする。

ウ 市街地火災防ぎよ優先

大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防部隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地火災防ぎよを優先し、それを鎮圧した後に部隊を集中して防ぎよにあたる。

エ 特殊建物等の重要対象物優先

特殊建物等の重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、特殊建物等の重要対象物の防護上必要な防ぎよを優先する。

(3) 火災防ぎよ活動の区分

ア 分散防ぎよ活動

同時多発火災に対し、部隊を分散出場させ、少数部隊で防ぎよにあたるもの

イ 重点防ぎよ活動

同時多発火災に対し、災害拡大の恐れが大なるものを重点的に防ぎよにあたるもの

ウ 拠点防ぎよ活動

火災が拡大したとき、市民の避難道路及び避難場所を確保するため又は劣勢消防力を回復するた

め、活動拠点を指定して防ぎよにあたるもの

(4) 大規模市街地火災の防ぎよ対策

- ア 初動体制の確立
- イ 火災態様に応じた部隊配備
- ウ 道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案した消火活動
- エ 延焼阻止線の設定
- オ 自主防災組織及び事業所等の自衛消防組織による自発的な初期消火活動
- カ 活動時における情報収集、連絡

(5) 高層建築物等火災の防ぎよ対策

- ア 活動期における出場部隊の任務分担
- イ 排煙、進入時等における資機材の活用
- ウ 高層建築物等の消防用設備の活用
- エ 水損防止
- オ 活動時における情報収集、連絡

(6) 広域断水時火災の防ぎよ対策

- ア 防火水槽及び自然水利の適切な活用による水利の確保
- イ 水槽車、タンク車の優先出場及び活動
- ウ 有効かつ的確な水利統制
- エ 機械性能の保持及び積載ホースの増加
- オ 活動時における情報収集、連絡

(7) 同時多発火災の防ぎよ対策

- ア 出場部隊数の調整及び活動部隊数の合理化並びに無線統制
- イ 消防団との連携
- ウ 非常招集による緊急増強隊の編成
- エ 他市町村消防応援隊の要請及び活用
- オ 出場体制の迅速化
- カ ホースの確保
- キ 防火水槽及び自然水利の活用
- ク 活動時における情報収集、連絡

(8) ガス漏洩事故対策

- ア 消防活動体制の確立
- イ ガス漏れ事故の発生箇所及び拡散範囲の推定
- ウ 火災警戒区域の設定
範囲は、ガス漏れ場所から半径 100m以上地上部分に設定する。
- エ 避難誘導
避難経路、方向、避難先を明示し、危険箇所に要員を配置するなど、柏原警察署等と協力して安全、迅速な避難誘導を行う。
- オ 救助・救急
負傷者の有無の確認及びその速やかな救助活動並びに救護機関等と連携した負傷者の救護搬送措置を行う。

力 ガスの供給遮断

ガスの供給遮断は、大阪ガス株式会社が行う。

大阪ガス株式会社の到着が、消防隊より相当遅れることが予測され、かつ広範囲にわたり多量のガス漏洩があり、緊急やむを得ないと認められるときは、消防隊がガスの供給を遮断することができる。この場合、直ちにその旨を大阪ガス株式会社に連絡する。

(9) 中高層建築物の管理者等

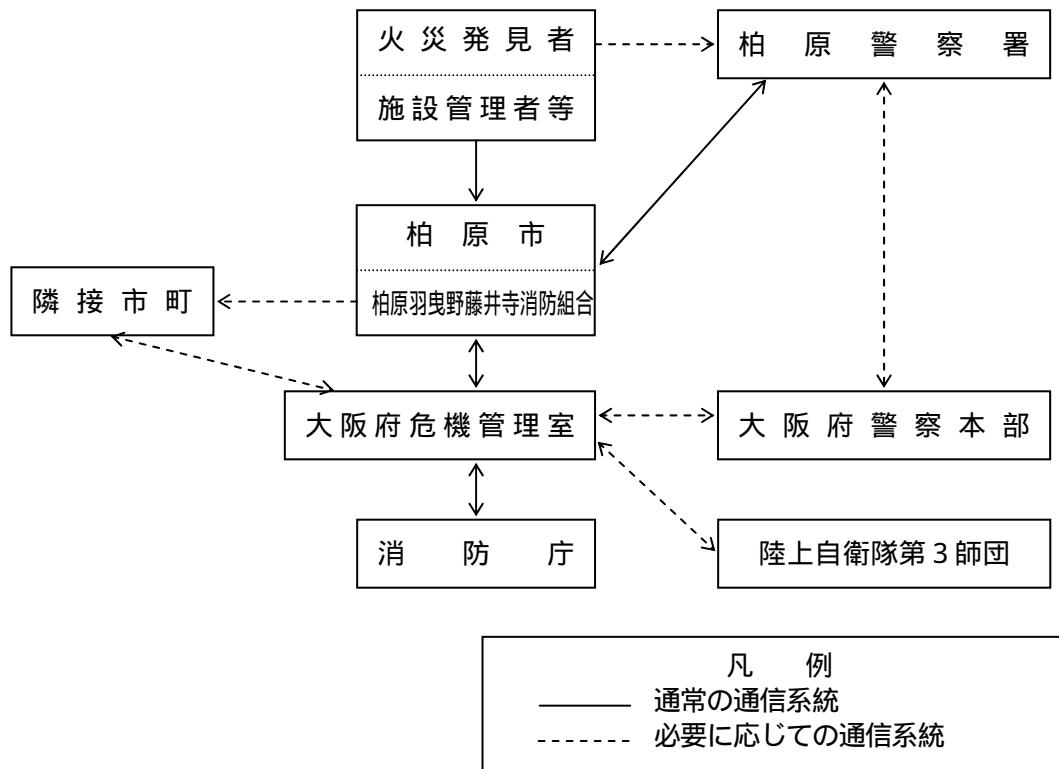
ア ガス漏れ、火災等が発生した場合、中高層建築物の管理者等は、消防機関等へ通報するとともに、その被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。

イ 中高層建築物の管理者等は、防災計画書等に基づき市民の避難誘導を行う。

ウ 関係事業所の管理者等事業者は、発災後速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。

(10) 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



3 人命救助活動

市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合は、府警察（柏原警察署）等との密接な連携のもと、迅速かつ的確に人命救助・救出活動を実施する。

また、必要に応じて消防相互応援協定締結市町村、自衛隊等に総務対策部総括班を通じ協力を要請する。

(1) 活動の方針

- ア 消防活動は、傷病者の救出、救護活動を最優先とし、消防部隊が相互に連携し、効率的な組織活動を実施する。
- イ 救急活動は、救命処置を最優先とし、傷病者の迅速・安全な搬送を実施する。
- ウ 特殊機器を必要とする作業は、関係機関と密接な連携のもとに行う。
また、作業用重機は、協定業者等の協力を得て、必要とする現場に配置する。
- エ 府警察（柏原警察署）消防応援隊、自衛隊等と協力して、必要に応じ地区割等を調整し効率的な救助活動を行う。

(2) 活動の要領

- ア 重傷者の救出、救命措置を最優先する。
- イ 被害拡大の防止を実施する。
- ウ 傷病者の救出、応急手当及び救護所への搬送を実施する。
- エ 二次災害の予防措置に徹底を図り実施する。
- オ 遺体を発見した場合は速やかに所定の手続をとる。

4 消防活動に係る応援の要請・受入れ

市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合では消防活動を迅速かつ的確に実施することが困難な場合、関係法令や協定に基づき他市町消防機関等の応援を要請する。

(1) 応援の要請

ア 消防相互応援協定に基づく応援要請

火災の拡大が著しく、市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合では十分に消防活動が実施できない場合は、消防相互応援協定に基づき他市町消防機関の応援を要請する。

イ 航空消防応援協定に基づく応援要請

大規模火災発生時にヘリコプターを使用することが、消防活動に必要と認められる場合は、航空消防応援協定に基づき、大阪市消防局に応援を要請する。

ウ 知事への応援要請

大規模火災発生時に、必要な場合は、消防相互応援協定のほか災害対策基本法第68条に基づき、知事に対して応援の要求を行う。

エ 消防庁長官の措置による応援体制

大規模火災発生時に、緊急消防援助隊に対して、知事を通じ、直ちに応援要請を行う。

(2) 応援隊の受入れ

応援隊の派遣が決定した場合は、次の点に留意して応援隊の活動が十分に行えるよう努める。

ア 人事班は、応援隊の宿泊場所及び施設を確保する。

イ 応援隊との連絡調整のため連絡担当者を指名する。

ウ 消防作業実施期間中は、現場に責任者を置き、応援隊指揮者と協議し、作業の推進を図る。

エ 必要に応じて府警察（柏原警察署）に対して、被災地域等への誘導を依頼する。

オ ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時離着陸場の準備に万全を期する。

5 地域住民との連携

自主防災組織等地域住民は、柏原羽曳野藤井寺消防組合が災害現場に到着するまでの間、初期消火・救助作業を実施し、消防隊が到着した際は作業を引き継ぐ。

また、柏原羽曳野藤井寺消防組合は、必要に応じて自主防災組織等地域住民に、災害現場における消火・救出作業への協力を求める。

第2節 危険物等災害応急対策

市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合は、火災その他の災害に起因する危険物等災害の被害を最小限にとどめ、周辺住民に対する危害防止を図る。

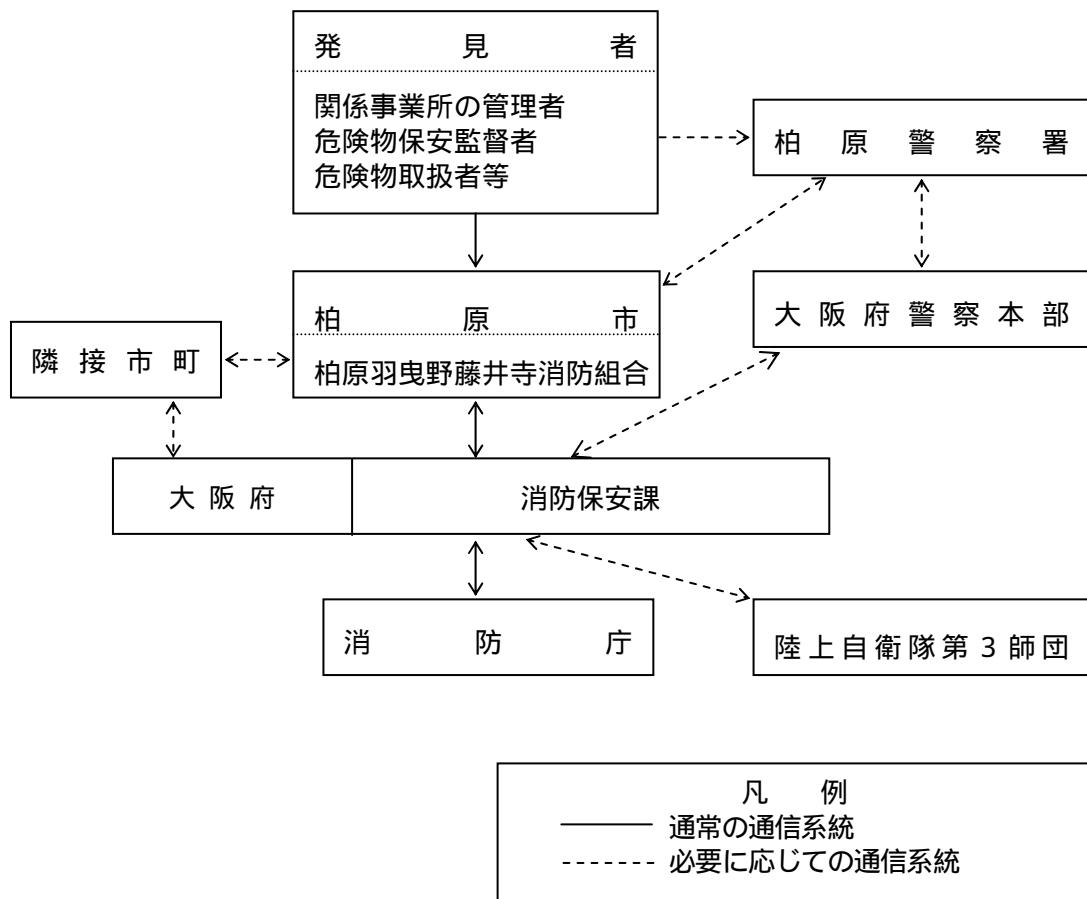
第1 危険物災害応急対策

危険物災害が発生した場合、施設の管理責任者と密接な連携を図りながら、必要な応急対策を実施する。

- 1 柏原羽曳野藤井寺消防組合は、施設の管理責任者と密接な連絡を図るとともに、安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を講じる。
- 2 柏原羽曳野藤井寺消防組合は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。
 - (1) 災害の拡大を防止するための施設、設備の整備及び緊急措置要領の確立
 - (2) 危険物による災害発生時の自衛消防組織と活動要領の確立
 - (3) 災害状況の把握と状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動の確立
- 3 柏原羽曳野藤井寺消防組合は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難の指示など必要な応急対策を実施する。

4 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。

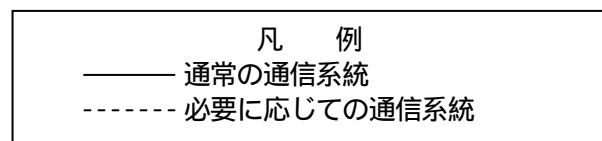
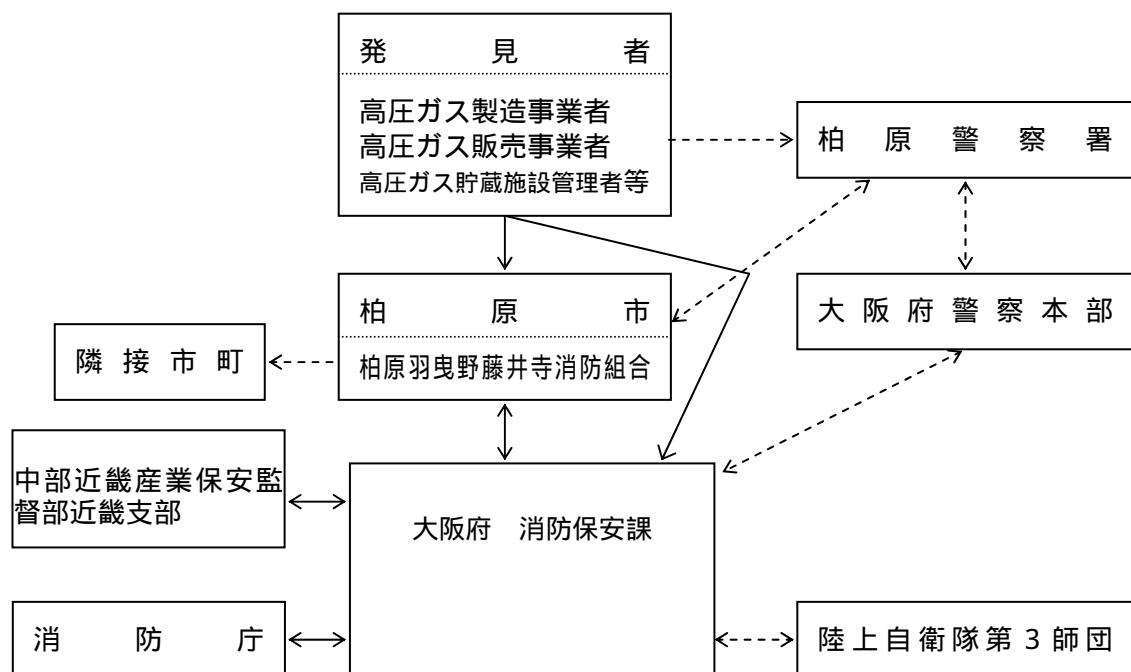


第2 高圧ガス災害応急対策

柏原羽曳野藤井寺消防組合は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難の指示等必要な応急対策を実施する。

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。

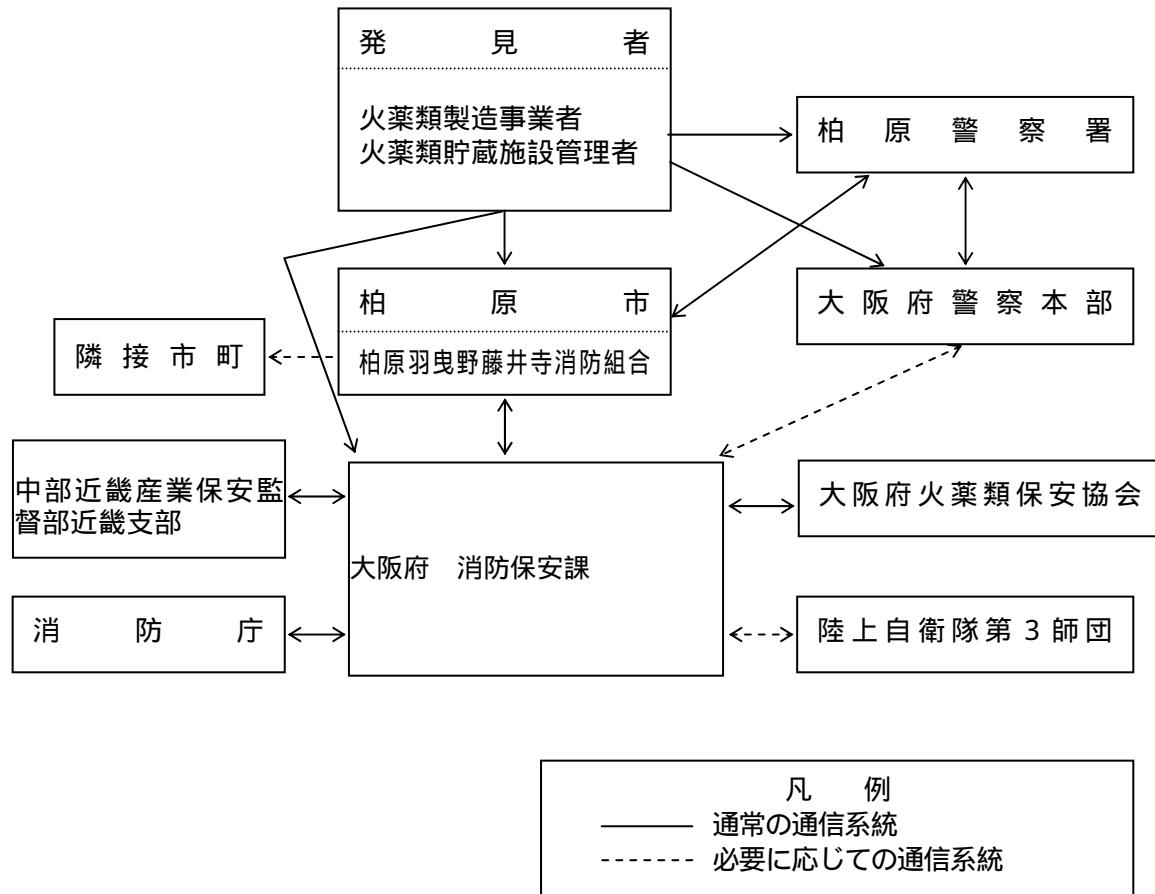


第3 火薬類災害応急対策

柏原羽曳野藤井寺消防組合は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難の指示等必要な応急対策を実施する。

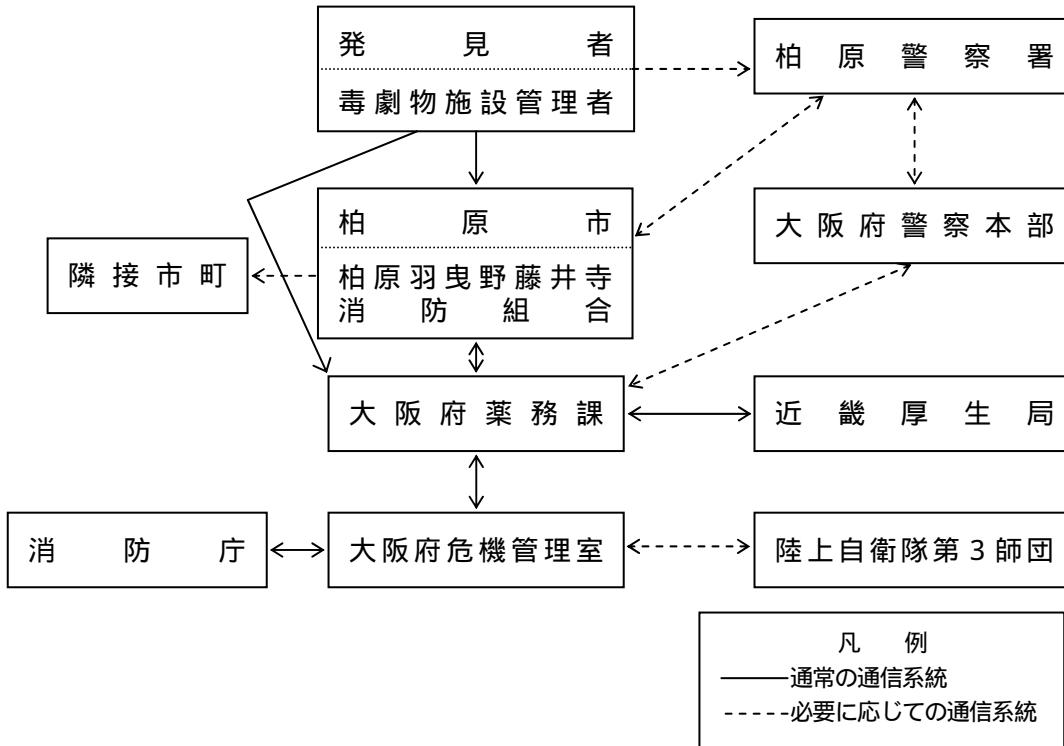
1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



第4 毒物・劇物災害応急対策

- 1 柏原羽曳野藤井寺消防組合は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難の指示等必要な応急対策を実施する。
- 2 通報連絡体制
事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



第5 管理化学物質災害応急対策

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。また、生活環境保全条例の権限を移譲されている市町村は、管理化学物質が流出し住民の健康に被害を及ぼすおそれがある際等は、管理化学物質を取扱う施設の管理責任者に対し、被害の拡大防止等の応急措置を講じるよう指示する。

第3節 大規模交通災害応急対策

関係機関と協力のうえ、被害の状況に応じ適切な応急対策を講じる。

第1 大規模交通災害の種類

大規模交通災害として取り上げる災害の例は次のとおりである。

- 1 航空機墜落事故
- 2 旅客列車の衝突転覆事故
- 3 大規模な自動車事故

第2 応急対策

柏原羽曳野藤井寺消防組合は、大規模交通災害が発生した場合、関係機関と協力のうえ、応急対策を実施する。

1 連絡体制

(1) 施設管理者からの通報

施設管理者は、119番通報等によって柏原羽曳野藤井寺消防組合へ大規模交通災害の発生を連絡する。

(2) 関係機関への連絡

市域において大規模交通災害の発生の通報を受けた場合は、災害状況の把握に努めるとともに、事故の概要を直ちに府に報告のうえ、府警察（柏原警察署）及び関係機関に連絡する。

2 応急対策の実施

(1) 災害応急活動体制

災害の状況に応じた災害応急活動体制をとるとともに、府及び関係機関の職員並びに関係者の派遣を要請する。

市の災害応急活動体制は、原則として市長の判断によって決定する。

(2) 現地災害対策本部の設置

必要に応じて現地災害対策本部を現地又は適当な場所に設置する。現地災害対策本部では、情報の一元化、効果的な災害応急対策を実施するため総合的な連絡調整を行う。

(3) 応急対策活動

ア 災害の拡大防止等

必要に応じて警戒区域を設定し、避難の指示等の応急対策を実施し、市民の身体・生命の安全確保、災害の拡大防止に努める。

イ 関係機関との連携

また、府をはじめ関係機関への連絡を強化し、各関係機関の行う災害応急対策に積極的に協力する。

ウ 救助、救急医療活動（市立柏原病院及び当該事故関係機関）

- (ア) 医師及び看護師の派遣
- (イ) 医療機材及び医薬品の輸送
- (ウ) 負傷者の救助
- (エ) 現地における応急対策及び負傷者の救急医療施設の確保

工 活動

柏原羽曳野藤井寺消防組合は、消防活動等災害拡大防止、危険物等による二次災害の防止を迅速かつ的確に実施し、被害の軽減に努める。

オ 救援物資の輸送

市、府及び当該事故関係機関は、相互連絡のもと被災者に必要な物資を速やかに確保し、これを輸送する。

カ 応急復旧用資機材の確保

市、柏原羽曳野藤井寺消防組合、府及び当該事故関係機関は、応急復旧に必要な資機材を確保する。

キ 交通対策

柏原警察署、関係機関、当該事故関係機関等は、相互連絡のもとに必要な交通規制等を行い、交通の安全、緊急輸送の確保に努める。

ク 関係者等への情報伝達

災害の状況、安否情報、医療機関の状況、施設の復旧状況などの情報を適切に関係者等へ伝達する。

(4) 広域協力体制

災害が広域に及ぶ場合は、隣接市町と協力体制をとる。

3 事故処理

当該事故関係機関は、柏原警察署、関係機関等の協力を得て、事故現場及び被害地域における事故処理を速やかに実施する。

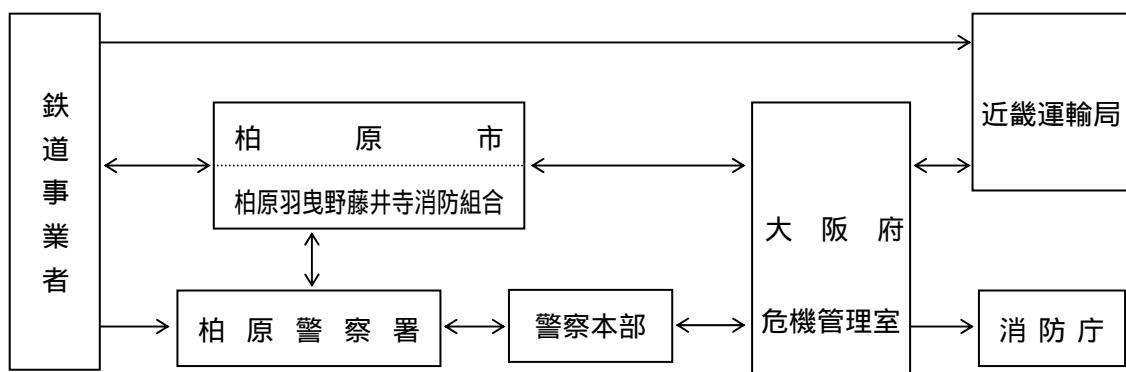
4 情報収集伝達体制

(1) 航空機事故

市をはじめ防災関係機関は、空港事務所と緊密な連携を図りながら、速やかに応急活動を実施する。

(2) 鉄道事故

ア 情報収集伝達経路

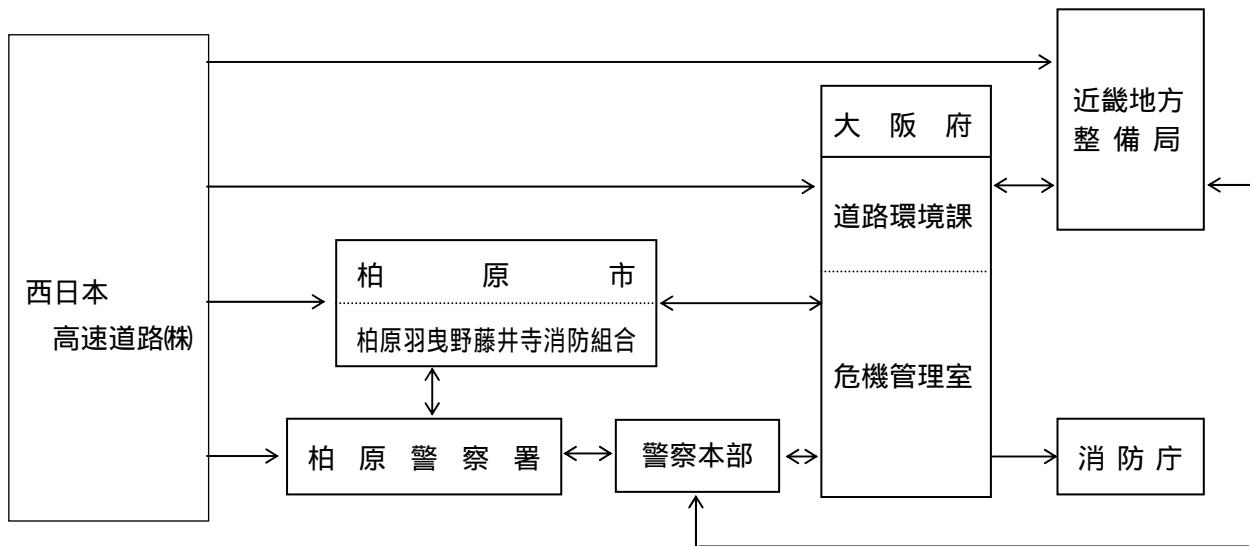


イ 収集伝達事項

- (ア) 事故の概要
- (イ) 人的被害の状況等
- (ウ) 応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況
- (エ) 応援の必要性
- (オ) その他必要な事項

(3) 自動車事故

ア 情報収集伝達経路



イ 収集伝達事項

- (ア) 事故の概要
- (イ) 人的被害の状況等
- (ウ) 応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況
- (エ) 応援の必要性
- (オ) その他必要な事項

第3 その他突発災害応急対策

その他突発災害が発生した場合、災害の態様に応じ、応急対策を実施する。

本編においては、大規模火災、危険物等災害、大規模交通災害を想定し、その応急対策を迅速かつ的確に講じることができるよう定めているが、その他にも大規模な食中毒・雑踏事故・遭難など不測の事故が発生するおそれがある。

こうした場合においても、関係各班、柏原羽曳野藤井寺消防組合及び関係機関は災害の態様に応じ、「災害応急対策」を準用して、被害情報の収集・伝達、避難誘導、災害広報、消火・救助、応急医療、被害の拡大防止対策、応援要請等の応急対策を実施する。